問題提起

論

説

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚

軍

第一節 Ξ 明治三四年総督府官制改正とその課題 領有初期における総督府官僚 領有初期における台湾総督府とその官僚制度 台湾総督府の成立

第 _ 節

総督府文官官僚の人事制度

総督と総督府人事

王

鉄

小括

第三節 兀 五 Ξ 総督府官僚間の交流 総督府文官官僚の生活の諸相 総督府文官官僚の特典 総督府の文官懲戒

問題提起

た政治責任をとれる政治勢力ではなく、台湾総督府行政官僚であった。その歴史過程において、 日本が台湾を統治した五〇年間において、 その歴史を担っていたのは、 国会議員、 政党関係者等の政治団体といっ 台湾社会は、

総督府行政官僚は、島内の住民に対して、統治政策を行う唯一の政治勢力であった。このような統治集団には、 総督府各部署の事務官・参事官・警視・属・翻訳官・技師・地方州県知事・庁長 総

すなわち日本人対台湾人、内地人対本島人といった政治構造の下に置かれていたが、

支配 台湾

督を始め、

総務長官や局長から、

者階層対被支配者階層、

技能系高等官僚と総督府人事

98

総督府文官普通試験と総督府文官

総督府とパーキンソン (parkinson) の法則

退官後の総督府官僚

は 督や総務長官、 警部・巡査等が含まれている。このうち、内地から派遣され、任務を終えて内地に戻ったり、転任したりする、 ほとんど定年までその職に就いていた。そのため、 及び少数の高等官僚を除けば、 総督府各部署に勤務する本府官僚、及び各地方庁に務める地方官僚 内地はもとより、他の外地、 租借地における統治行政機関

官僚制度の確立の原点とその実態を明らかにしていく。 の成立と総督府人事、台湾総督府官制改正と総督府人事の異動、 の間での人事交流は、 の異動といった台湾総督府官僚制度の形成と発展を促していった本源的問題を見ていきながら台湾総督府の文官 本稿は、近代日本文官制度の視点から、総督と総務長官を除く台湾総督府の文官官僚を対象として、台湾総督府 あまり行われず、独特な台湾総督府文官官僚制度が形成されていくことになった。 総督の更迭、 いわゆる内地政治の変動と総督府人

第一節 領有初期における台湾総督府とその官僚制度

台湾総督府の成立

(1) 台湾領有と台湾事務局

明治二八年五月一〇日、 台湾の事情に詳しい水野遵が台湾譲渡の弁理公使に任命された。五月、樺山と水野は、大本営が移駐した京都 この日、 樺山資紀は、 日本政府は、 海軍中将から海軍大将に昇進し、 日清講和条約により、 台湾総督に命じられる。 台湾本島と周辺島嶼、 及び澎湖列島の領有を宣言し これより先、 衆議院書記官長

に赴き、

台湾総督府臨時事務所を設け、

総督府職員の任用を開始した。

例を定め、全島を鎮定するまで総督府を傘下に置くことになった。

そのものを軍組織に編みこみ、軍政を施行することになった。翌月六日、 吏員を待ち構えていたのは、 Щ 抗日抵抗を鎮圧することが困難であると判断した政府は、同年七月一八日、一時民政施設の導入を断念し、 同年六月一七日、 恒春等に官吏を派遣し、 樺山総督一行は、 ここに台湾での日本統治が開始された。 台湾島内に残留した清国兵と台湾住民による激しい抵抗であった。 基隆から台湾に上陸し、 台北城内で始政式を行うとともに、 しかし、 陸軍省は、 台湾に上陸した樺山総督以下総督府 陸軍省達を以て台湾総督府条 台湾住民の激しい 台北、 台南、 総督府 鳳

告等ニ就キ其ノ意見ヲ内閣総理大臣ニ具申ス」とのことを目的として設置された。 治郎を交通委員で 大蔵次官田尻稲治郎を財務委員、 同年六月一八日、 内閣書記官長伊東巳代治を総務委員とする台湾事務局が発足した。 伊藤首相を総裁とし、参謀本部次長川上操六を副総裁とし、 外務次官原敬を外務委員、 海軍中将山本権兵衛を軍事委員、 内務次官末松謙澄治を民生委員 同局は、 逓信省通信局長田健 「台湾総督ノ稟議報

(2) 台湾総督府条例 の制定

案した台湾総督府条例案を底本とし、 仮条例と陸軍省の台湾総督府条例をもって、台湾での統治を開始する。このうち、 条例案は、 樺山が台湾総督に命じられた当初、 閣議決定をされた後に上奏したところ、天皇に不裁可とされた。こうして、 台湾統治の組織法の制定に取り掛かった。 樺山総督らは、 伊藤内閣総理大臣宛に総督府条例案を上申した。 台湾事務局は、 台湾総督府は、 台湾総督府が起 台湾総督府 しかし、 同

督制の反対者であった。 府の官僚構成等をめぐって対立をしていた。 周知のように、台湾事務局の外務委員であった原敬は、 しかし、 台湾事務局を始めとする当局者の間は、 この原が明治二九年二月二日に開かれた台湾統治法案を決定する台湾事務局会議の模様を、 総督の任用資格、 総督の委任事項、 中央監督省庁の設置、 強硬な武官総

案を取れり、此日議決の諸案不同意の点多し」と記しているように、台湾総督府官制の基本は委員全体の合意のな 将又は中将を以て之に充つるの原案は川上中将を除くの外全会不同意なりしも総理は陸軍の感情を考へたるにや原 を付与する「六三法」を成立させた。 対していたこと、それを敢えて挿入したのは伊藤総裁の陸軍態度への特別な配慮によるものであったことが分かる。 かで、大概ができ上ていったものの、 も多数の意見は之に同意せず、但台湾を一の殖民地類似となすの案は幾分か破れたり。 「海陸軍は主管省に於て直轄して総督に委任せず並に税関郵便電信等の事務も主務省の直轄となす事を主張したる 伊藤内閣は、 その台湾総督府条例は、 専ら北海道と台湾総督府を管轄する中央省庁である拓殖務省官制と、 それと同時に、「台湾総督府条例」と「台湾総督府民政局官制」を制定され、 総督の資格要件である武官総督論については、 陸軍の川上操六除き全員が反 又総督官制に於て陸海軍大 台湾総督に律令制定権

台湾総督府条例

公布された。

第 台湾二台湾総督ヲ置キ台湾島及澎湖列島ヲ管轄セシム

総督八親任トス陸海軍大将若クハ中将ヲ以テ之ニ充ツ

第三条 総督八委任ノ範囲内二於テ陸海軍ヲ統率シ拓殖務大臣ノ監督ヲ承ケ諸般 ノ政務ヲ統理ス

総督ハ主任ノ事務ニ付其ノ職権若クハ特別ノ委任ニ依リ総督府令ヲ発シ之ニ禁錮二十五日又ハ罰金二

五円以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第四条

第六条 第五条 総督ハ其ノ管轄区域内ノ安寧秩序ヲ保持スル為ニ必要ト認ムルトキハ兵力ヲ使用スルコトヲ得 総督八其ノ管轄区域内ノ防備ノ事ヲ掌ル 近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚 (王) (102)102 第八条 第七条

第九条 以下ハ之ヲ専行ス 総督八知事ノ命令又八処分ノ成規二違ヒ公益ヲ害シ又ハ権限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令

総督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ拓殖務大臣ニ由リ内閣総理大臣ヲ経テ之ヲ上奏シ判任官

総督ハ必要ト認ムル地域内ニ於テ其ノ地ノ守備隊長若クハ駐在武官ヲシテ民政事務ヲ兼掌セシムルコ

トヲ得

又ハ処分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第十条 総督八拓殖務大臣ニ由リ内閣総理大臣ヲ経テ所部文官ノ叙位叙勲ヲ上奏ス 総督ハ所部文官ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ係ルモノ並ニ奏任官ノ免官ニ係ルモノハ拓殖務大臣ニ由リ内

第十二条 閣総理大臣ヲ経テ上奏シ其ノ他ハ之ヲ専行ス 総督事故アルトキハ民政局長軍務局長ノ中官等高キ者其ノ職務ヲ代理ス

総督府二総督官房ヲ置ク

総督官房ニ副官二人及専任秘書官二人ヲ置ク総督ノ命ヲ承ケ機密事務及文書ノ取扱ヲ掌ル

副官八陸海軍佐尉官ノ内各一人ヲ以テ之ニ充ツ秘書官ハ奏任トス

第十四条 総督府ニ民政軍務ノニ局ヲ置ク其ノ副官八別ニ之ヲ定ム

第十五条 本令八明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

附則

۲ 台湾総督は、 陸海軍大将又は中将より充てられ、 管轄区域内の防備と安寧秩序維持をするため兵力を使用する

台湾総督府官制とは明らかに異なる。 こととなった。このうち、総督府内の民政局長と軍務局長が総督の職務が代理できることは、 ことができ、そして拓殖務大臣の監督を受け、 つまり、台湾総督府民政局長と軍務局長に台湾総督の職務の代理権を付与し 台湾総督府の諸般の政務統理権といった軍政と行政権を付与される この後に制定された

たことは、この台湾総督府条例の特徴の一つであった。

同日公布した勅令第九〇号「台湾総督府民政局官制」

は

台湾総督府民政局官制

台湾総督府民政局八台湾総督ノ管轄二属スル行政及司法二関スル事務ヲ整理スル所トス

民政局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長

第 第一条

参事官 事務官

技師

属

技手

通訳生

第三条

第四条 事務官八専任二十五人勅任又八奏任トス各部ノ長トナリ又八之二分属シ部務二従事ス 局長ハー人勅任トス台湾総督ノ命ヲ承ケ行政司法ニ関スル事務ヲ整理シ及各部ノ事務ヲ監督ス

第六条 技師ハ十四人奏任トス各部二分属シ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ関スル事ヲ掌ル

参事官ハ専任三人奏任トス局長ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌リ又ハ臨時命ヲ承ケ各部ノ事務ヲ助ク

第五条

第七条 属ハ三百十二人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第八条 技手八四十人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

通訳生八四十二人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ通訳ニ従事ス

第十条 民政局ニ左ノ七部ヲ置ク 第九条

内務部

総務部

財務部

殖産部

法務部

学務部

通信部

第十一条 各部事務ノ分掌ハ台湾総督之ヲ定ム

附則

第十二条 本令八明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

۲

台湾総督府民政局は、

台湾総督の管轄に属する台湾総督府警察、

財政、 司法、 教育、 衛生、

行政官僚の進退、

たのである

105 (105) 中京法学45巻1・2号(2010年)

> 通信、 あった民政庁と同じ発想によるものとみられる。 令大権と軍政大権における軍政大権のみであった。このことは、日清戦争下において設置された占領地行政機関で 総督が管轄する陸海軍の軍政に関する事務を掌理することとなった。但し、台湾総督の軍事管轄権は、 枢に位置づけられた。 「軍政」であって「軍令」ではない。つまり、台湾総督が委任された権限は、天皇大権のなかの統帥大権にある軍 殖産等といった台湾行政及司法に関する事務を所管することとなり、台湾総督府民政局が台湾行政統治の中 また、 総督の下に民政局と併設する軍政局があり、 その軍務局には陸軍部と海軍部が置かれ、 あくまでも

かった。 る範囲内の職務権限を委任し、一部の学者に言われた「皇帝」のような絶対権限は、 ける陸海軍の軍政権のみが付与されたことから、 まり文武官総督制の導入をめぐり議論があった。 以上のような台湾統治の組織法が起案される当初において、 教育等の台湾総督の管轄に属する事務を所管したことにより、 一方 台湾総督府民政局官制に示されたように、 台湾統治の組織法が制定される当初、 特に台湾総督に付与された諸職務権限のなかで、 台湾総督府民政局は、 中央政府の関係者間には、 台湾総督の下に台湾統治の中枢に位置づけられ 軍事を除く警察、 台湾総督に付与されてはい 中央政府は、 台湾総督の資格要件、 管轄区域内にお 衛生、 台湾総督にあ 司法、 殖 つ な

領有初期における総督府官僚

(1) 日清戦争までの内地文官制 度

日本の近代的文官制度は、 台湾総督府の文官官僚制度を検討する前に、 明治一九年に築かれた。 それまでの内地における文官制度を見ていきたい。 同年三月から四月にかけて政府は、 それぞれ 「高等官官等俸

の原型をなすものであった。

れは前年に発足したばかりの内閣制度とともに、近代的な国家システムの一環として築かれていく近代的文官制度 勅任官、奏任官という高等官と判任官とに区分したうえ、その官等に対応する俸給を定めた。 二九日勅令第三八号)を公布した。これらの法令は、今までの制度を法制化したものではあったが、 給令」(三月一七日勅令第六号)、「判任官官等俸給令」(四月二九日勅令第三六号) と「技術官官等俸給令」(四月 いうまでもなく、こ 官僚を親任官、

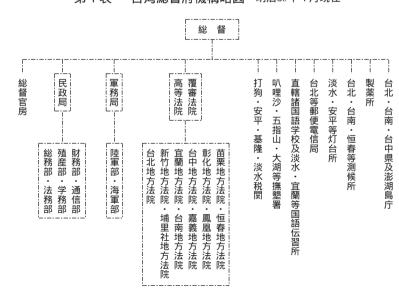
させるという、全く新しい近代的な官吏任用制度を創設したものといえる。同規則によると、高等文官の試補にな 府県立中学校卒業生、認可された私立中学校の卒業生は普通試験が免除され、中学校以下の学歴しかもっていない るには、帝国大学法科大学卒業生を除くものにとっては高等文官試験が必要となる。 次いで、明治二〇年七月、 一方、これは、それまでの藩閥に基づく私的な文官任官に資格を付与し、 政府は、「文官試験試補及見習規則」を公布し、 官僚の任用資格に試験制度を導入す さらに国家試験と近代教育とを結合 判任文官の見習になるには、

ものにとっては普通文官試験が必要となる。

当初の府県立中学校、私立法学校、及司法省旧法学校の卒業生から、 学校農学科工学科卒業生、及び学習院高等学科卒業生に拡大した。また、普通文官になるための試験免除学校は、 文官に採用できる大学は、 高等文官に採用できる大学と試験が免除されて、普通文官に採用できる中学校を拡大する。すなわち無試験で高等 による近代的な文官官僚の供給不足が見られた。そのため、 高等文官試験と普通文官試験の応募者が少なくて、「文官試験試補及見習規則」 帝国大学法科大学卒業生の高等文官試験の免除と府県立、私立中学校卒業生の普通試験の免除により、 当初の帝国大学法科大学卒業生から、東京農林学校、旧駒場農学校本科卒業生、 明治二二年から明治二五年の間に、 東京農林学校別科、 が空洞化していく傾向とこのこと 旧速成科、 政府は、 旧簡易科、 無試験で 札幌農 旧

れ た。 5 また、 格した者、 学校の卒業生に拡大した。一方、明治二六年一〇月三一日: 府 台湾総督府は、 官高等試験委員または文官普通試験委員の銓衡が必要とさ ほ して勤務した者は、 勤めた者は、奏任官という高等文官の任用資格とされた。 上高等文官として勤務した者、 勅令第一八三号を以て「文官任用令」を制定した。 政府は、奏任文官と判任文官の任官資格を調整し、 大臣の認可を経た法律学政治学又は理財学を教授する私立 駒場農学校別科卒業生、 語部署とその主要人事は、 か 明治二九年四月一日、 これによると、 (2) 明治二九年の総督府の主要人事 教官、及び技術官の任用をするには、 文官普通試験に合格した者、 官立・私立中学校卒業生、 同府高等文官の人事を決定した。 判任文官の任用資格者とされた。 高等文官試験に合格した者、 「台湾総督府官制」 学習院中等学科卒業生、 次の第1表と第2表が示した 三年以上判事検事として 文官高等試験に合 三年以上文官と の施行に伴い 原則として文 当時総督 及び文部 三年以 新たに この

第 1 表 台湾総督府機構略図 - 明治29年 4 月現在



第2表 明治二九年四月現在総督府主要人事一覧

樺山資紀

民政局長

内務部長 水野遵 (四月一日) 古荘嘉門 (四月一日)

監獄課長 警保課長 千々岩英一 (四月二三日) 中西五六郎 (四月二三日)

庶務課長 [心得] 高橋虎太 (四月一八日)

押川則吉 (四月二三日)

殖産部長

鉱務課長 沖龍雄 (四月二三日)

拓殖課長 柳本通義 (四月二三日) 林務課長

有田正盛 (四月二三日)

財務部長 農商課長 山口宗義 (四月九日) 高橋昌 (四月二三日)

経理課長 監督課長 新井章 (四月二三日) 遠藤剛太郎 (四月二三日) 総務部長

[兼] 水野遵

通信部長 学務部長 法務部長 外信課長 電信課長 為替貯金課長 刑事課長 海事課長 工務課長 計算課長 内信課長 教務課長 編纂課長 民事課長 [兼] 高野孟矩 (四月九日) 岩田武夫 (四月二三日) 木村亮吉 (四月二三日) 遠藤可一 古川五郎 杉浦篤三郎 (四月二三日) 松岡弁 (四月二三日) 土居通予 (四月二三日) 児玉喜八 (四月二三日) 伊集院兼良 (四月二三日) 伊沢修二 (四月一日) 服部甲子造 (五月一三日) [兼] 山口武洪 (五月一三日) 今井鉄太郎 (四月二三日) (四月二三日) (四月二三日)

租税課長

調査課長

祝辰巳 (四月三〇日)中村是公 (四月三〇日)

関税課長

[兼] 祝辰巳 (四月三〇日)

外事課長 [心得] 杉村濬 (四月二三日)

秘書課長 木下新三郎 (四月二三日)

衛生課長 [心得] 加藤尚志 (四月二三日)

文書課長 木村匡 (四月二一日)

臨時土木部長 [心得] 山口宗義 (四月一八日)

高等法院長(高野孟矩 (五月一三日)

台北県知事(橋口文藏(四月一日)

台中県知事 牧朴真 (四月一日)

台南県知事 磯貝静藏 (四月九日)

澎湖島司

宮内盛高

(匹月)三日

職は新潟地方裁判所判事、 このうち、 総督府民政局部長に起用された六人のうち四人は現役官僚であった。すなわち法務部長高野孟矩の前 法務部長山口宗義は大蔵省主計局主計官、 通信部長土居通豫は逓信省の逓信書記官、 殖

残りの二人の民政局部長である学務部長伊沢修二も、

産部長押川則吉は農商務省農商局農事課長であった。また、

高等文官資格者は、判明できる限り四人いる。それは、民政局財務部租税課長に任じられた中村是公、 起用された二四人のなかには、内地各機関の現職の課長、 文部省参事官、 東京音楽学校校長等を、 外務部長古荘嘉門も第一高等中学校校長等を歴任していた。 各部の課長に 技師クラスの出身者が多い。近代的な大学教育を受けた 同部調査課

長に命じられた祝辰巳、

同部監督課長に任用された遠藤剛太郎、

及び民政局参事官に任用された大島久満次である。

(2) 明治三〇年の官制改正とその人事異動

して大臣官房第二課に勤めた後、 このうち、中村是公は、明治二六年七月、帝国大学法科大学英法科を卒業した後、大蔵省に入省し、 主計局属、 秋田県収税長を経験して、 渡台したものである。 大島、 遠藤、 その後試補と 祝の官

歴は中村課長とほぼ同じ出世コースであった。

じられ、長年にわたり、 従事シ其経歴アルハ勿論ニ有之且ツ人物温厚ニシテ部下ヲ統御スルノ材能アル」と評価され、 拓殖課長柳本通義の二人である。このうち、柳本課長は、 このほか、 総督府課長クラス中に札幌農学校卒業生は、 台湾東部の移民と土地開墾に努めた。 拓殖移民の業務に精通し、「十余年間専ラ柘殖ノ業務ニ 判明できる限り、民政局殖産部林務課長有田正盛と同部 台湾総督府技師に命

法制教育を受けたいわゆる「法制型」 には旧式官僚で占められていた。 は前者が多く、 この時期における台湾総督府行政官僚には、行政経験に富み、 課長クラスの人事には、近代教育を受けた「法制型」官僚がいるが、 である近代的 「新式官僚」 もいた。 いわゆる「実践型」の旧式官僚もおり、 つまり、 総督府民政局長、 総督府高等官人事は、 各部長-近代的な 全体的 人事に

次のように訓示をし、 明治二九年一〇月、 桂太郎総督の後任として渡台した乃木希典総督は、 総督官邸に集まった総督府高等官僚に、

任を明にすべし是れ刑法の外官吏服務の規定ある所以なり 凡そ官吏は政府の機関にして治化の本源たり其の職を行ひ身を処するの際宜く紀律を正しくし道義を重んじ責

顧ふに台澎全土我が版図に帰してより日尚ほ浅く百般の事業慨ね創始に属し政府の施設官吏の行為は内外人の

総督府官僚が清廉、 を勉むべし若し夫れ服務規律に違ふの顕状ある者は即ち検挙し軽重に従ひ懲戒処分に付し毫も仮借する所ある 監督の責ある長官は宜しく風紀を粛し節制を厳にし常に所属官吏を飾励して苟も非違の行為なからしめんこと 之を保証たん而して政府の意見亦将さに是に因て地を払ふに至らんとす。 そ此の数者は職を官に奉ずる者の平生尤も意を致すべきの要たり苟も此に缺くる所あれば官吏の体面何に由て るべし人を用ひ事を処する宜く公明にして正大なるべし官職の機密は宜く慎重にして漏洩する無事かるべし凡 ふべきのみ職務を執行する宜く誠実勤勉にして責任を明かにすべし身を奉じ心を持する宜く倹素にして清白な するものある時敬礼を失ふこと無く具さに意見を陳して上官の採納を仰ぎ若し聴かれざる時は己を舎で命に従 の道即ち亦之に外ならず故に長官の指揮命令には宜く従順なるべし若し或は其の指揮命令を穏当ならずと思惟 て政府の威信を宣へ統治の実効を挙げざる可らず夫れ従順、 倶に注目する所なり是の時に当り職を茲の土に奉ずる者当さに加々紀律を厳にし徳義を重んじ責任を明にし以 公正、 風紀をなすべくことを唱えた。 後任者の総督の就任訓示に比べても、 清廉、 公正、 慎密は官に居るの要にして奉公尽忠 乃木総

が伺えよう。 これほど総督府の官吏服務規律を強く強したことからは、 この背景には、 相次いで発覚した総督府所属官僚の不正と横領事件とが存在していた。 この時期における総督府内の官吏の腐敗と不正の深刻さ

府官僚は、 総督府司法当局は、 総督府の官舎建築用地の土地買収の過程における文書偽造の行使、 台中県埔里社支庁長・同支庁地方法院院長・撫墾署長檜山鉄三郎をはじめとする総督 詐欺取財、 収賄等の疑いで逮捕した

財務局租税課長中村を財務局事務取扱に命じた。

方

中央政府は、

総督府官制を改正し、

台湾統治体制の改革を図ろうとした。

府内で起案した「台湾総督府官制案」

を拓殖務大臣宛に具申する。

同官制案に添付した官制制定の理由書で、

同年七月二〇日、

台湾総督府は、

!は次のように主張した。

御 柴原亀二、同支庁内務課長今井武夫、 用商人馬場一、 前通: 信部計算課長杉浦篤三郎ら、 質屋野間五造、 前民政局警保課通訳藤本賢次郎、 同支庁保安課長兼地方法院監督書記、 強盗示唆、 詐欺、 恐喝取財 同局事務官、 の疑いで逮捕した鳳山県支庁長、 同支庁警察部長長山徹、 前財務部主計課長三島敏教、 同支庁地方法 地方法院長 同局

院書記安永三四郎らを検挙及び起訴した。

野民政局長をはじめ、 を更迭した上で、 督府内の司法と行政の間に対立が表面化する。このため、 三郎らに判決を下し、主犯格の馬場に禁錮一年及び二〇円の付加罰金、 おける文書偽造の行使、 年三ヶ月の禁錮刑を言い渡した。 翌年六月、 三島に禁錮九ヶ月、及び一五円の付加罰金を言い渡した。 台中県埔里社地方裁判所は、 大蔵省国債局長曽根静夫と広島控訴院判事水尾訓和をそれぞれ総督府民政局長、 高野高等法院長、 詐欺取財、 収賄等の疑いで起訴された馬場一、 同年八月一九日、台北地方法院は、 汚職事件により問題とされた財務部と通信部の山口宗義、 檜山鉄三郎らに判決を下し、 中央政府は、 かかる総督府官吏の汚職と不正摘発をめぐって、 総督府官僚の対立が表面化した民政局 杉浦に禁錮一年六ヶ月及び三〇円の付加罰 野間五造、 総督府の官舎建築用地の土地買収の過程に 同人に強盗示唆、 藤本賢次郎、 詐欺、 三島敏教 恐喝取 土居通予両部長 高等法院長に任 財の 杉浦 疑い の水 総 で

従来台湾総督府ニ民政軍務ノ二局ヲ置キ総督ノ命ヲ承ケ各局長ヲシテ其主任ノ事務ニ当ラシメタルモ民政ニ付

欠クノ虞アルカ故ニ民政局ヲ廃シ同局ノ各部ヲ総督ニ直隷シ別ニ事務官長ヲ置キ総督補佐ノ責ニ当ラシメ以テ テハ地方官官制ノ改正ニ依リ従来民政局ニ於テ取扱ヒタル行政事務モ之ヲ地方庁ニ移シ総督府ハ単ニー ノ計画ト監督トニ当リノ目的ナルヲ以テ特ニー局ヲ置クノ必要ヲ認メス且中間揩段ノ多々ナルハ事務 ,敏捷ヲ 般行政

其目的ニ副ハシメントス

だが、 布された。 係者間で修正を重ねられた総督府官制改正案は、 政局長は、 ここでは、それまで設置されていた民政局を撤廃し、新たに総督を補佐する事務官長の設置が唱えられているの 台湾総督府が起案したこの総督府官制案は、 総督府の官制原案に加筆した上で、 拓殖務省と総督代理立見尚文軍務局長に具申する。 枢密院の諮問を経て、 滞京中の曽根民政局長と法制局関係者から反対された。 同月一三日、 天皇の勅裁を経て、二一日公 一〇月 政府関 曾根民

Iţ 局 と変更され、 の職務範囲は、 同官制改正の趣旨は、 従来の民政局の所管である財務業務を民政局から分離し、 民政局の司法事務の管轄が強化されることになった。 従来の「民政及司法二関スルー般ノ事務ヲ掌ル」 従来の総督府条例により設置されていた軍政局の官制改正を行い、 新たに設置される財務局に移行した。 から、 「民政司法二関スルー 新たに陸海軍幕僚を設 切ノ事務ヲ掌ル」 そして、民政

根源除去、そして台湾統治方針の転換とまでは言い難い。 勢力の排除、 これは、 総督府官僚の横領と不正、さらにその摘発をめぐる司法行政の軋轢という教訓から、 司法事務の管轄強化と財政事務の民政事務からの分離を図ろうとしたものではあっ 台湾統治体制の是正は、児玉源太郎総督と後藤新平民政 たが、 台湾統治上の軍人 官僚腐敗の

局長の赴任を待たなければならなかった。

人事 事官 長 長 百 長

大鳥富士太郎 石塚英蔵

(3) 児玉源太郎・後藤新平の就任と総督府官制改正

を受け、台湾総督府民政局長に命じられた。 られた。 明治三一年二月二六日、 翌月二六日、内務省衛生局長後藤新平は、 児玉源太郎は、 総督府官僚腐敗の責任をとり辞任した乃木の後を受け、 伊藤首相、 山県、桂らの推挙で、 解任された曾根民政局長の後 台湾総督に命じ

の部で分課した事務を課に改め、民政局の機構縮小と官僚の削除により事務の簡素化と効率化を図ろうとした。第 新を図ろうとして、同年六月、「台湾総督府官制」を改正し、 降等の政治刷新策を掲げる。このうち、児玉総督と後藤民政局長は、至難なる吏員淘汰を断行し、 同三月二八日、台湾に着任した児玉総督と後藤民政局長は、 民政局長を民政長官に改称し、 就任早々、 政治統一、治安回復のための 従来の総督府民政局 総督府の人事刷 上里 招

このため、 同六月三〇日、 総督府は、 改めて総督府民政部課長を任命する。 その人事は、 次のようであった。

文書課長 木村匡

外事課長 杉村濬

県治課長 [兼] 杉村濬

警保課長 関宗喜

調査課長

[兼] 杉村濬

殖産課長

柳本通義

衛生課長 加藤尚志

主計課長

祝辰巳

学務課長 児玉喜八 法務課長 大島久満次

会計課長 神方恒通信課長 菊池末太郎

出身で、東北出身者の割合が多い。 薩藩閥の官僚が主流となっていたことから、 政長官が岩手県、 学校卒業で近代教育を受けた近代官僚に分けられ、旧式官僚と近代官僚はほぼ半々である。 方会計課長ら旧式官僚と石塚参事官長、大鳥人事課長、 この総督府高等官人事には学歴において、 石塚参事官長が福島県、木村文書課長が宮城県、杉村外事課長が岩手県、 出身地からみれば、この時期における総督府高等官に、 台湾総督府は、 後藤民政長官を始め、 祝主計課長、 内地官僚体制中の傍系とされる官僚の島流しの場所と 杉村外事課長、 中村税務課長、 木村文書課長、 柳本殖産課長ら東大や札幌農 旧式官僚、または非長 出身地別では、 祝主計課長が山形県 関警保課1 後藤民 神

この間、 明治三二年七月と八月、 神方会計課長が辞職し、 杉村外事課長も内地へ転任する。 これを受け、 総督府 も考えられる

は 長の外務省への転任、 明治三三年七月三〇日、総督府は、 総督府製薬所長加藤尚志に同局文書課長を、 大島法務課長、技師長尾半平をそれぞれ人事課長、 祝主計課長、 大鳥人事課長、事務官松岡弁をそれぞれ会計課長兼任、 及び関警保課長、高津土木課長の退官を受け、総督府は、総督秘書官大津麟平、石塚参事官 後藤民政長官との関係が悪化して辞任をした木村文書課長兼学務課長の後任に、 松岡事務官に同府学務課長を命じた。続いて、大鳥人事課長兼外事課 外事課長心得、 警保課長兼任、 外事課長兼任、 土木課長に命じる。 県治課長に命じる。 さらに

総督府民政部課長の全員が東大又は札幌農学校の卒業生となり、明治三一年から明治三四年までの三年余りにおけ こうした結果、 連の人事更迭により、 新渡戸殖産課長に、 総督府本府の課長クラスにおける官僚の「近代化」が完成した。 新たに任命された松岡学務課長、 長尾土木課長及び加藤文書課長を加えて、

明治三四年五月一四日、

新渡戸稲造が同殖産課長に命じられた。

三 明治三四年総督府官制改正とその新課題

明治三四年九月二〇日、 明治三四年台湾総督府地方官官制改正とその人事 総督府は、次のような台湾総督府地方官官制改正案を内務大臣に具申する。

明治三十四年九月二十日

参事官長 花押

総督 関了

地方官官制等改正ノ件

右二関シ取調ノ上別紙ノ通成案致候ニ付御進達相成可然御禀申案ヲ具シ仰

高裁

禀申案

従来ノ県、庁並弁務署ヲ廃止シ之ニ代フルニニ十個ノ新庁ヲ設置 ノ結果トシテ総督府ノ組織其ノ他ノ官制等二改正ヲ施スノ必要ヲ認メ左記目録ノ通各勅令案及進達候ニ付至急

[朱筆にて削除] 以テ [朱筆にて加筆] シ其

発布方御詮議相成候樣致度理由書添付此段及禀申候也

年 月

内務大臣宛

日

追テ県庁廃止ノ結果台湾土地収用規則外八件ノ律令ニ改正ヲ加フルノ必要アリ不日具案提出ノ筈ニ有之候

勅令案

台湾総督府地方官官制

台北庁

第一条

台湾ニ左ノ庁ヲ置ク其ノ位置及管轄区域ハ台湾総督之

ヲ定ム

基隆庁

宜蘭庁

鳳山庁

第二条

各庁ニ左ノ職員ヲ置ク 彭湖庁 台東庁 恒春庁

東港 [朱筆にて削除]

阿 猴

[朱筆にて加筆] 庁

台南庁 蕃薯庁 嘉義庁 麻荳 [朱筆にて削除]

斗六庁 南投庁 彰化庁

台中庁

苗栗庁 新竹庁 深坑庁

桃仔園庁

塩水港 [朱筆にて加筆] 庁

通 技 警 属 庁 長 위 任 任 任 長

人

· 記 更 E

(中略)

警部補

判任

徴収二事務ノ如キモ総督府直轄ノ下ニ特別機関ヲ設ケテ之ヲ処理セシムルノ得策ナルハ多年ノ経験ニ徴シテ 然ルニ爾後ノ経験ニ依ルニ専ラ地方政務ノ衝ニ当ルモノハ弁務署ニシテ県及庁八単ニ総督府ト弁務署トノ間 務署二合併シ以テ機関 ハ未夕曽テ変更ヲ見ス現ニ明治三十一年ノ改革ニ際シテモ単ニ県並弁務署ノ数ヲ半減シ警察署及撫墾署ヲ弁 遷ヲ経タルモ明治二十九年四月民政開始以来今日ニ至ルマテ県及庁ヲ置キ其ノ下ニ弁務署ヲ配置スル 配置シ或ハ県ヲ置キテ其ノ管内ニ県ノ支庁ヲ配置シ或ハ県及支庁ノ下ニ弁務署ヲ配置シタルカ如キ数次ノ変 地方制度更正 之レアルヲ見ス彼ノ土木工事ノ如キモ其ノ稍重大ナルモノハ総テ総督府ノ直轄事業ニ属シ来レリ又彼ノ租税 二介在スルー種ノ取次機関タルニ過キス必シモ県及庁ヲ設置セサレハ処理スル能ハサル程ノ政務ハ殆ント之 レアルヲ見ス蓋シ台湾ニ在テハ内地各府県ニ於ケルカ如キ地方団体及地方議会等ニ関スル事務ノ如キハ全ク [朱筆にて削除] ノ統一ヲ図リタルニ止マリ地方制度ノ大主義ニ至テハ依然トシテ其ノ旧ニ依レリ 理由書 [朱筆にて加筆] 従来台湾ノ地方制度タル或八総督府ノ支庁ヲ各地ニ ノ主義

同一一日、台湾総督府は、

台北庁長

菊池末太郎

明カナリ又警察事務ニ至テモ彼ノ匪賊ノ出没スル地方ノ如キニ在テハ事ノ極メテ軽微ナルモノノ外悉ク指揮 テ事務ノ統一ヲ図ル [朱筆にて加筆] ノ必要ナル所以ナリ 止シ従来ノ弁務署二県庁事務ノ一部ヲ合併シ稍其ノーヲ高メテ之ヲ庁トナシ以テ之ヲ総督府ニ直属セシメ以 至テハ殆ント挙ケテ言フニ足ルモノナキノミナラス往々為ニ此ノ如キノ情弊ヲ生スルニ至ル是レ県及庁ヲ廃 五十万円乃至六十万円ノ巨額 [朱筆にて削除] 頗ル巨額 [朱筆にて加筆] ニ上リ而シテ其ノ得ル所ノ効果ニ 却テ事務ノ敏活ヲ缺キ或ハ互ニ責務ヲ推諉スルカ如キノ情弊アリ惟フニ県及庁存置ノ必要スル所ノ経費ハ年々 如キ之ヲ新設ノ庁ニ移スモ何事ノ差支アルヲ見ス故ニ今日マテノ経験ニ徴スルニ県及庁ヲ設置スルノ結果ハ ヲ総督府ニ仰クノ実況ニシテ間ニ止ムニ得サル事トス [朱筆にて加筆] 又地方税事務ノ如キ罹災救助事務ノ

公布された。 経て閣議決定され、 六庁等合わせて二○庁を新たに設置する旨の官制改正案であった。 同年一一月、 これは、 従来台湾本島及び澎湖列島に設置された県庁体制を廃止し、 総督府が具申した台湾総督府地方官官制改正案は、中央主務省庁である内務省、 枢密院に送付される。同案は、 同月八日開かれた枢密院本会議上の諮問を経て、同月一一日、 台北、 台中、 台南、 南投、 法制局との調整を 彰化、 鳳乢 斗

ようであった。

新官制改正案に基づき、総督府地方官人事辞令案を公布する。その庁長人事は、

次の

蕃薯 阿猴庁長 南投庁長 斗六庁長 塩水港庁長 新竹庁長 彰化庁長 基隆庁長 深坑庁長 嘉義庁長 鳳山庁長 苗栗庁長 桃仔園庁長 台南庁長 【台東庁長 . 宜蘭庁長 澎湖庁長 庁長 桑原外助 荒賀直順 小柳重道 里見義正 家永泰吉郎 山形脩人 須田綱鑑 山名金明 丹野英清 岡田信興 川田久喜 村上先 石橋享 佐藤友熊 浅田知定】 相良長綱】 西郷菊次郎】

恒春庁長 森尾茂助】

このうち、宜蘭、

台東、

知事、 阿猴・鳳山・斗六らの庁長人事は、もともと総督府本府通信課長であった菊池末太郎を除きほぼ元総督府の地方県 弁務署長及び警部長より充てられたものであり、 内地からの転任はなされなかった。

澎湖、恒春庁長がそれまでの総督府庁長の留任であり、

台北・台南・台中・南投・彰化・

(2) 総督府本府の官制改正とその人事

方 台湾総督府は、 地方官官制改正の施行に伴い、 滞京中の石塚参事官長に宛てて次のように打電^(ト) 総督府本府の官制改正も実行する。

これより先の明治三四年九月八日、後藤民政局長は、

欄外注:発送済]

明治三十四年九月八日

参事官 [大島久満次]

民政長官 [後藤新平] 花押

電報案

テ右特別制度ヲ設クルノ必要ヲ認メタリ依テ修正案次便ニテ送クル 区画ヲ定メ全島警察ノ統一ヲ期スルニアラサレハ土匪密輸入其他ニ対シ警察ノ機敏ヲ缺クニ至ルノ虞アリ依 務ノ監督並二或場合二於ケル直接執行二当ルノ組織ヲ明カニシ警務局長ヲ置カス警視総長並警部ヲ置キ巡閲 今回ノ改革中最モ注意ヲ要スヘキモノハ警察制度ナリ其後ノ攻究ニ依リ特ニ総督府ニ警察本署ヲ置キ警察事

同年八月一五日、 正に応じ、 総督府官制改正案において警察本署を新設する旨を石塚参事官長へ伝えた。 警務局、 総督府は、 総務局、 土木局、 総督府官制改正案を成立させるため、 通信局などの六局を新設する総督府官制改正案を起案していた。 法制局出身の石塚参事官長に上京を命じ、 もともと総督府は、 地方官官制改 このため 内務

突然の官制改正案の変更を説明しようとした。その電文は、 この総督府官制改正原案の重大な変更については、同月一二日、後藤民政長官が滞京中の児玉総督宛に打電し、 次の通りである。

省と法制局との交渉と折衝に充てた。

問題ニシテ御帰府ノ上ニ非サレハ容易ニ之ヲ決スルヲ得スト雖目下ノ形勢斯ノ如クナルヲ以テ御内報ニ及フ 統ヲ一貫シテ其動作ヲ敏捷ナラシメ取締ヲ厳重ニスルノ必要ヲ認ム其蕃人ヲ討伐スルヤ否ヤハ大ニ攻究スヘキ 如ク蕃界ニ事ヲ生スレハ土匪其隙ニ乗シ地方ノ安寧ヲ害スヘク此等ノ形勢ニ徴スルモ今回改正案ノ如ク警察系 トヲ人民ヨリ知事ニ申請シ知事ハ之ヲ旅団長ニ計リ目下交渉中ノ由ニシテ追テ総督へ禀申ノ運ニ至ルヘシ斯 北台中管内蕃人ノ跳梁甚タシク特ニ苗栗地方ニ於テ最モ甚タシキヲ以テ警察官吏隘丁合同シテ之ヲ討伐センコ 小官帰任後間モナク石塚参事官長上京ノ途ニ就キ当時ノ形勢ヲ得スル暇ナカリシモ其後見ル所ニ依レハ 宜蘭台

大臣へ上申した。 た。この総督府官制改正原案の変更に応じ、同年九月二〇日、 つまり、 後藤民政長官は、 同日、 内務大臣に具申された総督府官制改正案と添付された官制改正案の理由書は、 「蕃人」 の討伐をするためには、 総督府は、 総督府警察系統の敏捷と統一が必要との考えを示し 改めて総督府官制改正案を起案し、 次の通りで 内務

総務局

民政部二警察本署及左ノ五局ヲ置ク

財務局

通信局

土木局 殖産局

第十条中「知事ヲ若ハ」ヲ削ル 第十七条

勅令案

台湾総督府官制中左ノ通改正ス

(前略) 閲了 民政長官 参事官長 花押

総督

明治三十四年九月二十日

第十九条 総督府ニ左ノ職員ヲ置ク 翻訳官 技師 財務官 警視 事務官 参事官 局長 通信事務官 警視総長 参事官長 民政長官 勅任又八奏任 対任又八奏任 判任 勅任 奏 任 奏 任 奏任 奏任 奏任 奏 任 勅任 専任七人 専任五人 専任三人 専任五人 専任三人 専任四人 専任三百二十人 専任十八人 五一一一

同月一七日、

滞京中の石塚参事官長は、

総督府官制改正案について内務省と法制局と折衝し、その交渉の結果を

総督府官制改正ノ理由書

機関ヲ設置スルヲ必要トスルニ至レリ是レ本按改正ヲ必要トスル所以ナリ 事務ヲ一層繁劇ナラシメントスルニ現在ニ於ケル数課ノ事務ヲ統一整理シ以テ上官ニ対シ其ノ責ニ任スル中局 各課ノ事務ニ付一々細密周到ナル指揮ヲ為シ難キニ至リ加フルニ今般地方官官制ノ改正ヲ行フノ結果総督府ノ 其ノ歩ヲ進メ来レルニ及ヒ各課ニ於ケル事務ノ繁劇亦往日ノ比ニアラス到底総督府又ハ民政長官ニ於テ直接ニ 会計及土木ノ十四課二分チテ掌理セリ然ルニ爾後ノ経験二依レハ分課ノ数多キニ過クルノミナラス各般 従来総督府民政部ノ事務ハ之ヲ人事、 文書、 外事、 県治、 警保、 法務、 衛生、 学務、 殖産、 税務、 通信、 ノ経営

財務、 や内務省はともかく、滞京中の児玉総督と石塚参事官長も難色を示した。 府官僚腐敗や政令の不統一に起因した前回の総督府官制改正とは異なり、 体制を改め、 ところが、この総督府官制改正案に対し、特にこの官制改正案の肝心とも言える警察本署の設置に関し、 ここに示されたように、 通信、 殖産、 新たに台湾本島及び澎湖列島を二〇庁に分かち、とくに総督府官制改正案に警察本署の新設及び総務、 土木の五局の設置を加え、 明治三四年の総督府官制改正案は、 総督府の機構拡大と高等文官の増員を図ろうとした。これは、 総督府地方官官制が従来の県庁といった総督府地方 明らかに画期的な官制改正案と言えよう。 法制局

|糠民政長官宛に下記の通り打電し、

九月一七日

訳電

民政長官

[後藤新平花押]

総督府官制案中警察ニ関スル規定八是非左ノ如ク修正シタシ

十七条十八条中警察本署ヲ削リ

十七条中五局ヲ六局ニ改メ、総務局ノ次キニ警務局ヲ加ヘ

十九条中警視総長ヲ削リ同条ニ局長タル警視ハ勅任ト為スコトヲ得ノ一項ヲ追加シ

二十二条ヲ削除シ

三十三条ノ次キニ「警務局長八警視ヲ以テ之ニ充ツ、警務局長ハ前条ノ外警察事務ニ就キ直チニ庁長以下

ヲ指揮スルコトヲ得」 ノー条ヲ加へ

二十六条 () 項中三人ヲ十四 (?) 人ニ警察本署ヲ警務局ニ改メ同条ニ項ヲ削ルコト

午後二時ごろ、滞京中の児玉総督も、 後藤民政長官宛に次の通り打電している。

法制局は総督府の警察本署新設について反対している旨を伝えた。

この石塚参事官長の返電の二時間後、

同日

۲

九月十七日

訳電

民政長官 [後藤新平] 花押

民政長官

経テ円滑二上下二疎通スルコト最モ肝要ナリ依テ警察本署及警視総長ヲ置クヲ止メ警視四人ヲ置キ其内一人ヲ 以テ警務局長二充テ之二庁長以下ヲ指揮シ得セシムルコトニ修正可然 セシメ関係各機関ノ間ノ円滑ヲ欠キ却テ其目的ヲ誤ルノ虞アリ百般ノ民政事務八民政長官ノ一身ニ集中シ之ヲ ケ警視総長ヲ其長トシ直接ニ庁長以下ハ指揮監督セシムルハ余リ重キヲ形式ニ置クノ結果其精神アル処ヲ誤解 警察ノ統一ト敏活トハ今回改正中ノ眼目タルヘキハ勿論ナルモ之レカ為メ総督府二警察本署ナル特別機関ヲ設

政長官は、 ここにおいて児玉総督は、 同日午後、児玉総督に宛てて打電し、警察本署の設置の必要性を訴えた。その電報文は、次のようである。 警察本署の設置について反対の意を表している。この児玉総督の電文を受信した後藤民

九月十八日

民政長官

参事官

電報案

おしましき受事

民政部八独リ警察事務監督ノミニ止マラズ直接之レカ執行事務ニ当ルコトヲ明カニスルニハ他ノ五局トー種異 ナル組織ノ特設機関ヲ置クノ必要アリ若シ他ノ各局ト同一機関ノ如クセハ却テ誤解ヲ来シ直接執行ノ場合ニ於

白ナリト思ハルルカ故ニ此際ニ於テ其名称ハ何レニモセヨ警察本署ノ如キ系統一貫ノ特別制ヲ置カレンコト切 警視ヲ府内ニ置キ警察事務ニ当ラシメ其一人ヲ勅任トシテ警務局長ニ充ルコトトスレハ警視総長ヲ置クノ制度 ノ取締モ十分挙ラス且大租権ノ整理ヲ全クスルニモ余程ノ困難アルヘク前途警察機関ノ力ニ待ツコト多キハ明 後三四年ノ間ハ外部ニ関スル地方行政ノ主体ハ警察ナルコトヲ示メシテ進行スルニアラサレハ徴税事務モ専売 ト実体ニ於テ差異ナク却テ責任ヲ軽カラシムルノ嫌アリ且形式備ハラサルヨリ実行上ニ惑ヒヲ生スル恐アリ今 テ円滑ヲ欠クノ虞アルカ故ニ警視総長以下順次監督ノ階級ヲ明カニスルコト規律上欠クヘカラスト信ス然ルニ

望二堪へス尚ホ御賢断ヲ乞フ

総督宛

民政長官

その電報文は、 また、 同日 次のとおりである。 後藤民政長官は、 石塚参事官長に同じ趣旨の電報文を送り、 総督府としての官制改正方針を伝えた。

九月十八日

民政長官

参事官

電報案

警察系統二関スル総督ヨリノ電報ニ対シ理由ヲ具シ御再考ヲ願ヒ置ケリ警察ハ形式上鮮明ナラサレハ却テ誤解 ヲ来タシ円滑ヲ欠クノ虞アリ小生一個ノ考トシテハ寧ロ総督府ニ警視二十三名ヲ置キ内二十名ヲ庁長ニ補スル

す る。

以上のような過程を経て、

総督府官制改正案は、

閣議決定され、

同年一一月八日、

枢密院顧問官の諮問を経て、

得スト思考ス依テ総督府ニ監督官ヲ置クヨリモ主トシテ執行ノ責任スル警察制ヲ設ケ度キ見込ナリ右貴官ノ御 績ヲ挙クルニ難キヲ感スヘシ憲兵モ減少スル暁ニ於テ保甲制度ノ普及モ此後一チニ警察ノ振作ニ依頼セサルヲ

丿制トシ此処二三年純然タル警察行政丿系統二致シタシト思考スル位ナリ否ラサレハ全島丿統治二於テ或ハ功

参考迄電報シ置ク宜ク御取捨ヲ乞フ

民政長官

参事官長宛

ここでは、総督府警察系統の統一指揮の必要性を訴え、

総督府上層部の結束が求められている。さらに後藤民政

た。 長官は、 翌月帰台した児玉総督を説得した結果、 児玉総督は自ら桂首相へ打電し、 総督府官制改正案の成立を求め

同月一一日、天皇の裁可を得て公布された。 その主な人事は、次の通りである。 同日、 総督府は、 新成立した総督府官制に基づき、 総督府人事を決定

総督官房秘書課長 大津麟平

総督官房文書課長 [心得] 加藤尚志

【民政長官 後藤新平】

参事官長 石塚英蔵】

警察本署長 衛生課長 保安課長 警務課長 加藤尚志 大島久満次 [心得] [心得] 中田直温

原修次郎

財務局長 会計課長 主計課長 祝辰巳 峡謙齋 [兼] 峡謙斎

殖産局長 農商課長 税務課長 横山壮太郎 宮尾舜治 [心得] 新渡戸稲

土木局長 権度課長 [心得] 高橋辰次郎 [兼得] 柳本通義

拓殖課長

柳本通義

経理課長 庶務課長 鹿子木小五郎 [心得] 今井周三郎 [兼 得] 伊藤金彌

通信局長

営繕課長 土木課長

福田東吾 高橋辰次郎 任命した総督府高等官人事と異なるところであった。

いずれにしても、

この総督府官制改正により、

総督府は、

総務局、

通信局、

土木局、

殖産局、

財務局と、

それよ

格が高い警察本署といった総督府体制を確立する

野務課長 伊藤金彌

雷

电務課長

蜷川

湛徳

海事課長 遠藤 可

総務局長 地方課長 石塚英蔵 [兼得

松岡弁

学務課長 松岡弁

この総督府上層部人事は、

前回の官制改正により任命された総督府人事と比べれば、

明らかに異なるところがあ

札幌農学校、 山壮太郎農商課長、 農学校、 長石塚、 東京帝国大学法科大学の卒業生で、 これは、 東京帝国大学を経て、近代的な教育を受けたものである。 通信局長鹿子木、土木局長心得高橋は、 東京帝国大学の出身者である。 新たに任命された総督府各局長の経歴である。 福田東吾営繕課長、 いわゆる高等文官の資格者である。このほか、 峡謙齋主計課長兼会計課長、宮尾舜治税務課長、 この総督府高等官の人事構成は、 いずれも東京帝国大学の卒業生である。 記述のように総督府警察本署長大島と財務局長祝は、 また、 総督府内の課長クラスに、 明らかに前回総督府官制改正により 新たに任命された総督府総務局 今井周三郎経理課長等は、 殖産局長新渡戸は、 柳本の外、

(3) 総督府文官特別任用の背景

及一等郵便電信局長特別任用令」及び「台湾総督府典獄特別任用令」を公布した。 府地方職員特別任用令」、「台湾総督府警視特別任用令」、「台湾総督府財務官特別任用令」、「台湾総督府通信事務官 方 この総督府官制改正と総督府地方官制改正等の一 連の総督府官制改正にあわせて、 総督府は、 「台湾総督

官僚、 ŧ た高等官特別任用令を原則として廃止することになった。 人事は高等文官資格者の任用を原則とした。このため、同年八月一三日、 もともと台湾総督府は、 総督府警部長、 判任官が三級俸以上の官僚が文官高等試験委員の銓衡を経て任用できると定められ、その特別任用令の対象 辨務署長、 明治三一年台湾総督府官制改正に伴い、「文官任用令」の台湾導入を図り、 税務官、 典獄、 一等郵便電信局長という高等官及び判任官に限定した 総督府高等文官の特別任用は、 政府は、 勅令を以て従来総督府に適用し 勤務が五年以上となった 総督府課長

等官僚の増加見込みにより総督府官僚中における任官資格者の不足問題にほかならない。 とした際、総督府は、 ところが、 同年九月一二日、滞京中の石塚参事官長は、 明治三四年八月、 意外な新課題に直面した。 総督府が総督府地方官改正を起案し、台湾本島及び澎湖列島を二〇庁長を設けよう 後藤民政長官に次の通り打電し、 それは、 総督府内の官僚起用を前提とし、 総督府の機構拡張と高

訳電

民政長官 [後藤新平] 花押

参事官員

民政長官

範囲ヲ狭クスル法制局ノ意見ニ同意シ置ケルモ此点ハ総督モ懸念セラルルニ付重テ協議ヲ開ク見込 特別任用ニ依ル官吏ハ従来一般ノ原則トシテ高等官四等以下ニ限ルカ故ニ寧ロ其待遇ヲ厚クスル為特別任用ノ

総督府官僚の特別任用についての法制局の見解を伝えた。 これに対し、 翌日、 総督府は、 石塚参事官長に打電

۲

庁長特別任用ハ当分ノ内実際採用上差支を生スル虞アルヲ以テ原案ノ通高等官四等以下ニテ支ナキモ任用ノ範

囲ヲ広クスル様致度候成此方針ヨリ御協議アリタシ

Ļ 続いて、同月一七日、石塚参事官長の後藤民政長官宛の電報文に、石塚参事官長は雲 新設する予定の地方庁長を任命するため、その庁長の資格である高等官の特別任用の範囲拡大を求めた。

九月十七日

訳電

民政長官 [後藤新平] 花押

官二任用セラルル様シタシ

民政長官

参事官長

置キ之ヲ特別任用モ同様ナリ若シ止ヲ得サル場合ニハ雇又ハ嘱託トシテー時採用シ置キ試験ヲ施シ合格者ヲ本 復活スルハ総督府官吏ノ品位ヲ保ツ上ニ於テ不得策ナレハ発布見合サレタシ若止ヲ得サレハ前ニ税務官ニ任シ 総督府事務官ノ特別任用八去三十一年以来廃止シタルモノナレハ単二新官制施行ノ際二限ルトスルモ今亦之ヲ

と、総督府事務官の特別任用廃止を後藤民政長官に求めた。

Ιţ ヲ経テ其ノ合格証書ヲ有スル者」、「文官高等試験ヲ経テ其ノ合格証書ヲ有スル者」、及び官公立尋常中学校、 大臣が認可した各私立専門学校の卒業証書を有する者と三年以上文官の職に在勤した者に限定された。 官高等試験ヲ経テ其の合格証書ヲ有スル者」、「満三年以上高等文官ノ職ニ在リタル者」、及び「満三年以上判事検 入を図ろうとした総督府が、 ことがうかがえる一方、日本の近代教育体系が抱える課題を浮き彫りにさせた。 それと同時に、 ,ノ職ニ在ル者及在リタル者」の資格のいずれかを有する者を対象とし、判任官の任官資格として「文官普通試験 おりしも、明治二六年一一月一〇に施行された「文官任用令」は、 ここからは、この総督府官僚特別任用の復活は、 文官任用令が施行された後に生じた問題であった。これは、文官任用資格の制度化に伴い、 再度高等官官僚の資格者の「量」的な不足問題に直面したことにほかならない。 内地から台湾総督府への慣例的な転任制度が形成されなかった 高等官である奏任官の任官資格として、「文 文官制度の台湾導 特別任用令の復活 特に高等官 文部

ここに示したように、

ろうと推定できる。そして、この五○○人近くの高等文官の資格者が内閣の中 を取得し、高等文官を志向をする者を加えれば、せいぜい五〇〇人ぐらいであ

:験の合格者は、合わせて四四五人となる。これを明治二一年から明治二六年

明治二一年から明治三四年までの一三年間、

文官高

東大法科大学卒業生の無試験で起用した官僚、

または法学博士、

文学博士

従来、 官に任用する特典が廃止され、高等官への任用は、 の任用資格については、翌年一月一日に施行された「文官試験規則」 法科大学、 文科大学、及び帝国大学法科大学の卒業生は試験せずに高等 高等文官試験の合格が必須 により、

となった。

計を示すと、 等文官試験制度が導入されてから、 の合格者は、 慶応義塾大等を含め、合計一〇校に過ぎない。そのうえ、 九年に設立された東京帝国大学を始め、 体制により成立された法科大学、文科大学、及び帝国大学法科大学は、 高等官の任用が、近代教育体制下における「エリート教育」による卒業生 しかし、文官任用制度は、 的な不足に遭遇した。 次の第3表の通りである。 ほぼ東京帝国大学法科大、 たとえば、 近代教育を受ける法科大、 明治三四年までの高等文官試験合格数の統 明治三三年前後、 文科大の卒業生で占められてい 京都帝大、明大、 文科大卒を対象とし 初期の高等文官試験 日大、中央、 日本全国に近代教育 早大、 明治 た

第 3 表 高等文官試験合格者一覧表 - 明治21年 - 明治34年

年 次	合格者	年 次	合格者	年 次	合格者
明治21年	17人	明治26年	9人	明治31年	41人
明治22年	19人	明治27年	6人	明治32年	31人
明治23年	38人	明治28年	37人	明治33年	58人
明治24年	17人	明治29年	50人	明治34年	42人
明治25年	16人	明治30年	54人	合 計	445人

央省庁及び各府県に起用されたとすれば、一官庁に平均せいぜい一〇人程度しか採用できないであろう。まして、 高等文官資格者の供給不足で、内地に容易に就職でき、裕福な生活を過ごせる高等文官の資格者は、敢えて「匪徒.

が横行し、かつ、風土病の流行地である台湾に赴任する理由はなかろう。

の不足との矛盾に直面せざるを得なかったのである 給源」の「量」的の不足、及び専門知識を持ちながら、 こうして、文官任用制度が導入された後、総督府は、高等官の需要の拡大と近代教育体系による高等官僚の 文官任用令による資格を有しないといった高等文官の「質」 供

第二節 総督府文官官僚の人事制度

総督と総督府人事

領有初期から大正八年頃までの台湾総督府人事

1

一年九月まで、昭和一一年九月から昭和二一年四月までに区分され、それぞれ武官総督期、 通常、台湾総督の任官資格から、台湾統治五〇年を領有初期から大正八年一〇月まで、大正八年一〇月から昭和 文官総督期と後期武

官総督期と称される。

ば ここに、明治二八年五月から大正八年一〇月まで、 附表1が示している通りである いわゆる武官総督期における総督府主要人事異動を集計すれ

このうち、総督府内の大規模な人事異動は、 それぞれ明治三〇年七月、同年一一月、 明治三一年六月、 明治三四

附表 1 - 1 樺山・桂総督任期内総督府主要人事異動一覧

樺山総督任期内 (明治28年5月10日~翌年6月2日)	
明治28年5月10日~翌年4月1日	明治29年4月1日~同年6月2日
総督官房秘書課長 [心] 木下新三郎 (5月20日) 総督官房記録課長 [心・兼] 木村匡 (5月20日) 総督官房用度課長 [心] 木村匡 (5月20日) 民政局長官 [心] 牧朴真 (5月20日) 内務部長 [心] 牧朴真 (5月20日) 上木課長 [心] 竹下康之 (5月20日) 警保課長 [心] 千々岩英一 (5月20日) 殖産部長 [心] 橋口文蔵 (5月20日) 農務課長 [心] 押川則吉 (5月20日) 商工課長 [心] 坪八礼敬之 (5月20日)	民政局長 水野遵 (4月1日) 内務部長 古荘嘉門 (4月1日) 警保課長 千々岩英一 (4月23日) 監獄課長 中西五六郎 (4月23日) 庶務課長 [心] 高橋虎太 (4月18日) 殖産部長 押川則吉 (4月23日) ・沖龍雄 (4月23日) 林務課長 有田正盛 (4月23日) 拓殖課長 柳本通義 (4月23日)
財務部長 [心] 山口宗義 (5月20日) 関税課長 [心] 野村才二 (5月20日)	農商課長 高橋昌 (4月23日) 財務部長 山口宗義 (4月9日) 監督課長 遠藤剛太郎 (4月23日) 経理課長
法務部長 [心] 高野孟矩 民刑課長 [心] 服部甲子造 学務部長 [心] 伊沢修二 (5月20日)	法務部長 高野孟矩 (4月9日) 民事課長 [兼] 山口武洪 (5月13日) 刑事課長 服部甲子造 (5月13日) 学務部長 伊沢修二 (4月1日) 編纂課長 伊集院兼良 (4月23日)
通信部長 [心] 土居通予	教務課長 児玉喜八 (4月23日) 通信部長 土居通予 (4月23日) 内信課長 松岡弁 (4月23日) 外信課長 木村亮吉 (4月23日)
外務部長 [心] 島村久 (5月20日)	為替貯金課長 今井鉄太郎 (4月23日) 計算課長 杉浦篤三郎 (4月23日) 工務課長 岩田武夫 (4月23日) 電信課長 古川五郎 (4月23日) 海事課長 遠藤可一 (4月23日) 総務部長 [兼] 水野遵 外事課長 [心] 杉村濬 (4月23日) 秘書課長 木下新三郎 (4月23日) 敬生課長 [心] 加藤尚志 (4月23日) 文書課長 木村匡 (4月21日) 臨時土木部長 [心] 山口宗義 (4月18日)
台北県知事 [心] 田中綱常 (5月20日) 台湾県知事 [心] 児玉利国 (5月20日) 台南県知事 [心] 古荘嘉門 (5月20日) 澎湖島々司 [心] 宮内盛高 (5月20日)	高等法院長 高野孟矩 (5月13日) 台北県知事 橋口文藏 (4月1日) 台中県知事 牧朴真 (4月1日) 台南県知事 磯貝静藏 (4月9日) 澎湖島司 宮内盛高 (4月23日)

出典:表4・5・6 は、台湾総督府『府報』、内閣官報局『官報』及び国立公文書館藏『公文雑纂』による調査したものである。

表注:表4・5・6には、心得を「心」、事務取扱を「事」、兼任を「兼」で示すものである。

桂総督任期内		
(明治29年6月2日~同年10月14日)		
警保課長 [心] 平野貞次郎 (8月22日)		
臨時土木部長 高津慎 (8月19日) 製薬所長 [心] 加藤尚志 (6月6日)・加藤尚志 (7月9日)		
台中県知事 村上義雄 (8月12日)		
澎湖島司 伊集院兼良 (9月7日)		

附表 1 - 2 乃木総督任期内総督府主要人事異動一覧

例次 1 · 2 刀不認自任期內認自的工女人爭共勤 見			
乃木総督任期内 (明治29年10月14日~明治31年2月26日)			
就任前の総督府主要人事	明治29年10月14日~翌年10月末		
民政局長 水野遵 内務部長 古荘嘉門 警保課長心得 平野貞次郎 監獄課長 中西五六郎 庶務課長心得 高橋虎太	民政局長 曾根静夫 (明治30年7月20日) 内務部長 杉村濬 (明治30年4月9日) 警保課長 平野貞次郎 (10月26日) · [心] 横沢次郎 (明治30 監獄課長 [兼] 平野貞次郎 (11月14日) · 山上義雄 (明治30 庶務課長 [兼] 高橋虎太 (10月26日) 県治課長 高橋虎太 (10月29日)		
殖産部長 押川則吉 鉱務課長 沖龍雄 林務課長 有田正盛 拓殖課長 柳本橋 農商課長 高橋島 財務部長 山口宗義 監督課長 遠藤剛太郎	財務部長 [事] 中村是公(明治30年7月30日)·[兼] 曾根静夫 監督課長 [事] 峡謙齋 (明治30年6月9日)・峡謙齋 (明治		
経理課長 新井章 租稅課長 中村是公 調査課長 祝辰巳 関稅課長 [兼] 祝辰巳 法務部長 [兼] 高野孟矩 民事課長 山口武洪	経理課長 神方恒 (明治29年12月16日) 主計課長 祝辰巳 (明治30年6月22日) 出納課長 神方恒 (明治30年6月22日) 調度課長 [兼] 神方恒 (明治30年6月22日) 法務部長 [事] 山口武洪 (明治30年7月30日)		
刑事課長 服部甲子造 学務部長 伊沢修二 編纂課長 伊集院兼良 教務課長 児玉喜八	刑事課長 川淵隆起 (明治30年3月17日) 学務部長 [事] 児玉喜八 (明治30年7月30日) 編纂課長 神津仙三郎 (明治29年12月28日)		
通信部長 土居通予 内信課長 松岡弁 外信課長 木村亮吉	通信部長 [事] 土居通予 (明治30年7月30日) 内信課長 岩田武夫 (明治30年1月20日) 外信課長 遠藤可一 (明治30年1月20日) 郵務課長 岡儀三郎 (明治30年6月22日)・[兼] 堀口齋治		
為替貯金課長 今井鉄太郎 計算課長 杉浦篤三郎 工務課長 岩田武夫 電信課長 古川五郎	為替貯金課長 堀口齋治 (明治30年6月10日) 電信課長 岩田武夫 (明治30年1月20日)		
海事課長 遠藤可一	電務課長 岩田武夫 明治30年6月22日)・遠藤可一(同		
海事林及 遠藤 1	鉄道課長 小山保政 (明治30年6月22日)		
外事課長心得 杉村湾 秘書課長 木下新三郎 衛生課長 加藤尚志 文書課長 木村匡	外事課長 杉村濬 (明治30年4月9日) 秘書課長 高橋虎太 (明治29年10月26日)・木村匡 (明治30年 衛生課長 加藤尚志 (明治30年5月31日) 文書課長 佐野友三郎 (明治30年6月22日) 調査課長 [兼] 杉村濬 (明治30年6月22日)		
臨時土木部長高津慎	庶務課長 菊池末太郎 (明治30年1月12日) 土木課長 杉山韓吉 (明治30年1月12日)・[兼] 小原益知) 建築課長 小原益知 (明治30年1月12日)		
製薬所長 [兼] 加藤尚志 高等法院長 高野孟矩 台北県知事 橋口文藏 台中県知事 村上義雄 台南県知事 磯貝静藏	高等法院長 水尾訓和 (明治30年10月1日)		
澎湖島司 伊集院兼良	澎湖庁長 伊集院良弼 (明治30年5月27日)		

	明治30年11月2日官制改正による人事
年8月2日) 年6月9日)	総督官房秘書課長 大鳥富士太郎 総督官房文書課長 佐野友三郎 【民政局長 曾根静夫】 [兼]県治課長 杉村濬 外事課長 杉村濬 衛生課長 杉村麿 殖産課長 木村匡 学務課長 [心]児玉喜八 通信課長 菊池末太郎 法務課長 大島久満次
(明治30年8月28日) 30年7月15日)	警保課長 関宗喜 財務局長 [兼] 曾根静夫 (11月1日) 税務課長 中村是公 主計課長 祝辰巳 経理課長 神方恒 土木課長 高津慎
(明治30年8月2日)・二村忠誠 (明治30年9月24日)	
(同年8月2日)・蜷川湛徳 (同年10月19日)	
6月24日)	
(明治30年5月12日)・渋谷競多(同年10月4日)	
	澎湖庁長 富田禎二郎 (11月30日)

143 (143) 中京法学45巻1・2号 (2010年)

鳳山県知事 木下周一 (明治30年5月27日) 新竹県知事 桜井勉 (明治30年5月27日) 宜蘭庁長 西郷菊次郎 (明治30年5月27日) 台東庁長 相良長綱 (明治30年5月27日) 嘉義県知事 [兼] 磯貝静藏 (明治30年5月27日)・小倉信近

附表 1 - 3 児玉総督任期内総督府主要人事異動一覧

児玉総督任期内 (明治31年2月26日~明治39年4月10日)			
就任時点の総督府主要人事	明治31年2月26日~同年6月29日	明治31年6月30日人事	
総	文書課長 [心] 木村匡 (4月22日) 民政局長 後藤新平 (3月2日) 殖産課長 柳本通義 (4月22日) 財務局長 [事] 中村是公 (3月2日) ・[事] 祝辰巳 (3月29日)	民参人文外県調警工作 人名英格兰 医复复性 医皮肤	
高等法院長 水尾訓和			
台北県知事 橋口文藏 台中県知事 楊 村 民 教	覆審法院長 [兼] 水尾訓和 (6月30日) 台北県知事 村上義雄 (5月2日) 七中県知事 木下周一 (5月2日) [兼] 磯貝静藏 (5月2日) 嘉義県知事 [兼] 磯貝静藏 (5月2日)		

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚(王) (144)144

(同年6月14日)

明治31年7月~明治34年11月10日における総督府主要人事異動

人事課長 大津麟平 (明治34年3月18日)

文書課長 加藤尚志 (明治33年7月30日)

外事課長 [兼] 大鳥富士太郎 (明治31年9月15日)·[心] 石塚英蔵 (明治34年3月18日)

県治課長 松岡弁 (明治31年8月30日)

警保課長 [兼] 大島久満次 (明治31年8月30日)・浦太郎 (明治32年5月23日)

土木課長 長尾半平 (明治32年1月7日)

学務課長 木村匡 (明治33年6月25日)・松岡弁 (明治34年2月28日) 殖産課長 新渡戸稲造 (明治34年5月14日)

会計課長 [兼] 祝辰巳 (明治31年7月23日)

鉄道部長 後藤新平 (明治32年11月8日)

臨時台湾土地調査局長 後藤新平

台湾樟脳局長 [心] 有田正盛 (明治33年7月14日)・後藤新平 (明治33年7月19日) 専売局長 後藤新平

専売局次長 祝辰巳 (明治34年6月1日)

台湾海事局長 菊池末太郎 (明治34年5月1日)

覆審法院長 水尾訓和 (明治31年7月20日)・今井艮一 (翌年9月21日)・鈴木宗言 (翌年2月3日)

覆審法院検察官長 川淵龍起 (明治31年7月20日)・尾立維孝 (翌年11月8日)

台南県知事 今井艮一 (明治33年2月3日)

澎湖庁長 高津慎 (明治32年2月14日)・浅田知定 (明治33年12月22日)

恒春庁長 森尾茂助 (明治34年5月1日)

附表 1 - 4 児玉総督任期内総督府主要人事異動一覧

児玉総督任期内 (明治31年2月26日~明治39年4月10日)

明治34年11月11日官制改正による人事

総督官房秘書課長 大津麟平

総督官房文書課長 [心] 加藤尚志

【民政長官 後藤新平】

【参事官長 石塚英蔵】

警察本署長 大島久満次

警務課長 [心] 中田直温・図師庄一郎 (12月19日)

保安課長 [心] 原修次郎

衛生課長 加藤尚志

財務局長 祝辰巳

主計課長 峡謙齋

会計課長 [兼] 峡謙齋

税務課長 宮尾舜治

殖産局長 [心] 新渡戸稲造

農商課長 横山壮太郎

拓殖課長 柳本通義

権度課長 [兼] 柳本通義

土木局長 [心] 高橋辰次郎

土木課長 高橋辰次郎

経理課長 [心] 今井周三郎・今井周三郎 (12月2日)

通信局長 鹿子木小五郎

庶務課長 [兼] 伊藤金彌

郵務課長 伊藤金彌

電務課長 蜷川湛徳

海事課長 遠藤可一

総務局長 石塚英蔵

地方課長 [兼] 松岡弁

学務課長 松岡弁

【専売局長 後藤新平】

台湾海事局長 [心] 遠藤可一

【臨時台湾土地調査局長 [兼]後藤新平】

【台湾樟脳局長 [兼]後藤新平】

【覆審法院長 鈴木宗言】

【覆審法院検察官長 尾立維孝】

台北庁長 菊池末太郎

台中庁長 小林三郎

台南庁長 山形脩人

桃仔園庁長 佐藤友熊

苗栗庁長 家永泰吉郎

鳳山庁長 川田久喜

嘉義庁長 岡田信興

深坑庁長 丹野英清

基隆庁長 山名金明

明治35年~39年4月10日における総督府主要人事

総督官房文書課長 横沢次郎 (明治37年6月29日) [心] 齋藤愛二 (明治39年1月29日)

警務課長 北原種忠 (明治38年2月7日)

保安課長 原修次郎 (明治36年9月18日)・図師庄一郎 (明治38年2月7日)

衛生課長 高木友枝 (明治37年6月29日)

臨時防疫課長 [兼] 高木友枝 (明治36年10月10日)

殖産局長 [心] 祝辰巳 (明治37年6月15日)・[兼] 祝辰巳 (明治37年7月9日)

[兼] 竹島慶四郎 (明治37年6月30日) 農商課長

拓殖課長 竹島慶四郎 (明治37年4月9日)

権度課長 山田申吾 (明治37年4月9日)

鉱務課長 福留喜之助 (明治38年4月15日)

土木局長 [心] 長尾半平 (明治35年2月28日)

営繕課長 田島穧造 (明治35年4月14日) · 野村一郎 (明治37年1月18日)

庶務課長 賀来佐賀太郎 (明治36年10月22日)

電務課長 [兼] 賀来佐賀太郎 (明治38年10月5日)・[心] 山本三次郎 (明治38年10月

29日) · 山本三次郎 (明治39年3月19日) |海事課長 | [心] 鳥井静治 (明治36年3月3日)・鳥井静治 (同年6月9日)・[心]

三村三平 (同年8月22日)・[兼] 賀来佐賀太郎 (明治37年2月25日)

総務局長 [心] 大島久満次 (明治38年8月2日)・中村是公 (明治38年12月6日) 地方課長 中村雅治 (明治35年1月28日)・持地六三郎 (明治36年12月9日)

学務課長 [心] 佐藤弘毅 (明治35年1月31日)・持地六三郎 (明治36年12月17日)

法務課長 手島兵次郎 (明治35年9月29日)

外事課長 横沢次郎 (明治35年11月30日)

専売局長 [兼] 祝辰巳 (明治35年11月18日)・[兼] 中村是公 (明治37年7月9日) ·中村是公 (明治38年3月31日)

臨時台湾土地調査局長 中村是公 (明治35年11月18日)

臨時台湾糖務局長 新渡戸稲造 (明治35年6月18日)・[兼] 祝辰巳 (明治37年6月15日)

台北庁長 佐藤友熊 (明治36年9月16日)

台中庁長 岡本武輝 (明治35年6月21日)

桃仔園庁長 竹内巻太郎 (明治35年11月28日)

鳳山庁長 横山虎次 (明治38年6月29日)

基隆庁長 横沢次郎 (明治39年1月26日)

附表 1 - 5 佐久間総督任期内総督府主要人事異動一覧 (1)

佐久間総督任期内 (明治39年4月11日~大正4年4月30日)

就任時点の総督府主要人事 明治39年4月11日から明治42年10月23日

総督官房秘書課長 大津麟平 総督官房文書課長心得 齋藤愛二

民政長官 後藤新平

警察本署長 大島久満次 警務課長 北原種忠 保安課長 図師庄一郎 衛生課長 高木友枝 臨時防疫課長 高木友枝

財務局長 祝辰巳 主計課長 峡謙齋 会計課長 峡謙齋 税務課長 宮尾舜治

殖産局長 祝辰巳 農商課長 竹島慶四郎

拓殖課長 竹島慶四郎 権度課長 山田申吾 鉱務課長 福留喜之助

土木局長心得 長尾半平 土木課長 高橋辰次郎 営繕課長 野村一郎 経理課長 今井周三郎

通信局長 鹿子木小五郎 庶務課長 賀来佐賀太郎 郵務課長 伊藤金彌 電務課長 山本三次郎 海事課長 賀来佐賀太郎 総務局長 中村是公

総督官房秘書課長 [事] 大津麟平(明治41年5月30日) 総督官房文書課長 [心] 齋藤参吉(明治39年5月25日)

総督官房統計課長 水科七三郎 (明治41年7月12日)

民政長官 祝辰巳 (明治39年11月13日)・[事] 鹿子木小五郎 ・大島久満次 (明治41年5月30日)

警察本署長 大津麟平 (明治41年5月30日)

警務課長 [心] 中山佐之助 (明治40年8月13日)・中山 保安課長 [心] 新谷清潔 (明治41年2月17日)

蕃務課長 賀来倉太 (明治39年4月14日)・大津麟平 (明

財務局長 中村是公(明治39年4月14日) · [心] 峡謙齋(明

税務課長 [心] 高山仰 (明治40年3月31日)

殖産局長 [心] 竹島慶四郎(明治39年11月13日)・宮尾舜治 農商課長 [心] 古橋直(明治40年7月9日) 農務課長 商工課長

林務課長 [心] 市島直治 (明治39年6月15日)・賀田直治

水利課長 [兼] 長尾半平 (明治40年6月22日) 通信局長 持地六三郎 (明治42年7月30日)

郵務課長 井村大吉 (明治39年12月16日)

総務局長 [心] 持地六三郎 (明治39年11月26日)・[兼]

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚(王) (148)148

彰化庁長 岡本武輝 (明治37年6月1日)・加藤尚志 (明治37年6月29日)

阿猴庁長 佐々木基 (明治35年9月5日)

宜蘭庁長 佐藤友熊 (明治35年11月28日)・中田直温 (明治36年9月16日) 台東庁長 [事] 森尾茂助 (明治37年3月28日)・森尾茂助 (明治37年4月28日) 澎湖庁長 小林三郎 (明治35年6月21日)・脇本彬 (明治39年4月1日)

恒春庁長 柳本通義 (明治37年6月22日)

	明治42年10月24日官制改正
・三村三平 (明治41年7月8日) ・齋藤参吉 (明治40年10月10日)	
(明治41年5月26日)	総督官房外事課長 [心] 三好重彦 蕃務本署長 大津麟平
佐之助 (明治42年3月31日)	蕃務課長 中田直温 庶務課長 賀来倉太
治40年4月15日) 治39年11月26日)·小林丑三郎 (明治40年5月4日)	
(明治40年3月31日) [心] 小川運平 (明治41年7月19日) 古橋直 (明治41年7月19日)・[心] 立川連 (明治42年1月16日)	金融課長 阿部滂
(明治41年12月1日)	
	郵務課長 [兼] 賀来佐賀太郎
大島久満次 (翌年4月1日)・[事] 鹿子木小五郎	内務局長 川村竹治

地方課長 持地六三郎 学務課長 持地六三郎 法務課長 手島兵次郎 専売局長 祝辰巳 臨時台湾糠務局長 祝辰巳

鉄道部長 後藤新平

覆審法院長 鈴木宗言 覆審法院検察官長 尾立維孝

台北庁長 佐藤友雄 台中庁長 岡本武輝 台南庁長 山形脩人 桃園庁長 竹内巻太郎 苗栗庁長 家永泰吉郎 宜蘭庁長 中田直温 鳳山庁長 横山虎次 嘉義庁長 岡田信興 深坑庁長 丹野英清 基降庁長 横沢次郎 彰化庁長 加藤尚志 新竹庁長 里見義正 塩水港庁長 村上先 斗六庁長 荒賀直順 南投庁長 小柳重道 蕃薯 庁長 石橋亨 阿緱庁長 佐々木基 澎湖庁長 脇本彬 台東庁長 森尾茂助

恒春庁長 柳本通義

(明治41年5月30日)・山田新一郎 (同年7月23日)

専売局長 宮尾舜治 (明治39年4月14日) 臨時台湾糖務局長 [事] 小花和太郎 (明治41年5月26日) 鉄道部長 長谷川謹介 (明治39年11月13日)・大島久満次 彩票局長 宮尾舜治 (明治39年9月6日)

台北庁長 加藤尚志 (明治40年9月12日) 台中庁長 佐藤謙太郎 (明治39年9月7日) 台南庁長 村上先 (明治40年4月5日)・津田毅一 (明治40 桃園庁長 津田毅一 (明治39年9月4日)・西美波 (明治40

嘉義庁長 北原種忠 (明治40年8月13日)

覆審法院長 石井常英 (明治40年8月1日)

基隆庁長 脇本彬 (明治41年5月23日)・曽祢吉彌 (明治41 彰化庁長 小松吉久 (明治40年9月12日) 新竹庁長 小沢武憲 (明治42年1月16日) 塩水港庁長 明倉菊三郎 (明治40年5月28日) 斗六庁長 山口利文 (明治41年2月19日) 南投庁長 能勢靖一 (明治40年5月7日)

澎湖庁長 横沢次郎 (明治41年5月23日)・山田寅之助 (明

恒春庁長 松崎省吾 (明治40年7月27日)・武藤針五郎 (明

附表 1 - 6 佐久間総督任期内総督府主要人事異動一覧 (2)

佐久間総督任期内 (明治39年4月11日~大正4年4月30日)

明治42年12月31日現在

明治43年中~明治44年10月15日

総督官房秘書課長 三村三平 総督官房文書課長 齋藤参吉 総督官房統計課長 水科七三郎 総督官房外事課長心得 三好重彦 民政長官 大島久満次

蕃務本署長 大津麟平 蕃務課長 中田直温 庶務課長 賀来倉太

財務局長 小林丑三郎

主計課長 峡謙齋 会計課長 峡謙齋 税務課長心得 高山仰 金融課長 阿部滂 殖 医唇 宮尾舜治 農務課長心得 小川運平 総督官房文書課長 鈴木三郎 (明治44年7月1日)

民政長官 [事] 宮尾舜治 (明治43年7月27日)・内田嘉吉 (同年8月22日)

財務局長 [心] 峡謙齋 (明治43年5月5日)・中川友次郎 (同年9月15日)

主計課長 阿部滂 (明治43年5月13日) 会計課長 阿部滂 (明治43年5月13日) 税務課長 高山仰 (明治43年3月18日)

殖産局長 高田元治郎 (明治43年9月15日) 農務課長 小川運平 (明治44年4月6日)

・大島久満次 (明治41年5月30日) (明治41年12月5日)	衛生課長 高木友枝 学務課長 持地六三郎 庶務課長 中山佐之助 地方課長 榊原毛乃 警務課長 加福豊次 法務課長 [兼] 手島兵次郎
	覆審法院検察官長 手島兵次郎 (11月5日)
年11月27日) 年11月27日) 年8月3日)	台台台 化 大學 化
治41年8月3日)	
治40年11月27日)	

明治44年10月16日官制改正	明治44年10月27日~大正元年
【総督官房秘書課長 三村三平】 【総督官房文書課長 鈴木三郎】 【総督官房統計課長 水科七三郎】 【総督官房外事課長 三好重彦】 【民政長官 内田嘉吉】	
【蕃務本署長 大津麟平】 【理蕃課長 中田直温】	理蕃課長 [心]後藤祐明(明治44年12月9日) ・「心」高塚彊(明治45年4月16日)
【庶務課長 [心]後藤祐明】	庶務課長 [心] 高塚彊 (明治45年4月16日) ・後藤祐明 (明治45年5月29日)
【調査課長 後藤祐明】	調査課長 相川茂徳 (明治45年5月31日)
警察本署長 亀山理平太 衛生課長 岡田義行 保安課長 加福豊次 警務課長 中山佐之助 【財務局長 中川友次郎】	

商工課長心得 立川連 拓殖課長 竹島慶四郎 林務課長 賀田直治 権度課長 山田申吾 鉱務課長 福留喜之助

通信局長 持地六三郎

庶務課長 賀来佐賀太郎 郵務課長 賀来佐賀太郎 電務課長 山本三次郎 海事課長 賀来佐賀太郎 内務局長 川村竹治 衛生課長 高木友枝

学務課長 持地六三郎

庶務課長 中山佐之助 地方課長 榊原毛乃 警務課長 加福豐次 法務課長 手島兵次郎 專売局長 宮羅舜治 女道部長 大島久満次

彩票局長 宮尾舜治 臨時台湾糖務局長 大島久満次

商工課長 立川連 (明治44年4月6日)

権度課長 [心] 野呂寧 (明治43年3月6日)

庶務課長 [心] 藤野幹 (明治43年5月22日)・藤野幹 (明治44年4月6日)

移民課長 野呂寧 (明治43年5月22日~大正8年3月31 日同課廃止まで)

林野調査課長 賀田直治 (明治43年5月22日)

通信局長 [事] 鈴木三郎 (明治43年12月27日) · [心]角源泉 (明治44年5月11日)

庶務課長 鈴木三郎 (明治43年5月13日) 郵務課長 齋藤愛二 (明治43年5月13日)

海事課長 [兼] 鈴木三郎 (明治43年5月13日) 内務局長 亀山理平太 (明治43年9月15日)

学務課長 [心] 小川尚義 (明治43年12月27日)· 隈本繁吉 (明治44年2月17日)

専売局長 [心] 増沢有 (明治43年7月20日) 鉄道部長 [事] 宮尾舜治 (明治43年7月27日)・内田嘉吉 (同年8月28日)

彩票局長 増沢有 (明治43年9月15日) 臨時台湾糖務局長 [事] 宮尾舜治 (明治43年7月27日)・ 内田嘉吉 (同年8月28日) 【主計課長 阿部滂】 【会計課長 阿部滂】 【稅務課長 高山仰】 【金融課長 阿部滂】 【通信局長 [心] 角源泉】 庶務課長 齋藤愛二

海事課長 齋藤愛二

郵務課長 藤井恭敬 【電務課長 山本三次郎】

【殖産局長 高田元治郎】 糖務課長 金田政四郎 庶務課長 金田政四郎 【農務課長 小川運平】 【林務課長 賀田直治】 【林野調査課長 賀田直治】 【移民課長 野呂寧】

【権度課長 [心、兼] 野呂寧】 【商工課長 立川連】 【鉱務課長 福留喜之助】

土木局長 [事] 内田嘉吉 営繕課長 野村一郎 土木課長 徳見常雄

庶務課長 賀来佐賀太郎 地方部長 亀山理平太

庶務課長 田坂千助 (明治45年4月15日)

土木局長 [心] 高橋辰次郎 (明治45年1月4日)

専売局長 増沢有 (大正元年8月2日)

南投庁長 石橋亨 (明治44年12月4日)

台東庁長 能勢靖一 (明治44年10月28日) 花蓮港庁長 中田直温 (明治44年12月8日)

編修課長 小川尚義 専売局長 増沢有

鉄道部長 内田嘉吉

附表 1 - 7 佐久間総督任期内総督府主要人事異動一覧 (3)

佐久間総督任期内 (明治39年4月11日~大正4年4月30日) 大正2年中 大正元年12月31日現在 総督官房秘書課長 三村三平 総督官房文書課長 鈴木三郎 総督官房統計課長 水科七三郎 総督官房外事課長 三好重彦 総督官房外事課長 野島金八郎 (12月17日) 民政長官 内田嘉吉 蕃務本署長 大津麟平 理蕃課長心得 高塚彊 理蕃課長 飯田章 (1月18日)・[事] 亀川理平太 (6月 13日)・[事] 加福豊次 (10月20日) 庶務課長 後藤祐明 調査課長 相川茂徳 警察本署長 亀山理平太 警察本署長 [事] 内田嘉吉 (6月30日) 衛生課長 岡田義行 保安課長 加福豊次 警務課長 中山佐之助 財務局長 中川友次郎 主計課長 阿部滂 会計課長 阿部滂 税務課長 高山仰 金融課長 阿部滂 通信局長心得 角源泉 通信局長 角源泉 (3月1日) 庶務課長 齋藤愛二 海事課長 齋藤愛二 郵務課長 藤井恭敬 電務課長 山本三次郎 監理課長 藤井恭敬 (7月1日) 工務課長 山本三次郎 (7月1日) 殖産局長 高田元治郎 糖務課長 金田政四郎 糖務課長 小林音八 (10月1日) 庶務課長 田坂千助 農務課長 小川運平 林務課長 賀田直治 林野調査課長 賀田直治 移民課長 野呂寧 権度課長 野呂寧 商工課長 立川連 鉱務課長 福留喜之助 土木局長心得 高橋辰次郎 営繕課長 野村一郎 土木課長 徳見常雄 土木課長 [兼] 賀来佐賀太郎 (5月8日) 庶務課長 賀来佐賀太郎 地方部長 亀山理平太 地方部長 楠正秋 (7月1日) 地方課長 楠正秋 地理課長 楠正秋 法務部長 手島兵次郎 民刑課長 石井為吉 監獄課長 石井為吉 学務部長心得 隈本繁吉 学務部長 隈本繁吉 (9月30日) 学務課長 隈本繁吉

専売局長 山脇春樹 (6月30日)

大正3年中~大正4年4月30日

総督官房秘書課長 小林音八 (大正3年11月2日)

総督官房外事課長 小林音八 (大正4年1月13日)

蕃務本署長 [事] 亀川理平太 (大正3年5月9日)・[事] 内田嘉吉 (大正4年1月8日) 理蕃課長 後藤祐明 (大正3年7月7日) 庶務課長 中山佐之助 (大正3年7月7日)

衛生課長 [事] 高木友枝 (大正3年6月22日)·国府小平 (大正4年4月10日) 保安課長 後藤祐明 (大正3年7月7日)

通信局長 井村大吉 (大正4年3月20日)

糖務課長 藤野幹 (大正3年11月2日) 庶務課長 本山文平 (大正3年11月2日)

商工課長 田坂千助 (大正3年11月2日)

土木局長 角源泉 (大正4年3月20日)

営繕課長 中栄徹郎 (大正3年5月1日)

土木課長 山形要助 (大正4年4月19日)

庶務課長 相賀照郷 (大正3年8月25日)

地方部長 井村大吉 (大正3年11月2日)・広瀬吉郎 (大正4年3月26日)

地方課長 [大正3年11月2日より空席]

地理課長 [大正3年11月2日より空席] 法務部長 石井為吉 (大正3年6月22日)

民刑課長 石井為吉 (大正3年6月22日)

監獄課長 石井為吉 (大正3年6月22日)

専売局長 [事] 高雄晋 (大正3年5月5日)・賀来佐賀太郎 (大正3年6月10日)

覆審法院長 石井常英

覆審法院検察官長 手島兵次郎

台北庁長 井村大吉 台中庁長 枝徳二

台南庁長 松木茂俊 桃園庁長 西美波

新竹庁長 家永泰吉郎

宜蘭庁長 小松吉久 嘉義庁長 津田義一

南投庁長 石橋亨

阿緱庁長 佐藤謙太郎

台東庁長 能勢靖一

花蓮港庁長 中田直温 澎湖庁長 横山虎次

桃園庁長 武藤針五郎 (11月3日)

花蓮港庁長 飯田章 (11月3日)

附表 1 - 8 安東総督仟期内総督府主要人事異動一覧

安東総督任期内(大正4年5月1日~大正7年6月6日)

大正4年4月30日現在 大正4年5月1日~翌年12月31日

総督官房秘書課長 小林音八 総督官房文書課長 鈴木三郎

総督官房統計課長 水科七三郎

総督官房外事課長 小林音八

民政長官 内田嘉吉

蕃務本署長 [事] 内田嘉吉

庶務課長 中山佐之助 調査課長 相川茂徳

理蕃課長 後藤祐明 警察本署長 [事] 内田嘉吉

衛生課長 国府小平

警務課長 中山佐之助

保安課長 後藤祐明

財務局長 中川友次郎

主計課長 阿部滂

会計課長 阿部滂

税務課長 高山仰 金融課長 阿部滂

通信局長 井村大吉

庶務課長 齋藤愛二 海事課長 齋藤愛二

郵務課長 藤井恭敬

工務課長 山本三次郎

監理課長 藤井恭敬

殖産局長 高田元治郎

糖務課長 藤野幹

庶務課長 本山文平

農務課長 小川運平 林務課長 賀田直治

林野調査課長 賀田直治

移民課長 野呂寧

権度課長 野呂寧

総督官房秘書課長 木村通 (大正4年12月17日) 総督官房文書課長 楠正秋 (大正4年6月23日)

総督官房外事課長 木村通 (大正4年12月17日)

民政長官 下村宏 (大正4年10月20日)

警察本署長 [事] 下村宏 (大正4年10月20日)・湯地幸平 (同年12月11日)

理蕃課長 汀口良三郎 (大正4年7月22日)

衛生課長 本山文平 (大正4年12月11日)・後藤祐明

(大正5年4月8日)

警務課長 得能佳吉 (大正4年12月17日) 保安課長 梅谷光貞 (大正5年6月12日)

主計課長 小林音八 (大正4年12月17日)

会計課長 菊池武芳 (大正4年7月24日) 税務課長 阿部滂 (大正4年12月17日)

通信局長 広瀬吉郎 (大正5年3月22日)

海事課長 [心] 保木利吉 (大正5年4月3日)

庶務課長 阿部嘉七 (大正4年12月11日)

農務課長 藤野幹 (大正5年8月15日)

権度課長 高橋親吉 (大正5年1月6日)

台北庁長 加福豊次 (大正3年7月1日)

新竹庁長 三村三平 (大正3年10月30日)

阿緱庁長 立川連 (大正3年10月30日)

澎湖庁長 沢井瀬平 (大正3年2月2日)

大正6年1月1日~翌年6月5日

総督官房文書課長 楠正秋 (大正6年3月8日) 総督官房統計課長 楠正秋 (大正6年3月31日)

衛生課長 鈴木信三郎 (大正6年5月25日)

警務課長 梅谷光貞 (大正6年8月30日)

保安課長 川淵洽馬 (大正6年8月30日)

財務局長 末松偕一郎 (大正6年9月26日)

主計課長 菊池武芳 (大正6年11月15日)

会計課長 辰野亀男 (大正6年11月15日)

金融課長 古木章光 (大正6年11月15日)

庶務課長 藤井恭敬 (大正6年4月17日)

海事課長 保木利吉 (大正6年9月29日)

監理課長 河村徹 (大正6年4月17)

農務課長 立川連 (大正6年4月17日)

林務課長 鈴木三郎 (大正6年3月8日)・[心] 中瀬拙夫 (同年9月26日)・加福豊次 (翌年3月29日)

林野整理課長 [兼] 鈴木三郎 (大正6年3月8日)・野呂寧 (同年9月26日)

権度課長 野呂寧 (大正6年11月15日)

商工課長 田坂千助 鉱務課長 福留喜之助 土木局長 角源泉 営繕課長 中栄徹郎 土木課長 山形要助

庶務課長 相賀照郷 地方部長 広瀬吉郎

地方課長 [空席] 地理課長 [空席]

法務部長 石井為吉 民刑課長 石井為吉

監獄課長 石井為吉 学務部長 隅本繁吉

学務課長 隈本繁吉 編修課長 小川尚義

専売局長 賀来佐賀太郎 鉄道部長 内田嘉吉

覆審法院長 石井常英 覆審法院検察官長 手島兵次郎

台北庁長 加福豊次 台中庁長 枝徳二 台南庁長 松木茂俊

桃園庁長 武藤針五郎 新竹庁長 三村三平

宜蘭庁長 小松吉久 嘉義庁長 津田義一

南投庁長 石橋亨 阿緱庁長 立川連 台東庁長 能勢靖一

花蓮港庁長 飯田章 澎湖庁長 沢井瀬平

庶務課長 鎌田正威 (大正5年4月8日)

地方部長 [事] 楠正秋 (大正5年3月22日)・楠正秋

(同年7月31日)

地方課長 水越幸一 (大正5年9月30日) 地理課長 [兼] 水越幸一 (大正5年10月4日)

編修課長 古山栄三郎 (大正5年12月20日)

鉄道部長 下村宏 (大正4年10月20日)

覆審法院檢察官長 菅野善三郎 (大正5年10月7日)

台中庁長 三村三平 (大正4年12月17日) 台南庁長 枝徳二 (大正4年12月17日)

新竹庁長 高山仰 (大正4年12月17日)

嘉義庁長 相賀照郷 (大正5年4月8日) 南投庁長 富島元治 (大正5年11月13日)

台東庁長 市来半次郎 (大正5年11月13日)

澎湖庁長 相川茂卿 (大正5年11月13日)

附表 1 - 9 明石総督任期内総督府主要人事異動一覧

明石総督任期内(大正7年6月6日~大正8年10月26日)

大正7年6月5日現在

総督官房秘書課長 木村通 総督官房文書課長 楠正秋 総督官房統計課長 楠正秋 総督官房外事課長 木村通 民政長官 下村宏

警察本署長 湯地幸平

理蕃課長 江口良三郎 衛生課長 鈴木信三郎

警務課長 梅谷光貞 保安課長 川淵洽馬 財務局長 末松偕一郎 主計課長 菊池武芳 会計課長 辰野亀男 税務課長 阿部滂

大正7年6月6日~翌年6月27日

総督官房秘書課長 石井光次郎 (大正7年6月6日) 総督官房文書課長 鎌田正威 (大正7年7月3日) 総督官房調査課長 片山秀太郎 (大正7年6月7日) 総督官房外事課長 石井光次郎 (大正7年6月6日)

警察本署長 [事] 梅谷光貞 (大正8年4月19日)・富島元治 (同年5月21日)

衛生課長 豊田勝蔵 (大正8年4月24日)・井沢真民(大正 8年5月31日)

警務課長 [兼] 豊田勝蔵 (大正8年5月21日)

学務課長 鼓包美 (大正6年9月8日)

覆審法院長 谷野格 (大正6年8月11日)

台北庁長 富島元治 (大正6年9月26日)

南投庁長 [事] 金子恵教 (大正6年9月26日)・御厨規三 (同年10月1日) 阿緱庁長 齋藤愛二 (大正6年4月17日)

大正8年6月28日官制改正による人事	大正8年7月1日~同年10月25日
【総督官房秘書課長 石井光次郎】 総督官房文書課長 石井光次郎 【総督官房調査課長 片山秀太郎】 総督官房外事課長 鎌田正威 【民政長官 下村宏】	総務長官 下村宏 (8月20日)
警務局長 富島元治 【警務課長 豊田勝蔵】 【保安課長 川淵洽馬】 【衛生課長 井沢真民】 【理蕃課長 江口良三郎】	保安課長 井沢真民 (8月26日) 衛生課長 三浦碌郎 (9月25日)
【財務局長 末松偕一郎】 【主計課長 菊池武芳】 【会計課長 辰野亀男】 【税務課長 阿部滂】	会計課長 [兼] 菊池武芳 (9月15日)・阿部嘉七 (9月29日)

金融課長 古木章光 通信局長 広瀬吉郎 庶務課長 藤井恭敬 海事課課長 保藤井恭敬 工務課長 山本三次郎 監理課長 河村徹

土木局長 角源泉 営繕課長 中栄徹郎

土木課長 山形要助 庶務課長 鎌田正威 地方部長 楠正秋 地方課長 水越幸一

地理課長 水越幸一学務部長 隅本繁吉

 学務課長
 鼓包美編修課長

 結務部長
 石井為吉民刑課長石井為吉監獄課長

 「兼」石井為吉

專売局長 賀来佐賀太郎 鉄道部長 下村宏 覆審法院長 谷野格 覆審法院検察官長 菅野善三郎 台北庁長 加福豊次 台中庁長 三村三平 台南庁長 杖徳 桃園庁長 武藤針五郎 新竹庁長 高山仰

南投庁長 富島元治 阿緱庁長 齋藤愛二 台東庁長 市来半次郎 花蓮港庁長 飯田章

澎湖庁長 相川茂郷

宜蘭庁長 小松吉久 嘉義庁長 相賀照郷 通信局長 齋藤愛二 (大正8年5月21日)

監理課長 藤井恭敬 (大正8年4月20日)・青木敬次 (大正 8年5月29日)

林務課長 山崎嘉夫 (大正8年4月8日)

水産課長 [兼] 田坂千助 (大正7年6月7日) 土木局長 相賀照郷 (大正8年5月21日) 営繕課長 [事] 井手薫 (大正8年3月28日)・近藤十郎 (同年5月23日)

庶務課長 小西恭介 (大正7年7月13日)

社寺課長 丸井圭治郎 (大正7年6月7日)

法務部長 長尾景徳 (大正7年7月10日) 民刑課長 [兼] 長尾景徳 (大正7年7月10日) 監獄課長 [兼] 長尾景徳 (大正7年7月10日)・伊藤兼吉 (翌年5月21日)

鉄道部長 新元鹿之助 (大正8年3月10日)

台北庁長 梅谷光貞 (大正8年5月21日) 台中庁長 加福豊次 (大正8年4月8日)

桃園庁長 永田綱明 (大正8年5月21日) 新竹庁長 武藤針五郎 (大正8年5月21日)

嘉義庁長 相川茂郷 (大正8年5月21日)

阿緱庁長 高山仰 (大正8年5月21日)

花蓮港庁長 宇野英種 (大正8年5月21日) 澎湖庁長 川中子安治郎 (大正8年5月21日)

【金融課長 古木章光】 金融課長 [事] 中屋重治 (10月13日) 逓信局長 齋藤愛二 【庶務課長 藤井恭敬】 【海事課長 保木利吉】 【工務課長 山本三次郎】 【監理課長 青木敬次】 【殖產局長 高田元治郎】 【糖務課長 藤野幹】 糖務課長 真室幸教 (9月29日)・神社柳吉 (10月16日) 【庶務課長 阿部嘉七】 庶務課長 田坂千助 (9月29日) 【農務課長 立川連】 【商工課長 田坂千助】 【鉱務課長 福留喜之助】 【水産課長 田坂千助】 【土木局長 相賀照郷】 【庶務課長 小西恭介】 【十木課長 山形要助】 【営繕課長 近藤十郎】 内務局長 川崎卓吉 【社寺課長 丸井圭治郎】 【地方課長 水越幸一】 【学務課長 鼓包美】 【編修課長 古山栄三郎】 地理課長 野呂寧 【法務部長 長尾景徳】 【民刑課長 [兼] 長尾景徳】 民刑課長 伊藤兼吉 (8月13日) 【監獄課長 伊藤兼吉】 高等法院長 谷野格 (8月10日) 高等法院検察官長 菅野善三郎 (8月10日)

内の司法と行政の軋轢が表面化しつつあったことを背景に、 迭がある。 年一一月、 戦争直後、 山口財務部長、 回となる。 官制改正による変動のほか、 総督府は、 周知のように、 この大規模な人事変動は、 明治三九年ごろ、 高野総督府高等法院長兼法務部長、土居通信部長らを一斉更迭した。このほか、 後藤民政長官、 明治三〇年七月、乃木総督任期内において、 明治四二年一〇月、 明治三〇年七月頃と明治三九年頃の二回の非官制改正時期における総督府人事の更 石塚参事官長、及び中村総務局長らの転任と祝財務局長の民政長官への昇任 主に総督府機構の改革的な官制改正によるものであることが理解されよう。 明治四四年一〇月、 政府は、 大正四年七月及び大正八年六月の合わせて九 対立と腐敗が深刻化していた押川殖産部長、 総督府官僚不正の摘発をめぐって、 明治三九年、 総督府 日露

は判任官からの起用が特徴といえよう。このうち、 のが多く、そのうえ、府内部署間の官僚異動が割合に多いことが主な特徴であろう。 いずれにしても、 方、この時期、 この時期における総督府人事、 中央省庁の官僚の天下りの受け皿となりながらも、 大津麟平、大島久満次、祝辰巳、 特に総督府高等官僚の転任と異動は、 総督府内の部署間の高等官僚 総督府官制改正によるも の転任、 また

を受け、総督府の主要人事を異動した

すべきことである 賀来佐賀太郎らの任用は注目

改正により、祝と大島は、それぞれ同府財務局主計課長と民政局法務課長に命じられた。それ以来、 売局長から、明治三七年、 会計課長兼任、 大島と祝は、 それぞれ明治三〇年総督府事務官として渡台した総督府官僚である。 専売局次長等を歴任して、明治三四年一一月、 同府臨時台湾糖務局長と殖産局長を兼任することとなり、そして明治三九年一一月、 同府財務局長に命じられた。 明治三〇年一一 その後、 祝は、 祝は、 月総督 同府 財務 同府官制 後

藤民政長官の満鉄総裁の転任を受け、

同府民政長官に命じられた。

大島も明治三一年八月、

警保課長兼任から明治

本署への総督府官制改正に伴い、

警察本署長から蕃務本署長へ横滑りした。

た祝民政長官の後を継ぎ、 警察本署長に栄転し、 台湾総督府民政長官に命じられた。 さらに明治四〇年四月、 総務局長兼任を経て、 明治四一 年五月、 任期内逝去

られ、 本署長が民政長官へ就任した後に空席となった警察本署長に命じられる。大津は、翌年一〇月、 の転任を受けて渡台し、 大島や祝と異なり、 同年——月——日、 大津は、 総督秘書官に命じられた。赴任当初、大津は、 新たに設置された総督官房秘書課長に命じられた。続いて、明治四一年五月、 総督の秘書官から出世したものである。 大津は、 総督秘書官から総督官房人事課長に命じ 明治三四年、 大鳥秘書官の外務省 警察本署から蕃務

翌年六月、 同部庶務課長への横滑りを経て、大正二年、 ζ 大津とほぼ同じ時期渡台した賀来佐賀太郎は、 明治四三年五月まで同局庶務課長に居座りを続けた。 同府専売局長に命じられ、 局長クラスに昇進する。 総督府参事官に昇進し、同府土木局庶務課長兼土木課長に命じられた。 明治三六年一〇月から、総督府通信局郵務課長、 同年五月、 専売局長に居座って七年間余りを経た賀来は、 通信局庶務課長から土木部庶務課に転任し、 海事課長を兼務

(2) 文官総督時期における総督府人事異動の特徴

〇年七月、下村総務長官の後を受け同府総務長官に昇進した。

総督制度が導入されて以降、 更迭に伴い総督府総務長官、 この武官総督時期における総督府人事に対し、 総督府は、 局長等の総督府首脳部の大規模な人事異動にほかならない。 従来の総督府人事異動と異なる展開を迎えることになった。 大正八年、 田健治郎の台湾総督就任を契機として、 これは、 総督府に文官

旦 附表2は、この時期における総督府人事の異動についての集計である。 総督府は、 改正した総督府地方官官制の施行により、 相賀照郷同府土木局長を台北州知事、 この表が示したように、大正九年九月一 加福豊次台中庁長

附表 2 - 1 田総督任期内総督府主要人事異動一覧

田総督任期内 (大正8年10月29日~大正12年9月2日)

大正8年10月末現在

大正8年10月29日~大正9年8月30日

総督官房秘書課長 石井光次郎

総督官房秘書課長 [心] 鎌田正威 (大正8年11月5日)・ 喜多孝治 (大正8年11月17日)

総督官房文書課長 石井光次郎 総督官房調査課長 片山秀太郎 総督官房外事課長 鎌田正威

総督官房調査課長 鎌田正威 (大正8年11月17日) 総督官房外事課長 [心] 法水了禅 (大正8年11月5日)・ 鎌田正威 (大正8年11月17日)

金融課長 [事] 中屋重治 逓信局長 齋藤愛二 庶務課長 藤井恭敬

庶務課長 藤井恭敬 海事課長 保木利吉 工務課長 山本三次郎 監理課長 青木敬次

殖産局長 高田元治郎 糖務課長 田坂千助 農務課長 立川連 商工務課長 田城軍 商工務課長 田城軍 市城等課長 田城軍 水産課長 田城千助 水産課長 田坂千郎

土木局長 相賀照郷 庶務課長 小西恭介 土木課長 山形要助 営繕課長 近藤十郎

内務局長 川崎卓吉 社寺課長 丸井圭治郎 地方課長 水越幸一 学務課長 鼓包美

編修課長 古山栄三郎 地理課長 野呂寧

法務部長 長尾景徳 民刑課長 伊藤兼吉 監獄課長 伊藤兼吉 専売局長 賀来佐賀助 等道部長 新元鹿之助 高等法院長 谷野格 学務課長 [心] 片山秀太郎 (大正8年11月17日)・片山秀 太郎 (大正9年5月11日) 大正9年9月1日~同年12月31日

警務局長 [兼] 川崎卓吉 (9月1日)・川崎卓吉 (11月25日)

保安課長 川崎末五郎 (9月1日)

理蕃課長 豊田勝蔵 (9月1日) 財務局長 阿部滂 (11月25日)

税務課長 [事] 阿部滂 (9月3日)・[心] 前田稔靖 (11月2日) 金融課長 中屋重治 (9月1日)

庶務課長 深川繁治 (9月1日)

監理課長 [兼] 深川繁治 (9月1日)・村田三郎 (同年10月25日) 為替貯金課長 [兼] 村田三郎 (10月25日)

糖務課長 [兼] 今川淵 (9月1日)・中瀬拙夫 (11月25日)

農務課長 今川淵 (11月22日)

林務課長 佐藤勧 (9月1日) 土木局長 山形要助 (9月1日)

土木課長 池田季苗 (9月1日)

港湾課長 [兼] 上田一郎 (9月1日) 内務局長 末松偕一郎 (11月25日)

学務課長 生駒高常 (9月7日)

州庁課長 水越幸一 (9月1日) 市街庄課長 [兼] 水越幸一 (9月1日)

民刑課長 和田一次 (9月1日) 監獄課長 [兼] 和田一次 (9月1日) 高等法院検察官長 菅野善三郎

台北庁長 梅谷光貞台中庁長 加福豊次

台南庁長 枝徳二

桃園庁長 永田綱明

新竹庁長 武藤針五郎嘉義庁長 相賀照郷

南投庁長 富島元治 阿緱庁長 高山仰

台東庁長 市来半次郎

宜蘭庁長 相川茂郷

花蓮港庁長 宇野英種 澎湖庁長 川中子安治郎

宜蘭庁長 荒巻鉄之助 (大正9年2月6日)

附表 2 - 2 田総督仟期内総督府主要人事異動一覧

田総督任期内 (大正8年10月29日~大正12年9月2日)

大正9年12月31日現在

大正10年中

総督官房秘書課長 喜多孝治 総督官房文書課長 石井光次郎 総督官房調査課長 鎌田正威

総督官房調宜課長 鎌田止威 総督官房外事課長 鎌田正威

総務長官 下村宏 警務局長 川崎卓吉

> 警務課長 豊田勝蔵 保安課長 川崎末五郎

衛生課長 三浦碌郎 理蕃課長 豊田勝蔵

財務局長 阿部滂

主計課長 菊池武芳 会計課長 阿部嘉七

税務課長 [心] 前田稔靖

金融課長 中屋重治 通信局長 齋藤愛二

庶務課長 深川繁治 海事課長 保木利吉

工務課長 山本三次郎

監理課長 村田三郎 為替貯金課長 村田三郎

殖産局長 高田元治郎 糖務課長 中瀬拙夫 庶務課長 田坂千助

農務課長 今川淵

商工課長 田坂千助 鉱務課長 福留喜之助 水産課長 田坂千助

林務課長 佐藤勧 土木局長 山形要助

庶務課長 小西恭介

総督官房文書課長 [兼] 下村充郎 (11月4日)

総督官房調査課長 東郷実 (5月10日)

総督官房外事課長 吉岡荒造 (5月10日)・法水了禅 (10月8日)

総務長官 賀来佐賀太郎 (7月11日) 警務局長 相賀照郷 (9月17日)

保安課長 [事] 三浦碌郎 (10月8日)

理蕃課長 宇野英種 (10月8日)

主計課長 富田松彦 (10月8日)

会計課長 [兼] 菊池武芳 (7月22日)·[事] 中田栄次郎 (10月8日)

税務課長 古木章光 (10月15日)

金融課長 前田稔靖 (10月15日) 逓信局長 吉田平吉 (9月17日)

為替貯金課長 藤井恭敬 (5月10日)・[兼] 村田三郎 (10月8日)

殖産局長 川崎卓吉 (9月17日)

庶務課長 [兼] 中瀬拙夫 (10月8日)

商工課長 [兼] 奥秋雅則 (10月8日)

水産課長 奥秋雅則 (1月31日)

土木局長 [心、兼] 相賀照郷 (10月8日) 庶務課長 高橋親吉 (10月8日)

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚(王) (166)166

台北州知事 相賀照郷 (9月1日) 台中州知事 加福豊次 (9月1日) 新竹州知事 服部仁藏 (9月1日) 台南州知事 核徳二 (9月1日) 高雄州知事 富島元治 (9月1日) 花蓮港庁長 江口良三郎 (9月1日) 【台東庁長 市来半次郎】

大正11年1月1日~翌年9月2日

総督官房秘書課長 松田三徳 (大正11年4月1日)・小林音八 (大正12年9月22日)

警務局長 竹内友次郎 (大正11年11月27日)

警務課長 岡本佃 (大正12年1月10日)

保安課長 佐々木国重 (大正12年1月10日)

衛生課長 田端幸三郎 (大正12年1月10日)

理蕃課長 [兼] 田端幸三郎 (大正12年6月18日)

会計課長 大沢清高 (大正11年5月17日)

金融課長 中田栄次郎 (大正11年7月26日)

海事課長 [兼] 深川繁治 (大正12年3月7日)

監理課長 [兼] 深川繁治 (大正11年9月6日)・戸水昇 (大正11年10月10日) 為替貯金課長 [兼] 深川繁治 (大正11年9月6日)・[兼] 戸水昇 (大正11年10月10日)

殖産局長 喜多孝治 (大正11年4月1日)

糖務課長 [兼] 今川淵 (大正11年6月28日)

庶務課長 [兼] 浅野安吉 (大正11年6月28日)・浅野安吉 (同年7月22日)・羽生雅則 (翌年5月17日)

商工課長 [兼] 羽生雅則 (大正12年5月17日)

水産課長 松岡一衛 (大正12年5月17日)

土木局長 [心] 相賀照郷 (大正11年11月27日)

167 (167) 中京法学45巻1・2号 (2010年)

法務部長 長尾景徳 民刑課長 和田一次 監獄課長 和田一次 専売局長 賀来佐賀太郎

鉄道部長 新元鹿之助 高等法院長 谷野格 高等法院検察官長 菅野善三郎 台北州知事 相賀駅郷 台中州知事 加福豐次

新竹州知事 服部仁藏 台南州知事 枝徳二 高雄州知事 富島元治 花蓮港庁長 江口良三郎 台東庁長 市来半次郎 港湾課長 増田秀吉 (8月1日)

市街庄課長 佐藤正俊 (1月28日) 法務部長 和田一次 (10月8日)

専売局長 [心] 賀来佐賀太郎 (7月11日)・池田幸甚 (10月 8日)

台北州知事 高田富蔵(9月17日) 台中州知事 立川連(2月1日) 新竹州知事 常吉徳寿(10月8日) 台南州知事 吉岡荒造(10月8日)

附表 2 - 3 内田・伊沢総督任期内総督府主要人事異動一覧

内田総督任期内 (大正12年9月2日~翌年9月1日)

就任時点における主要人事

大正12年9月2日~翌年9月1日

総督官房秘書課長 小林音八 総督官房文書課長 下村充郎 総督官房調査課長 東郷実 総督官房外事課長 法水了禅 総務官官 賀来佐賀太郎 警務局長 竹內友次郎

監理課長 戸水昇

総督官房調査課長 [心] 小林音八 (大正13年4月1日)

警務局長 [心] 吉田平吾 (12月10日)・尾崎勇次郎 (翌年 2月19日)

保安課長 佐藤続 (11月20日)

理蕃課長 中田秀造 (大正13年2月16日)

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚(王) (168)168

土木課長 田賀奈良吉 (大正11年2月20日)

港湾課長 [兼] 池田季苗 (大正11年5月13日) 内務局長 相賀照郷 (大正11年11月27日)

高等法院長 杉坂実 (大正12年8月20日)

台中州知事 常吉徳寿 (大正11年5月15日) 新竹州知事 梅谷光貞 (大正11年5月15日)

伊沢総督任期内 (大正13年9月1日~大正15年7月16日)			
大正13年9月1日~同年12月24日総督府官制 改正による人事	大正14年1月1日~大正15年7月16日		
総督官房秘書課長 平山泰 (10月8日)	総督官房秘書課長 [兼] 下村充郎 (大正15年 7月6日)		
総督官房調査課長 [心] 下村充郎 (12月25日) 総督官房法務課長 和田一次 (12月25日) 総督官房会計課長 大沢清高 (12月25日) 総務長官 [心] 後藤文夫 (9月19日)・後藤 文夫 (9月22日)	総督官房法務課長 [兼] 下村充郎 (大正15年 1月27日)		
警務局長 坂本森一 (10月2日) 警務課長 佐藤続 (12月25日) 保安課長 [兼] 佐藤続 (12月25日) 衛生課長 [兼] 佐藤続 (12月25日)	保安課長 小林光政 (大正14年5月2日)		
税務課長 辰野亀男 (12月25日)			
殖産局長 片山二郎 (12月23日) 特産課長 中瀬拙夫 (12月25日)			
商工課長 横光吉規 (12月25日) 山林課長 [兼] 浅野安吉 (11月3日)			

為替貯金課長 戸水昇 殖産局長 喜多孝治 糖務課長 今川淵 庶務課長 羽生雅則

> 農務課長 今川淵 商工課長 羽生雅則

節工課長 初生推則 鉱務課長 福留喜之助 水産課長 松岡一衛

林務課長 佐藤勧 土木局長心得 相賀照郷

法務部長 和田一次 民刑課長 和田一次 監獄課長 和田一次

專売局長 池田幸甚 鉄道部長 新元鹿之助 高等法院長 杉坂実 高等法院検察官長 菅野善三郎 台北州知事 高田富蔵

台中州知事 常吉德寿 新竹州知事 梅谷光貞 台南州知事 吉岡荒造 高雄州知事 富島元治 証準港庁長 江口良三郎 台東庁長 市来半次郎 為替貯金課長 上原松次郎 (大正13年2月28日)

糖務課長 [兼] 中瀬拙夫 (大正13年6月25日) 庶務課長 [兼] 中瀬拙夫 (11月27日)・松岡一衛 (翌年6月25日)

商工課長 中瀬拙夫 (11月27日)

林務課長 [兼] 重松栄一 (11月3日)

営繕課長 井手薫 (10月30日)

市街庄課長 [心] 水越幸一 (大正13年7月14日)

行刑課長 [兼] 和田一次 (大正13年1月1日) 専売局長 吉岡荒造 (12月8日)

高等法院長 相原祐弥 (大正13年3月8日)

新竹州知事 佐藤勧 (11月3日) 台南州知事 松井栄堯 (12月8日)

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚(王) (170)170

土木局長 [兼] 木下信 (10月2日)・武藤針 五郎 (12月23日) 内務局長 木下信 (10月2日) 文教課長 生駒高常 (12月25日) 地方課長 [兼] 高橋親吉 (大正15年1月 27日) 専売局長 宇賀四郎 (12月23日) 交通局総長 生野団六 (大正14年4月29日) 交通局総長 [心] 後藤文夫 (12月25日) 高等法院検察官長 後藤和佐二 (11月13日) 台北州知事 吉岡荒造 (12月23日) 台中州知事 本山文平 (12月25日) 新竹州知事 古木章光 (12月25日) 台南州知事 喜多孝治 (12月23日) 高雄州知事 木村英俊 (12月25日)・三浦碌郎 (12月28日) 台東庁長 齋藤透 (12月25日) 澎湖庁長 増永吉次郎 (大正15年7月1日)

附表 2 - 4 上山総督任期内総督府主要人事異動一覧

上山総督任期内 (大正15年7月17日~昭和3年6月15日)			
大正15年7月16日現在	大正15年7月17日~昭和元年12月31日		
総督官房秘書課長 下村充郎 総督官房文書課長 下村充郎	総督官房秘書課長 一戸二郎 (大正15年7月22日) 総督官房文書課長 鼓包美 (8月13日)・生駒高常 (10月12日)		
総督官房調査課長心得 下村充郎	総督官房調査課長 [兼] 鼓包美 (8月13日)・[兼] 生駒高常 (10月12日)		
総督官房法務課長 下村充郎	総督官房法務課長 一戸二郎 (8月13日)・和田一次 (11月30日)		
総督官房会計課長 大沢清高 総務長官 後藤文夫 警務局長 坂本森一 警務課長 佐藤続 保安課長 小林光政	警務局長 本山文平 (10月12日)		
衛生課長 佐藤続 理蕃課長 中田秀造 財務局長 阿 富田松彦 社務課長 辰野亀男 金融課長 中田栄次郎 殖産局長 片山二郎	理蕃課長 木原圓次 (12月23日) 財務局長 富田松彦 (10月12日) 主計課長 中田栄次郎 (10月12日)		
特定課長 中瀬拙夫 農務課長 中瀬拙夫 農務課長 今川淵 商工課長 横光吉規 山林課長 浅野安吉 内務局長 木下信 地方課長 高橋親吉	地方課長 [兼] 能沢外茂吉 (10月12日)・水越幸一 (12月18日)		
土木課長 高橋親吉	土木課長 能沢外茂吉 (10月12日) 庶務課長 岩瀬重 (12月23日)		
文教課長 生駒高常	文教局長 [事] 木下信 (10月12日) 社会課長 坂口主税 (10月12日) 学務課長 [事] 若槻道隆 (10月12日)		
専売局長 宇賀四郎 交通局総長 生野団六 高等法院長 相原祐弥 高等法院検察官長 後藤和佐二 台北州知事 吉岡荒造			
台中州知事 本山文平 新竹州知事 古木章光 台南州知事 喜多孝治	台中州知事 三浦碌郎 (10月12日)		
台南州知事 喜多李治 高雄州知事 三浦碌郎 台東庁長 齋藤透	高雄州知事 高橋親吉 (10月12日)		
花蓮港庁長 江口良三郎 澎湖庁長 増永吉次郎	花蓮港庁長 中田秀造 (12月22日)		
	I		

昭和2年1月1日~翌年6月15日

警務課長 角田広次 (昭和2年7月27日)

衛生課長 [兼] 角田広次 (昭和2年7月27日)・尾佐竹堅 (昭和3年2月7日) 理禁課長 後保二郎 (四和3年4月26日)

理蕃課長 猪俣二郎 (昭和3年4月26日)

主計課長 石川重男 (昭和3年3月2日)

殖産局長 高橋親吉 (昭和2年7月27日)

農務課長 [事] 色部米作 (昭和2年7月27日) 商工課長 内田隆 (昭和3年2月15日)・横光吉規 (昭和3年5月15日)

内務局長 [事] 木下信 (昭和2年4月12日)・豊田勝蔵 (昭和2年7月27日) 地方課長 能沢外茂吉 (昭和2年7月28日)

土木課長 [事] 中村秀太郎 (昭和2年7月28日) 文教局長 石黒英彦 (昭和2年2月22日)

学務課長 野口敏治 (昭和2年2月30日)

交通局総長 木下信 (昭和2年4月12日)

高等法院長 後藤和佐二 (昭和3年5月22日)

高等法院検察官長 岩松玄十 (昭和3年5月22日)

台北州知事 三浦碌郎 (昭和2年7月27日)

台中州知事 佐藤続 (昭和2年7月27日)

新竹州知事 永山止米郎 (昭和2年4月22日)

台南州知事 片山二郎 (昭和2年7月27日)

附表 2 - 5 川村総督任期内総督府主要人事異動一覧

川村総督任期内 (昭和3年6月15日	~翌年7月30日)
就任時点の総督府主要人事	昭和3年6月15日~同年12月31日
総督官房秘書課長 一戸二郎 総督官房文書課長 生駒高常 総督官房調査課長 生駒高常 総督官房法務課長 和田一次 総督官房会計課長 大沢清高	総督官房秘書課長 平島敏夫 (6月28日) 総督官房文書課長 和田一次 (7月21日) 総督官房調査課長 [兼] 和田一次 (7月21日) 総督官房法務課長 [兼] 水越幸一 (7月21日)・伊藤兼吉 (8月13日)
総務長官 後藤文夫 警務局長 本山文平 警務務課長 本田田広次 保安課長 小林光政 衛生課長 尾佐竹堅 理蕃課長 猪保一郎 財務局長 富田松川重 主計課長 元野亀男	総務長官 河原田稼吉 (6月26日) 警務局長 大久保留次郎 (7月21日) 警務課長 木原圓次 (9月18日) 保安課長 山内継喜 (8月20日) 衛生課長 [兼] 奥田達郎 (9月18日)
金融課長中田栄次郎 殖産局長高橋親吉	殖産局長 内田隆 (7月21日)
特産課長 中瀬拙夫 農務課長 [事] 色部米作 商工課長 横光吉規 山林課長 浅野安吉	農務課長 川副龍雄 (9月18日) 商工課長 浅野安吉 (9月18日) 山林課長 杉木良 (9月18日)
内務局長 豊田勝蔵 地方課長 能沢外茂吉 土木課長 [事] 中村秀太郎 文教局長 石黒英彦 社会課長 坂口主税 学務課長 野口敏治	社会課長 竹下豊次 (9月18日)
専売局長 宇賀四郎 交通局総長 木下信	専売局長 常吉徳寿 (7月21日) 交通局総長 [事] 河原田稼吉 (7月21日)・丸茂藤平 (12月26日)
高等法院長 後藤和佐二 高等法院検察官長 岩松玄十 台北州知事 三浦碌郎 台中州知事 佐藤続 新竹州知事 永山止米郎 台南州知事 片山三郎 高雄州知事 太田吾一	台北州知事 高橋親吉 (7月21日) 台中州知事 生駒高常 (7月21日)
台東庁長 齋藤透 花蓮港庁長 中田秀造 澎湖庁長 増永吉次郎	澎湖庁長 児玉魯一 (9月18日)

昭和4年1月1日~同年7月30日

総督官房秘書課長 [事] 杉木良 (7月19日)

総督官房文書課長 山本理一 (1月25日)・[事] 山本理一 (7月9日) 総督官房調査課長 [兼] 山本理一 (1月25日)・[事] 山本理一 (7月9日)

総督官房法務課長 [兼] 杉木良 (5月17日)・[事] 山本真平 (7月20日) 総督官房会計課長 杉木良 (4月20日)

総督官房営繕課長 井手薫 (5月12日)

金融課長 坂口主税 (1月12日)

山林課長 政所重三郎 (4月20日)

水産課長 [兼] 川副龍雄 (5月12日) 鉱務課長 [兼] 浅野安吾 (5月12日)

地方課長 竹下豊次 (6月3日)

社会課長 [事] 野口敏治(6月3日)

編修課長 浮田辰平 (4月1日)

台北州知事 片山三郎 (4月20日) 台中州知事 水越幸一 (7月9日) 新竹州知事 田端幸三郎 (4月20日)

台南州知事 永山止米郎 (4月20日)

附表 2 - 6 石塚総督任期内総督府主要人事異動一覧

石塚総督任期内(昭和4年7月30日~昭和6年1月16日)

就任時点の総督府主要人事 昭和4年7月30日~

総督官房秘書課長 [事] 杉木良

総督官房文書課長 [事] 山本理一

総督官房調査課長 [事] 山本理一

総督官房法務課長 [事] 山本真平

総督官房会計課長 杉木良

総督官房営繕課長 井手薫 総務長官 河原田稼吉

総務長官 河原田修古 警務局長 大久保留次郎

警務課長 木原圓次 保安課長 山内継喜

衛生課長 奥田達郎

理蕃課長 猪俣一郎

財務局長 富田松彦 主計課長 石川重男

税務課長 辰野亀男

金融課長 坂口主税 殖産局長 内田隆

特産課長 中瀬拙夫

農務課長 川副龍雄 商丁課長 [兼] 浅野安吉

山林課長 政所重三郎

水産課長 [兼] 川副龍雄 鉱務課長 [兼] 浅野安吾

内務局長 豊田勝蔵

地方課長 竹下豊次 土木課長「事]中村秀太郎

文教局長 石黒英彦

社会課長 [事] 野口敏治

学務課長 野口敏治編修課長 浮田辰平

専売局長 常吉徳寿

交通局総長 丸茂藤平

高等法院長 後藤和佐二 高等法院検察官長 岩松玄十

台北州知事 片山三郎

台中州知事 水越幸一

新竹州知事 田端幸三郎

台南州知事 永山止米郎 高雄州知事 太田吾一

高雄州和事 人田台

台東庁長 齋藤透 花蓮港庁長 中田秀造

澎湖庁長 児玉魯一

昭和4年7月30日~同年12月31日)

総督官房秘書課長 大谷忠四郎 (8月3日)

総督官房文書課長 石川重男 (8月31日) 総督官房調査課長 [兼] 石川重男 (8月31日)

[NK] [NK] (-73--H)

総督官房会計課長 [事] 杉本良(8月10日)・[兼] 石川重男(8月31日)・沢水彦四郎(9月13日)

総務長官 人見次郎 (8月3日)

警務局長 石井保 (8月10日)

衛生課長 [兼] 石井龍猪 (12月14日) 理蕃課長 森田俊介 (12月14日)

主計課長 [兼] 坂口主税 (9月6日)・中島一郎 (12月14日)

税務課長 奥田達郎 (12月14日)

殖産局長 百済文輔 (8月10日)

農務課長 横光吉規 (12月14日)

商工課長 [兼] 赤堀鉄吉 (12月14日)

水産課長 [兼] 佐々波外七 (12月14日) 鉱務課長 赤堀鉄吉 (12月14日)

地方課長 本間善庫 (12月14日)

文教局長 杉本良(8月10日)

社会課長 野口敏治 (11月11日)

学務課長 [事] 若槻道隆 (11月11日)

専売局長 池田藏六 (8月10日)

交通局総長 白勢黎吉 (9月13日)

高等法院検察官長 竹内佐太郎 (8月10日)

台東庁長 児玉魯一 (9月13日)

花蓮港庁長 猪俣松之助 (9月13日)

澎湖庁長 大竹勇 (9月13日)

昭和5年1月1日~翌年1月16日

総督官房秘書課長 石川重男 (昭和5年9月30日)

総督官房法務課長 帯金悦之助 (昭和5年4月30日)

保安課長 小林長彦 (昭和5年8月6日)

財務局長 [事] 人見次郎 (昭和5年10月24日)・池田藏六 (同年12月9日)

特産課長 [事] 百済文輔 (昭和5年12月9日)

商工課長 戸水昇 (昭和5年1月20日) 山林課長 赤堀鉄吉 (昭和5年1月20日)

鉱務課長 [兼] 赤堀鉄吉 (昭和5年1月20日)

学務課長 若槻道隆 (昭和5年7月1日)·江藤昌之 (昭和6年1月15日) 専売局長 中瀬拙夫 (昭和5年12月9日)

台南州知事 名尾良辰 (昭和5年5月23日)

附表2-7 太田・南総督任期内総督府主要人事異動一覧

太田総督任期内(昭和6年1月16日~翌年3月2日)

就任する時点の総督府主要人事 昭和6年1月16日~翌年3月2日

総督官房秘書課長 石川重男 総督官房文書課長「兼」石川重男 総督官房文書課長 川村直岡 (5月12日) 総督官房調査課長「兼」石川重男 総督官房調査課長 「兼1 川村直岡 (5月12日) 総督官房法務課長 帯金悦之助 総督官房会計課長 沢水彦四郎

総督官房会計課長 高橋秀人 (5月16日)・角田広次 (12月19日)

総督官房秘書課長 小林鉄太郎 (5月12日)

総務長官 人見次郎

総督官房営繕課長 井手薫

警務局長 石井保

警務課長 木原圓次 保安課長 小林長彦

衛生課長 石井龍猪 理蕃課長 森田俊介 財務局長 池田藏六

主計課長 中島一郎 税務課長 奥田達郎 金融課長 坂口主税 殖産局長 百済文輔

特産課長 [事] 百済文輔 農務課長 横光吉規

商工課長 戸水昇 山林課長 赤堀鉄吉 水産課長 佐々波外七 鉱務課長 [兼] 赤堀鉄吉 内務局長 石黒英彦 地方課長 本間善庫

土木課長「事]中村秀太郎

文教局長 杉本良 社会課長 野口敏治 学務課長 江藤昌之 編修課長 浮田辰平 専売局長 中瀬拙夫 交通局総長 白勢黎吉 高等法院長 後藤和佐二 高等法院検察官長 竹内佐太郎 台北州知事 片山三郎 台中州知事 水越幸一 新竹州知事 田端幸三郎 台南州知事 永山止米郎

高雄州知事 太田吾一

台東庁長 児玉魯一 花蓮港庁長 猪俣松之助

澎湖庁長 大竹勇

総務長官 高橋守雄 (1月17日)・[事] 百済文輔 (4月 14日)・木下信(翌15日)・平塚広義(翌年1月13日) 警務局長 井上英 (1月20日)・友部泉藏 (昭和7年1月 29 FL)

衛生課長 森田俊介 (5月16日) 理蕃課長 石川定俊 (5月16日)

税務課長 角田広次 (5月16日) 金融課長 玉手亮一(5月16日) 殖産局長 殖田俊吉 (5月8日)

特産課長 川村直岡 (2月28日)・猪俣一郎 (5月12日) 農務課長 [事] 佐々波外七 (5月8日)・増田秀吉

(5月16日) 商工課長 中田栄次郎 (5月16日) 山林課長 能沢外茂吉 (5月16日) 水産課長 劉明朝 (5月16日)

鉱務課長 [兼] 能沢外茂吉 (5月16日) 内務局長 小栗一雄(5月5日)

地方課長 [事] 佐治孝徳 (5月8日)・[事] 小林六之助 (6月9日)・西村高兄 (9月28日)

土木課長 小川嘉一 (5月16日) 地理課長 小林六之助 (6月9日) 文教局長 大場鑑次郎 (5月8日)

社会課長 [事] 森谷一 (5月8日) 学務課長 赤堀鉄吉 (5月16日) 編修課長 三屋静 (8月31日)

台北州知事 宇賀四郎 (5月8日)・平山泰 (9月12日)

台中州知事 太田吾一 (9月20日)

新竹州知事 野口敏治 (5月8日)・猪俣松之助 (9月12日)

台南州知事 横光吉規 (5月8日)

高雄州知事 平山泰 (1月22日)・野口敏治 (9月12日)

| 花蓮港庁長 | 浅野安吾 (9月12日) 澎湖庁長 本間善庫(5月8日)

南総督任期内

(昭和7年3月2日~同年5月27日)

総督官房秘書課長 能沢外茂吉 (3月8日)

総督官房文書課長 [兼] 能沢外茂吉 (3月8日)

総督官房調査課長 [兼] 能沢外茂吉 (3月8日)

総督官房会計課長 [兼] 増木甲吉 (4月21日)

・[兼] 名和仁一(5月5日)

警務課長 今田卓爾 (4月21日)

保安課長 [兼] 今田卓爾 (4月21日)・玉野代治郎 (4月26日)

財務局長 岡田信 (3月15日)

税務課長 名和仁一(4月21日)

金融課長 本多保太郎 (4月21日)

特産課長 松岡一衛 (4月21日)

農務課長 [事] 中田栄次郎 (3月15日)・猪俣一郎 (4月21日)

商工課長 須田一二三 (4月21日)

山林課長 川村直岡 (3月8日)・西村高兄 (4月21日)

鉱務課長 [兼] 川村直岡 (3月8日)・[兼] 西村高兄 (4月21日)

内務局長 小濱浄鉱(3月8日)

地方課長 石井龍猪 (4月21日)

土木課長 木原圓次 (4月21日)

地理課長 [兼] 石井龍猪 (4月21日)

文教局長 安武直夫 (3月15日)

専売局長 田端幸三郎 (3月15日)

交通局総長 堀田鼎 (3月15日)

台北州知事 中瀬拙夫 (3月15日)

台中州知事 竹下豊次 (3月15日)

新竹州知事 内海忠司 (3月15日)

台南州知事 今川淵 (3月15日)

花蓮港庁長 浅野安吾

澎湖庁長 本間善庫

附表 2 - 8 中川総督任期内総督府主要人事異動一覧

中川総督任期内(昭和7年5月27日~昭和11年9月2日) 昭和7年5月27日~昭和9年12月31日 就任時点の総督府主要人事 総督官房秘書課長 能沢外茂吉 総督官房秘書課長 桝山保一 (昭和7年7月4日) 総督官房文書課長 [兼] 能沢外茂吉│総督官房文書課長 高橋衛(昭和9年9月1日) 総督官房調査課長 [兼] 能沢外茂吉 総督官房調査課長 川村直岡 (昭和9年9月1日) 総督官房法務課長 山本真平 (昭和7年7月23日) 総督官房会計課長 [兼] 山岸金三郎 (昭和9年2月 総督官房法務課長 帯金悦之助 総督官房会計課長 [兼] 名和仁一 10日)・中田栄次郎 (同年9月1日) 総督官房営繕課長 井手董 警務局長 石垣倉治 (昭和8年8月4日) 総務長官 平塚広義 警務課長 森田俊介(昭和8年10月3日) 保安課長 坂口主税(昭和8年10月3日) 衛生課長 高橋秀人(昭和8年10月3日) 理蕃課長 [兼] 鈴木秀夫(昭和8年10月3日) 警務局長 友部泉藏 警務課長 今田卓爾 保安課長 玉野代治郎 衛生課長 森田俊介 理蕃課長 石川定俊 財務局長 岡田信

 王計課長
 中島一郎
 税務課長
 江藤昌之(昭和7年9月30日)

 稅務課長
 名和仁一
 金融課長
 山岸金三郎(昭和8年10月3日)

 金融課長
 本多保太郎
 殖産局長
 中瀬拙夫(昭和8年8月4日)

 住村の間
 特彦課長
 帰口(第四十年日)

 殖産局長 殖田俊吉 特産課長 奥田達郎 (昭和8年10月3日) 農務課長 [兼] 須田一二三 (昭和9年9月3日)・ 特産課長 松岡一衛 農務課長 猪俣一郎 赤堀鉄吉 (同年12月18日) 商工課長 須田一二三 山林課長 西村高兄 水産課長 劉明朝 鉱務課長 [兼] 西村高兄 地方課長 [事] 小濱浄鉱 (昭和9年3月14日)・赤堀 内務局長 小濱浄鉱 地方課長 石井龍猪 鉄吉 (同年5月10日)・石井龍猪 (同年12月18日) 十木課長 木原圓次 地理課長 [事] 小濱浄鉱 (昭和9年3月14日)・[兼] 地理課長 [兼] 石井龍猪 赤堀鉄吉 (同年5月10日)・[兼] 石井龍猪 (同年12 文教局長 安武直夫 月18日) 社会課長 [事] 森谷一 社会課長 高橋秀人 (昭和7年9月30日)・玉野代治郎 (昭和8年10月3日) 学務課長 赤堀鉄吉 学務課長 [事] 安武直夫 (昭和8年3月16日)・赤堀 鉄吉 (同年10月19日)・郡茂徳 (昭和9年5月10日) 編修課長 三屋静 専売局長 田端幸三郎 交通局総長 堀田鼎 高等法院長 後藤和佐二 高等法院長 竹内佐太郎 (昭和8年9月5日) 高等法院検察官長 竹内佐太郎 高等法院検察官長 伴野喜四郎 (昭和8年9月5日 台北州知事 中瀬拙夫 台北州知事 野口敏治 (昭和8年8月8日) 台中州知事 竹下豐次 新竹州知事 内海忠司 台南州知事 今川淵 高雄州知事 西沢義徴 (昭和8年8月8日) 高雄州知事 野口敏治 台東庁長 児玉魯一 台東庁長 本間善庫 (昭和8年2月2日)

花蓮港庁長 政所重二郎 (昭和9年9月1日)

| 澎湖庁長 大磐誠三 (昭和8年2月2日)

昭和10年1月1日~翌年9月2日 総督官房会計課長 [兼] 山岸金三郎 (9月2日) 総督官房外事課長 坂本龍起 (9月2日) 理蕃課長 鈴木秀夫 (9月2日) 財務局長 嶺田丘造 (昭和11年2月14日) 農務課長 一番ヶ瀬佳雄 (5月30日) 文教局長 深川繁治 (4月1日) 高等法院長 齋藤三郎 (11月13日) 台北庁長 今川淵 (昭和11年2月26日) 台中州知事 日下辰太 (1月15日) 新竹州知事 増田秀吉 (9月2日) 台南州知事 藤田傊治郎 (昭和11年2月26日) 高雄州知事 内海忠司 (9月2日) 台東庁長 大磐誠三 (9月2日) 花蓮港庁長 藤村寛太 (9月2日) 澎湖庁長 福元岩吉 (9月2日)

181 (181) 中京法学45巻1・2号(2010年)

書課長を台中州知事に、

元新竹州知事常吉徳寿を専売局長に、

それぞれ任命した。

迭されると、 土木局長、 枝台南州知事、 平吾宮内省調度頭が同府逓信局長、 を台中州知事、 川崎卓吉内務局長を警務局長にそれぞれ任命した。続いて、翌年七月一一日、 江口良三郎蕃務警視を花蓮港庁長にそれぞれ任じた。 高田富藏同府判官が台北州知事、 同年一一月二五日、末松偕一郎同府財務局長を内務局長、 同年九月と一〇月に、 山形土木局長が依願免官を余儀なくされた。 服部仁藏同府営林局長を新竹州知事、枝徳二台南庁長を台南州知事、 常吉徳寿大蔵省専売局参事官が新竹州知事にそれぞれ任じられ、 川崎警務局長が同府殖産局長、 池田同府事務官が専売局長、 これを受け、 相賀台北州知事が警務局長、 阿部滂同府参事官・財務局税務課長を財務局 吉岡荒造同府事務官が台南州知事、 同日、 総督府では、 総督府は、 富島元治同府警務局長を高雄 山形要 齋藤愛二逓信局長 下村総務長官が更 高田殖産局長 勆 间府: 技師 吉田

警務局長、 留次郎を同府警務局長に、 月二日、 このうち、 対は、 三浦台北州知事、 総督府は、 昭和三年六月一五日、 最も大規模な異動と更迭を行ったのは、 一斉に総督府局長と知事の人事大更迭を実施した。 同府高橋殖産局長を台北州知事に、 佐藤台中州知事、 同日免官された上山総督を継ぎ、総督に命じられ、そして翌月五日着任した。 及び宇賀専売局長をそれぞれ免官し、 川村竹治、 内田隆専売局長を殖産局長に、 太田政弘、 同日 及び南弘総督任期内であっ 総督府は、 新たに警視庁官房主事大久保 木下交通局総長、 生駒高常総督官房文 本山 同

務長官に命じられた。同月二〇日、石井保警務局長と水越幸一台中州知事が免官され、これを受け、 総督の後を受け、 一英が同府警務局長に、 太田総督は、 昭和六年一月一六日、 任命された。 高雄州知事太田吾一が台中州知事に任命され、 辞令が下った翌日、人見次郎総務長官が免官され、 昨年の一〇月に霧社で起こった「霧社事件」の政治責任をとり辞任した石塚 太田高雄州知事が転任した後、 兵庫県知事高橋守雄が総督府総 佐賀県知事井 空席となっ

長に、 栄次郎が商工課長に、 総督府事務官横光吉規が台南州知事にそれぞれ任命された。 異動を余儀なくされる。 福岡県内務部長大場鑑次郎が同府文教局長に、宇賀四郎が台北州知事に、 名尾良辰台南州知事、 た高雄州知事に、 財務局では、 文教局では、 Ϊţ 局長知事クラスの官僚人事の大更迭を行い、 角田広次が同局税務課長に、 同月二二日をもって山形県内務部長平山泰が充てられることになった。 赤堀鉄吉が学務課長に、 及び田端幸三郎新竹州知事をそれぞれ免官し、 能沢外茂吉が山林課長兼鉱務課長に、 同月一六日、 警務局では、 それぞれ命じられた。 玉手亮一 理蕃課長森田俊介が衛生課長に、 百済文輔殖産局長、 が金融課長に、 この一連の人事更迭を受け、 劉明朝が水産課長に、 拓殖省殖産局長殖田俊吉が同府殖産局長に、 殖産局では、 総督府事務官野口敏治が新竹州知事に、 杉本良文教局長、 内務局では、 増田秀吉が農務課長に、 同局警視石川定俊が理蕃課長 総督府課長クラス人事も 続いて、 片山三郎台北州 小川 同年五月八日、 嘉 が土木課

知事に、 ビ 台南州知事を免官し、 蔵 てない総督府勅任官級の官僚の大異動を実施した。 一六財務局長、 [から同年五月二七日までのわずか二箇月二四日間であったが、 南の総督辞令を発せられた同月一五日、 元新竹州知事田端幸三郎を専売局長に、 総督府地方理事官内海忠司を新竹州知事に、 昭和七年三月二日、 大場鑑次郎文教局長、 新たに千葉県知事堀田鼎を同府交通局総長に、 太田総督の辞任を受け、 平山泰台北州知事、 総督府は、 元総督府事務官竹下豊次を台中州知事に、 白勢黎吉交通局総長、 今川淵を台南州知事に、 台湾総督に命じられた。 猪股松之助新竹州知事、 着任後まもなく小栗内務局長の免官に続き、 元東拓理事・ 三宅福 内務省社会局書記官安武直夫を文教 南総督は、 陸軍一等主計岡田信を財務局長 太田吾一台中州 馬交通局理事 中瀬拙夫専売局長を台北州 任期が昭和七年三月二 知 逓 信 部 横光吉規 長 池田

局長に、

総督府税関長西沢義徴を総督府地方理事官

台北市尹に、

増田秀吉事務官を同府税関長に、

深川繁治事務

183 (183) 中京法学45巻1・2号(2010年)

台湾総督府が提出した「台湾総督府部内行政簡素化実施要領」は、

機構改正、

勅任定員の減員、

減員率の

局長、 める。 県知事、中央省庁官僚からの総督府局長、知事への就任により、内地と台湾との間に高等官、 流が活発化する一方、 各州知事ないしは課長にいたるまで、 この時期は、 - 県知事、庁長へという出世コース、いわゆる徐々に形成された総督府なりの府内人事交流体系が崩壊しはじ 内地の政党政治による頻繁な内閣交替を受け、 従来、 内地から官僚を派遣し、総督府の属、 総督の更迭毎に激しい異動のなされることが特徴である。 台湾でも、 課長から起用し、 総督、 総務長官はもちろん、 一定勤務期間を経た後の府内 特に勅任官の人事交 このうち、 内地府

官を交通局理事・逓信部長に、それぞれ命じた。

(3) 昭和一七年「行政簡素化実施要領」と台湾総督府官僚

針は、 同年八月三一日、 任官、及び雇傭員、 昭和一七年六月一六日、 中央省庁、 「行政各庁ノ事務ヲ能フ限リ簡素且協力ナラシムルト共二人員ヲ整理」することと機構改正である。 地方府県、 閣議は、 嘱託員を、 台湾総督府側が提出した「台湾総督府部内行政簡素化実施要領」 作業庁、 東条内閣は、 中央官庁が三割、 及び朝鮮、 閣議で「行政簡素化実施要領」を決定した。 台湾といった外地機関等すべての官庁に務める勅任官、 地方官庁が二割、 作業庁が一割の標準で、 「行政簡素化実施要領」 減員することになった。 案を決定した。 奏任官、 このう の方

適用からなる。 「電力及道路橋梁二関スル事務ヲ交通局ヨリ国土局二移管スルト共ニ可及的ニ課ノ廃合ヲ実施」するため、 法務局、 及び企画部の廃止と総務局、国土局の新設、及び米穀局の改称にあった。 趣旨は、「行政ノ計画性総合性ノ強化並二国土ニ対スル施設ノ統一的実施ノ必要ニ応ゼシムル為」 また、 総督府は、 内務局 内

툱 米穀局長、 法務局長、 企画部長、 審議室事務官、 及び水利事業技師六人の総督府勅任官定員の減員、 総務局長

(前略)

類シ中央庁ニ該当スルモノニ付テハニ割五分、地方庁ニ該当スルモノニ付テハニ割、作業庁ニ該当スルモノ 総督府ニ付テハ規模小ナルガ為地方庁的或ハ作業庁的事務ヲ多量ニ含メルヲ以テ各事務ノ性質ニ応ジ之ヲ分

二付テハー割ヲ減ズ

交通局及専売局八大体地方鉄道局、地方逓信局又八地方専売局程度ト解セラルルモ其ノ事務ノ内容二応ジ之

ヲ中央庁、地方庁、作業庁ニ分類シ中央庁ニ該当スルモノニ付テハニ割五分、地方庁ニ該当スルモノニ付テ

ハー割、作業庁ニ該当スルモノニ付テハハ分ヲ減ズ

地方庁ニ付テハ雇傭員ノ多数ガ本島人ナル現状ニ鑑ミ待遇職員ヲモ含メタル州庁ノ地方庁該当ノ分ノー割五

分、作業庁該当ノ分ハ七分減トシ郡市ハ作業庁該当トシ七分減トス

税関二二割ヲ減ズ

キハ裁判機関トシテノ構成モ不可能トナル現状ニ在ルモ特ニ中央庁ニ於テ五分、地方及作業庁ニ於テ三分ヲ 法院八別紙ノ如ク内地朝鮮二比較シ高等官判任官共甚シキ負担過重ノ実情ニ在ルノミナラズ之ヲ減員スルト

洞ス

監獄ハハ分ヲ減ズ

この方針に基づき、 総督府本府及び各部署、 地方庁官吏の定員を次のように決定した。 このように、

総督府は、高等官四六人、判任官一九〇人、嘱託四五人、雇傭員一四〇七人、合わせて一六八八人

計	傭人	雇員	嘱託	判任	奏 任	勅任	区分
九 六 一 一	四三七九	三四三八		IIIOIII	二五七	Ξ	官制定員
九四八二	四三七九	三四三八		<u> </u>	二四七		実質上ノ定員
一六八八	八三〇	五七七	四五	一九〇	四三	Ξ	減員数
七七九四	三五四九	二八六一	一七八	九九三		九	減員後ノ定員

これに応じ、東条内閣は、同年一一月一日、総督府官制を改正した。同日、総督府は、米穀局、内務局、法務局、	を減員することになった。
大正八年の総督任用資格を改正するための総督府官制改正とは全く異なる背景のもとで展開したのである。周知のいうまでもなく、この総督府官制改正は、かつて明治三〇年、あるいは明治三四年の官紀振粛のための、また、及び企画部を統合し、食糧局長、総務局長、国土局長、法務部長、及び本府各課長クラス全員を新たに任命した。	員格を改正するための総督府官制改正とは全く異なる背景のもとで展開したのである。Jの総督府官制改正は、かつて明治三○年、あるいは明治三四年の官紀振粛のための、食糧局長、総務局長、国土局長、法務部長、及び本府各課長クラス全員を新たに任命2閣は、同年一一月一日、総督府官制を改正した。同日、総督府は、米穀局、内務局、t
Jの総督府官制改正は、かつて明治 食糧局長、総務局長、国土局長、	Jの総督府官制改正は、かつて明治三〇年、あるいは明治三四年の官紀振粛のための、食糧局長、総務局長、国土局長、法務部長、及び本府各課長クラス全員を新たに任品閣は、同年一一月一日、総督府官制を改正した。同日、総督府は、米穀局、内務局、
食糧局長、総務局長、国土局長、	食糧局長、総務局長、国土局長、法務部長、及び本府各課長クラス全員を新たに任な関は、同年一一月一日、総督府官制を改正した。同日、総督府は、米穀局、内務局、
	れに応じ、東条内閣は、同年一一月一日、総督府官制を改正した。同日、総督府は、米穀局、内務局、

対英米宣戦を布告し、全面戦時体制に突入した。その一方、昭和一一年九月、政府は、

中川総督を更迭し、

後備役

の海軍大将小林躋造を総督に命じ、文官総督の就任に終止符を打った。

の

総督府官制改正により総督府官僚異動の辞令を発した前日、

すなわち昭和一七年一〇月三〇日、

中央政府は、

(186) 186 理事官淵ノ上忠義・毛利寛・木下二・吉村文一・千葉元江、 高等官僚川 村直岡を陸軍司政長官に、 同府事務官櫻井英夫、

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚 (王) 総督府技手稲村宗三、 雄 .雄州郡属加納武清、 総督府地方技師田中喜造、 三上磯次郎、 総督府専売局副参事竹内文蔵を陸軍司政官に、 総督府専売局技手小林義夫、 総督府属兼新竹州属中田太一郎、 総督府技師兼林業試験所技師岩田芳、 総督府専売局技手兼総督府工業研究所技手近藤登他 新竹州属石川行雄、 総督府技師吉岸喜久男、 総督府農業試験所技師兼総督府技師内山久、 台南州郡属簑出刈権、 倉屋正孝、 台中州郡属関本 伊藤左右衛 一九人を陸

同府理事官植村義夫・吉宗一馬、

台北州郡属原口武松

同府事務官・

財務局金融課長筧勝

家

同

府地方

軍技師に、 をもたらした。 の総督府官僚の転任辞令が示したように、 それぞれ任命した。 文官総督期における総督府官僚、 昭和 特に高等官の頻繁な異動に終止符を打つ一方、 一一年九月、 武官総督制 度の復帰は、 総督府-人事 総督府官僚の人 にも新 ĺ١

事 異動 の新たな方向を示した。

は官制 確 かなことは、 改正時を除く、 附表3が示したように小林総督の就任を契機とし、 総督府局長から課長にいたるまでの大規模な 「更迭劇」 総務長官が総督の更迭毎に異動 に終止符が打たれた。 その ずる、 方 ある 総 しし

|府と内地府県、 司政官として、赴任することが多くなった。 中央省庁との間における官僚転勤が活発化するとともに、 総督府官僚が新占領地に陸海軍司政長

附表 3 - 1 小林総督任期内総督府主要人事異動一覧

小林総督任期内(昭和11年9月2日~昭和15年11月27日) 数任時点の総督府主要人事 昭和11年9月2日~同年12月31日 総督官房秘書課長 桝山保一 総督官房文書課長 瀬川 高橋衛 (9月5日) 総督官房文書課長 瀬川 古				
総督官房秘書課長 桝山保一 総督官房文書課長 総督官房政書課長 加本真平 (10月6日) 総督官房政書課長 加本真平 (10月20日) 総督官房國查課長 加本真平 (10月20日) 総督官房國查課長 加井美東 (10月20日) 総督官房營書課長 須用一二三 (10月20日) 総督官房營書課長 須用一二三 (10月20日) 総督官房營書課長 須用一二三 (10月20日) 総督官房營書課長 如本真平 (10月20日) 総督官房營書課長 如井美夫 (10月20日) 総督官房治書課長 來和離起 (10月20日) 総督官房法務課長 中村八十一 (12月19日) 総督官房法務課長 東川 山本美 (10月20日) 総督官房法務課長 東川 山本美 (10月20日) 総督官房法務課長 東川 山本美 (10月20日) と当時間に 中村八十一 (12月19日) 第務課長 南川 共美 (10月20日) 第務課長 南州 共美 (10月20日) 衛生課長 西川 東部 (10月16日) 地方課長 西川定份 (10月20日) 地方課長 西川市高次 (10月20日) 地方課長 西川市高 (10月16日) 台南州如事 脚田 但治郎 (10月16日) 台南州如事 脚田 但治郎 (10月16日) 台南州如事 川村直岡 (10月16日) 台南州如事 川村直岡 (10月16日) 台南州如事 川村直岡 (10月16日)	小林総督任期内 (昭和11年9月2日~	昭和15年11月27日)		
総督官房文書課長 高橋衛 総督官房文書課長 川村直岡 総督官房文書課長 別村直岡 山本真平 (10月6日) 総督官房立書課長 別村直岡 山本真平 (10月6日) 総督官房立書課長 別十五章平 (10月6日) 総督官房法務課長 中村八十一 (12月19日) 総督官房法務課長 中村八十一 (12月19日) 総督官房法務課長 中村八十一 (12月19日) 総督官房法務課長 東華 (10月10日) 第務房長 三見直三 (9月24日) 第務課長 元年 (10月20日) 第務課長 元華 (10月20日) 第務課長 (10月20日) 第本課長 東田近衛 (10月20日) 第本課長 東田近衛 (10月20日) 第本課長 東田 第本 (10月20日) 第本課長 (10月20日) 第本 (10	就任時点の総督府主要人事	昭和11年9月2日~同年12月31日		
総督官房営繕課長 井手薫 総督官房外事課長 坂本龍起 総務長官 平塚広義 警務房長 石垣盒治 警務課長 石垣直治 (9月24日) 警務課長 石垣直治 (10月20日) 保安課長 「本書課長 「大字課長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字形式」」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字形式」」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字形式」」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字课長」 「大字形式」」 「大字来课長」 「大字形式」」 「大字来课長」 「大字来课程」 「大字来来程」 「大字来来来程」 「大字来来程」 「大字来来来程」 「大字来来来程」 「大字来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来来	総督官房文書課長 高橋衛 総督官房調査課長 川村直岡	総督官房人事課長 山本真平(10月6日) 総督官房文書課長 須田一二三(10月20日) 総督官房調査課長 [兼] 山本真平(10月6日)		
警務原長 石垣倉治	総督官房営繕課長 井手薫			
殖産局長 中瀬拙夫 特産課長 奥田達郎 農務課長 一番ヶ瀬佳雄 商工課長 須田一二三 山林課長 西村高兄 水産課長 劉明朝 鉱務課長 [兼] 西村高兄 水産課長 劉明朝 鉱務課長 [兼] 西村高兄 大務課長 「兼] 西村高兄 大務課長 「兼] 西村高兄 (10月20日) 大務局長 小濱浄鉱 地方課長 石井龍猪 土木課長 木原圖次 地理課長 [兼] 石井龍猪 土木課長 木原圖次 地理課長 [兼] 石井龍猪 土木課長 石川定俊 (10月20日) 地理課長 [兼] 西村高兄 (10月16日)	警務局長 石垣倉治 石垣倉治 保安課長 森田俊介 保安課長 斯坦主税 衛生課長 多木秀夫 財務局長 領中島一郎 主計課長	警務局長 二見直三 (9月24日) 警務課長 細井英夫 (10月20日) 保安課長 [兼] 細井英夫 (10月20日)		
大教局長 小濱浄鉱 地方課長 木原圓次 地理課長 [兼] 石井龍猪 土木課長 木原圓次 地理課長 [兼] 石井龍猪 文教局長 深川繁治 社会課長 玉野代治郎 学務課長 郡茂徳 編修課長 三屋静 専売局長 田端幸三郎 交通局総長 堀田鼎 高等法院検察官長 伴野喜四郎 台北州知事 は田秀吉 台南州知事 増田秀吉 台南州知事 内海忠司 台東庁長 大磐誠王 花蓮港庁長 藤村寛太	殖産局長 中瀬拙夫 特産課長 奥田達郎 農務課長 一番ヶ瀬佳雄 商工課長 須田一二三 山林課長 西村高兄 水産課長 劉明朝	商工課長 井田憲次 (10月20日) 山林課長 玉手亮一 (10月20日)		
社会課長 玉野代治郎 学務課長 郡茂徳 編修課長 三屋静 専売局長 田端幸三郎 交通局総長 堀田鼎 高等法院長 齋藤三郎 高等法院検察官長 伴野喜四郎台北州知事 今川淵台中州知事 日下辰太 新竹州知事 増田秀吉 台南州知事 南田傊治郎 高特別 新竹州知事 赤堀鉄吉 (10月16日) 台南州知事 内海忠司台東庁長 大磐誠三 花蓮港庁長 藤村寛太	内務局長 小濱浄鉱 地方課長 石井龍猪 土木課長 木原圓次	米穀課長 [兼] 井田憲次 (10月20日) 内務局長 山県三郎 (10月16日) 地方課長 西村高兄 (10月20日) 土木課長 石川定俊 (10月20日)		
專売局長 田端幸三郎 交通局総長 堀田鼎 高等法院長 齋藤三郎 高等法院検察官長 伴野喜四郎 台北州和事 今川淵 台中州知事 日下辰太 新竹州知事 増田秀吉 台南州知事 陳田傊治郎 台東庁長 大磐誠三 花蓮港庁長 藤村寛太	社会課長 玉野代治郎 学務課長 郡茂徳	社会課長 慶谷隆夫 (10月20日)		
台北州知事 今川淵 台中州知事 日下辰太 新竹州知事 増田秀吉 台南州知事 藤田傊治郎 台南州知事 两海忠司 台東庁長 大磐誠三 花蓮港庁長 藤村寛太	専売局長 田端幸三郎 交通局総長 堀田鼎 高等法院長 齋藤三郎	専売局長 今川淵 (10月16日) 交通局総長 泊武治 (10月16日)		
台南州知事 藤田傊治郎 台南州知事 川村直岡 (10月16日) 高雄州知事 内海忠司 台東庁長 大磐誠三 花蓮港庁長 藤村寛太	台北州知事 今川淵 台中州知事 日下辰太			
	新竹州知事 増田秀吉 台南州知事 藤田俱治郎 高雄州知事 内海忠司 台東庁長 大磐誠三	新竹州知事 - 赤堀鉄吉 (10月16日) 台南州知事 - 川村直岡 (10月16日)		
		澎湖庁長 林田正治 (10月16日)		

昭和12・13年中	昭和14年1月1日~同年6月30日
総督官房調査課長 [兼] 木原圓次 (昭和12年9月 29日)・木原圓次 (翌年1月25日) 総督官房会計課長 佐々波外七 (昭和12年9月29日) 総督官房外事課長 加藤三郎 (昭和12年8月31日)	総督官房外務部長 千葉蓁一(3月25日)
総督官房臨時情報部長 [兼] 森岡二郎 (昭和12年 8月)	, ,
保安課長 下村鉄男 (昭和13年11月24日)	
理蕃課長 宮尾五郎 (昭和12年9月29日)	
税務課長 [兼] 山岸金三郎 (昭和13年10月7日) ・中平昌 (同年12月17日)	
山林課長 劉明朝(昭和12年7月16日) 水産課長 [兼] 松野孝一(昭和12年7月16日) 鉱務課長 玉手亮一(昭和12年7月16日)	鉱務課長 佐々木金太郎 (1月30日) 地方課長 鈴木秀夫 (4月21日)
地理課長 倉内孝 (昭和12年11月4日) 防空課長 [兼] 西村高兄 (昭和12年11月4日)	防空課長 満実俊美 (4月21日)
編修課長 加藤春城 (昭和13年5月23日)	
高等法院長 伴野喜四郎 (昭和12年12月27日) 高等法院検察官長 古山春司郎 (昭和12年12月27日)	台北州知事 戸水昇 (1月28日)
	新竹州知事 林田正治 (1月28日)
花蓮港庁長 高原逸人 (昭和13年10月7日)	高雄州知事 赤堀鉄吉 (1月28日) 台東庁長 佐治孝徳 (1月28日)
化连尼月文 同原烃人 (帕和19年10月 / 日)	澎湖庁長 今田卓爾 (1月28日)

附表 3 - 2 小林総督任期内総督府主要人事異動一覧

門我另一名 有性不能自任期的能自的工女人事共到 見				
小林総督任期内 (昭和11年9月2日~昭和15年11月27日)				
昭和14年6月30日現在	昭和14年7月1日総督府官制改正~翌年2月28日			
総督官房人事課長 山本真平 総督官房文書課長 須田一二三 総督官房調査課長 木原圓次	総督官房人事課長 須田一二三 (12月27日) 総督官房文書課長 清水七郎 (12月27日) 総督官房企画部長 木原圓次 (7月1日)・西村高兄 (12月 27日)			
総督官房法務課長 総督官房会計課長 総督官房營繕課長 総督官房勞部長 総督官房臨時情報部 総務長官 完臨時情報部 総務長官 等務民長 等務民長 等務課長 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	総督官房会計課長 安達左京 (12月27日)			
衛生課長 加藤重喜	衛生課長 [兼] 宮尾五郎 (7月1日)・[兼] 慶谷隆夫 (12月27日)			
理蕃課長 宮尾五郎 財務局長 嶺田丘造	理替課長 慶分隆夫 (12月27日) 経済警察課長 [兼] 細井英夫 (昭和15年2月17日) 財務局長 中島一郎 (7月24日)			
主計課長 中島一郎 税務課長 中平昌	主計課長 [事] 中島一郎 (7月24日)・高橋衛 (7月 31日)			
金融課長 山岸金三郎 殖産局長 田端幸三郎 特産課長 奥田達郎 農務課長 一番ヶ瀬佳雄 商工課長 井田憲次 山林課長 劉明朝	金融課長 塩見俊二 (昭和15年1月31日) 殖産局長 松岡一衛 (12月27日) 特産課長 玉手亮一 (12月27日) 農務課長 佐々木金太郎 (7月24日)			
水産課長 [兼] 松野孝一 鉱務課長 佐々木金太郎	水産課長 高橋尚秀 (7月1日) 鉱務課長 梅谷修三 (7月24日) 物価調査課長 [兼] 井田憲次 (昭和15年2月17日)			
米穀課長 [兼] 井田憲次	米穀局長 [事] 田端幸三郎 (7月1日)・山本真平 (12月 27日) 総務課長 矢野謙三 (7月1日) 米政課長 佐藤勝也 (7月1日) 業務課長 松野孝一 (7月1日)			
内務局長 山県三郎 地方課長 鈴木秀夫	**************************************			
土木課長 石川定俊 地理課長 倉内孝	地理課長 [兼] 高橋秀夫 (12月25日)・豊沢勇治 (12月 27日)			
防空課長 満実俊美文教局長 島田昌勢 社会課長 慶谷隆夫 学務課長 広谷委員 編修課長 加藤春城	社会課長 立川義男 (12月27日) 学務課長 森田俊介 (12月27日)			

昭和15年3月6日総督府官制改正	昭和15年3月7日~同年11月27日
	総督官房営繕課長 大倉三郎 (7月8日)
衛生課長 慶谷隆夫 (3月6日) 理蕃課長 城克夫 (3月6日)	衛生課長 小沢太郎 (10月28日) 理蕃課長 [兼] 慶谷隆夫 (9月20日)・[兼] 小沢 太郎 (10月28日) 経済警察課長 松田光治 (11月21日)
	物価調整課長 楽満金次 (9月20日)
	内務局長 [事] 鈴木秀夫 (4月9日)・石井龍猪 (5月25日)
	土木課長 [兼] 鈴木秀夫 (7月8日)・西村徳一 (7月30日)
	防空課長 大越隆三 (6月19日) 文教局長 梁井淳二 (11月13日)
法務局長 中村八十一(3月6日) 民刑課長 遠井金三九(3月6日) 行刑課長 稲田喜代治(3月6日) 外事部長 千葉恭一(3月6日)	

専売局長 今川淵 交通局総長 泊武治

高等法院長 竹内佐太郎 高等法院検察官長 伴野喜四郎

台北州知事戸水昇台中州知事日下辰太新竹州知事林田正治

台南州知事 川村直岡 高雄州知事 赤堀鉄吉 台東庁長 佐治孝徳 花蓮港庁長 高原逸人

化連港厅長 高原逸/ 澎湖庁長 今田卓爾 専売局長 三輪幸助 (12月27日)

台北州知事 川村直岡 (12月27日) 台中州知事 奥田達郎 (12月27日) 新竹州知事 一番ヶ瀬佳雄 (7月24日) 台南州知事 石井龍猪 (12月27日)

台東庁長 藤田淳教 (12月27日)

附表 3 - 3 長谷川総督任期内総督府主要人事異動一覧

長谷川総督任期内 (昭和15年11月27日	~昭和19年12月30日)		
就任時点の総督府主要人事	昭和15年11月27日~同年12月31日		
総督官房人事課長 須田一二三 総督官房文書課長 清水七郎 総督官房会計課長 安達左京 総督官房當繕課長 大倉三郎 総督官房庭時情報部 森岡二郎 総務長官 森岡二郎 総務局長 二見直三 警務課長 細井英夫	総督官房臨時情報部長 齋藤樹 総務長官 齋藤樹 (11月27日) 警務局長 荒木義夫 (12月3日)		
保安課長 下村鉄男 衛生課長 小沢太郎			
理蕃課長 [兼] 小沢太郎 経済警察課長 松田光治 財務局長 中島一郎 主計課長 高橋衛 稅務課長 中平昌 金融課長 塩見俊二	理蕃課長 土光加寿男 (11月27日)		
殖産局長 松岡一衛 特産課長 玉手亮一			
農務課長 佐々木金太郎 商工課長 井田憲次 山林課長 劉明朝	農務課長[兼] 玉手亮一 (12月5日)		
水産課長 高橋尚秀			
鉱務課長 梅谷修三物価調整課長 楽満金次 米穀局長 山本真平 総務課長 矢野謙三			

第一課長 小野田快雄 (3月6日) 第二課長 山本毅一郎 (3月6日)

第一課長 [兼] 大田修吉 (10月28日)・森田民夫 (11月16日) 第二課長 大田修吉 (10月28日)

新竹州知事 宮木広大 (5月25日) 台南州知事 一番ヶ瀬佳雄 (5月25日)

澎湖庁長 鶴友彦 (7月30日)

_		
	昭和16年1月8日~同年12月31日	昭和17年1月1日~同年10月31日
	総督官房人事課長 西村徳一 (1月8日) 総督官房文書課長 西村高兄 (1月8日)	総督官房文書課長 [兼] 西村徳一 (7月3日)
		総督官房情報課長 森田民夫 (1月22日)・ 立川義男 (4月15日)
	警務課長 小沢太郎 (2月13日)・下村鉄男 (5月14日)・宮尾五郎 (6月6日) 保安課長 後藤吉五郎 (9月6日)	警務局長 山内逸造 (7月7日)
	衛生課長 [兼] 小沢太郎 (2月13日)・[兼] 土光加寿男 (5月14日)	衛生課長 [兼] 宮尾五郎 (2月24日)・ 曾田長宗 (8月26日) 理蕃課長 [兼] 宮尾五郎 (2月24日) 経済警察課長 [兼] 後藤吉五郎 (2月 24日)・齋藤茂 (8月7日)
	殖産局長 石井龍猪 (5月14日)	税務課長 豊沢勇治 (8月7日) 金融課長 筧勝家 (2月24日) 殖産局長 須田一二三 (10月14日) 特産課長 松野孝一 (2月24日)・藤田 淳教 (8月7日)
	農務課長 高原逸人 (1月31日)	農務課長 [兼] 松野孝一 (2月24日)・ 松野孝一 (8月7日)
	商工課長 本多保太郎 (1月31日) 山林課長 [兼] 梅谷修三 (6月6日)・[兼] 山下仁 (8月26日)	商工課長 [兼] 小沢太郎 (7月4日)
	水産課長 長谷川茂雄 (1月31日)・[兼] 真室亜夫 (3月31日) 鉱務課長 山下仁 (8月26日)	水産課長 [兼] 小沢太郎 (6月5日)・ 小沢太郎 (8月7日)
	彩報 出下 (6月26日) 米穀局長 奥田達郎 (5月14日) 総務課長 山岸金三郎 (6月6日)	物価調整課長 小沢太郎 (4月15日)・ 星野力 (8月7日) 総務課長 鈴樹忠信 (8月7日)

米政課長 佐藤勝也 業務課長 松野孝一

民刑課長 遠井金三九 行刑課長 稲田喜代治 外事部長 千葉恭一 第一課長 森田民夫 第二課長 大田修吉

長谷川総督任期内 (昭和15年11月27日~昭和19年12月30日)

交通局総長 副見喬雄(12月3日)

附表 3 - 4 長谷川総督仟期内総督府主要人事異動一覧

昭和17年11月1日総督府官制改正~同年12月31日 昭和17年10月31日現在 総督官房人事課長 西村徳一 総督官房人事課長 西村徳一 (11月1日)・根井洸 総督官房文書課長 [兼] 西村徳一 (12月28日) 総督官房文書課長 小沢太郎 (11月1日) 総督官房会計課長 安達左京 総督官房情報課長 立川義男 (11月1日) 総督官房営繕課長 大倉三郎 総督官房情報課長 立川義男 【総務長官 齋藤樹】 総務長官 齋藤樹 【警務局長 山内逸造】 警務局長 山内逸造 警務課長 宮尾五郎 (11月1日) 保安課長 後藤吉五郎 (11月1日) 警務課長 宮尾五郎 保安課長 後藤吉五郎 【衛生課長 曾田長宗】 衛生課長 曾田長宗 理蕃課長 [兼] 宮尾五郎 (11月1日) 理蕃課長 [兼] 宮尾五郎 経済警察課長 齋藤茂 (11月1日)・「兼」後藤吉五郎 経済警察課長 齋藤茂 (12月28日)

米政課長 田中国一(6月6日)

内務局長 森部隆 (5月14日) 地方課長 清水七郎 (1月8日) 土木課長 大田周夫 (1月8日)

兵事防空課長 大越隆三 (7月13日)

社会課長 堀克夫 (6月6日) 学務課長 細井英夫 (6月6日)・梅谷修三 (8月26日)

民刑課長 稲田喜代治(5月14日) 行刑課長 堀田繁勝(5月14日) 外事部長 蜂谷輝雄(1月8日) 第一課長 佐藤勝也(6月6日)

企画部長 須田一二三 (1月8日)
企画課長 鈴木信太郎 (1月8日)
統計課長 [兼] 鈴木信太郎 (1月8日)
労務課長 山口一夫 (1月8日)
物質課長 齋藤茂 (1月8日)
専売局長 木原圓次 (5月14日)

高等法院長 池内善雄 (11月20日)

台北州知事 三輪幸助 (5月14日) 台中州知事 森田俊介 (5月14日)

高雄州知事 坂口主税 (5月14日)

花蓮港庁長 広谷致員 (1月30日) 澎湖庁長 川添修平 (6月6日) 米穀課長 [兼] 山岸金三郎 (3月20日) ・那須重徳 (4月15日)

業務課長 [兼] 山岸金三郎 (2月24日) 食糧課長 田中国一 (3月20日)

地理課長 [兼] 清水七郎 (8月7日) 兵事防空課長 黒沢平八郎 (8月7日) 文教局長 西村高兄 (7月3日)

法務局長 [事] 齋藤樹 (10月23日)

第一課長 [兼] 大田修吉 (1月13日)

企画部長 [事] 齋藤樹 (10月14日)

労務課長 塚本一郎(8月7日)物質課長 山口一夫(8月7日)専売局長 佐治孝徳(7月3日)

高等法院検察官長 中村八十一 (10月23日) 台北州知事 梁井淳二 (7月3日)

新竹州知事 鈴木秀夫 (7月3日)台南州知事 宮木広大 (7月3日)

台東庁長 山岸金三郎(8月7日)

澎湖庁長 大田政作 (8月7日)

昭和18年1月1日~同年11月31日

総督官房情報課長 [兼] 小沢五郎 (3月31日)・森田民夫 (8月21日)

警務課長 田中国一(3月31日)

理蕃課長 [兼] 田中国一 (3月31日) 経済警察課長 鈴木利茂 (5月28日)

財務局長 中島一郎 主計課長 高橋衛 税務課長 豊沢勇治 金融課長 算勝家 民刑課長 稲田喜代治 行刑課長 堀田繁勝 外事部長 蜂谷輝雄 第一課長 [兼] 大田修吉 第二課長 大田修吉 企画部長 [事] 齋藤樹 企画課長 鈴木信三郎 統計課長 [兼] 鈴木信三郎 労務課長 塚本一郎 物質課長 山口一夫 専売局長 佐治孝徳 交通局総長 副見喬雄 高等法院長 池内善雄 高等法院検察官長 中村八十一 台北州知事 梁井淳二 台中州知事 森田俊介 新竹州知事 鈴木秀夫 台南州知事 宮木広大 高雄州知事 坂口主税 台東庁長 山岸金三郎 花蓮港庁長 高原逸人 澎湖庁長 大田政作

兵事防空課長 黒沢平八郎 (11月1日) 【財務局長 中島一郎】 主計課長 高橋衛 (11月1日) 税務課長 豊沢勇治 (11月1日) 総務課長 鈴木信三郎 (11月1日) 地方課長 清水七郎 (11月1日) 物質動員課長 山口一夫 (11月1日) 労政課長 塚本一郎 (11月1日) 統計課長 [兼] 鈴木信三郎 (11月1日) 国土局長 [事] 齋藤樹 (11月1日)

> 道路課長 北川幸三郎 (11月1日) 土木課長 大田周夫 (11月1日) 【外事部長 蜂谷輝雄】 第一課長 [兼] 大田修吉 (11月1日) 調査課長 山口俊二 (12月27日) 第二課長 大田修吉 (11月1日) 管理課長 大田修吉 (12月27日)

法務部長 稲田喜代治 (11月1日) 民刑課長 [事] 稲田喜代治 (11月1日) 行刑課長 堀田繁勝 (11月1日)

総務課長 山下仁(11月1日)

電力課長 佐々木英一 (11月1日)

財務局長 高橋衛 (10月6日) 主計課長 塩見俊二 (10月1日)

会計課長 [兼] 塩見俊二 (11月13日)

商政課長 天岩旭 (3月31日) 鉱務課長 矢野謙三 (11月2日)

食糧局長 中平昌 (3月29日)

米穀課長 田中保 (3月31日) 食糧課長 福沢清 (8月21日)

労政課長 [兼] 鈴木信三郎(8月21日)・満実俊美(10月1日)

社会課長 柴山峯登 (6月24日)

編修課長 石井権三 (3月31日) 錬成課長 [兼] 柴山峯登 (10月1日)

国土局長 奥田達郎 (3月29日)・[事] 齋藤樹 (11月13日)

行刑課長 [事] 稲田喜代治 (4月9日)・村上達 (4月30日)

台北州知事 坂口主税 (11月13日)

新竹州知事 藤村寛太 (3月29日)・江藤昌之 (8月7日)

台南州知事 宮尾五郎 (3月29日) 高雄州知事 高原逸人 (11月13日)

花蓮港庁長 稲田穣 (3月29日)

附表3-5 長谷川・安藤総督任期内総督府主要人事異動一覧

長谷川総督任期内 (昭和15年11月27日~昭和19年12月30日) 昭和18年11月31日現在 昭和18年12月1日総督府官制改正 総督官房人事課長 根井洸 【総督官房人事課長 根井洸】 【総督官房文書課長 小沢太郎】 【総督官房情報課長 森田民夫】 総督官房文書課長 小沢太郎 総督官房人書課長 小沢太郎 総督官房情報課長 森田民夫 総務長官 齋藤樹 総督官房地方監察課長 清水七郎 (12月1日) 警務局長 山内逸造 警務課長 田中国一保安課長 後藤吉五郎衛生課長 [兼] 田中国一保安課長 後藤吉五郎衛生課長 [兼] 田中国一工理蓄課長 [兼] 田中国一路済警察課長 鈴木利茂 (12月1日) 经济警察課長 美水利茂 (12月1日) 防空課長 黒沢平八郎 (12月1日) 防空課長 黒沢平八郎 (12月1日) 「防空課長 黒沢平八郎 (12月1日) 「防空課長 黒沢平八郎 (12月1日) 「「保安課長 後藤吉五郎」」 「衛生課長 曾田長宗」 総督官房統計課長 [兼] 小沢太郎 (12月1日) 財務局長 高橋衛 税務課長 豊沢勇治 会計課長 [兼] 塩見俊二 営繕課長 大倉三郎 金融課長 林益夫 【財務局長 高橋衛】 【税務課長】 山下仁(12月1日) 殖産局長 須田一二三 総務課長 藤田淳教 商政課長 天岩旭 鉱務課長 矢野謙三 【会計課長】 楽満金次 (12月1日) 【営繕課長 大倉三郎】 【金融課長 林益夫】 農務課長 佐野孝一 山林課長 豊岡茂雲 水産課長 星野力 食糧局長 中平昌 総務課長 鈴樹忠信 農商局長 須田一二三 (12月1日) 土木課長 大田周夫

> 【文教局長 西村高兄】 【学務課長 梅谷修三】 【編修課長 石井権三】

昭和19年1月1日~同年12月30日	(昭和19年12月30日~)
総督官房人事課長 [兼] 小沢太郎 (11月20日) 総督官房情報課長 福島停 (9月19日) 総督官房地方監察課長 [兼] 小沢太郎 (3月 20日)	総督官房文書課長 鈴木信三郎 (昭和 19年12月30日) 総督官房地方監察課長 梅田修三 (3月 26日)
警務課長 [事] 山内逸造 (5月7日)・鈴木 利茂 (5月25日)・鈴木斗人 (12月16日) 経済警察課長 [兼] 成岡喜寿 (5月25日)・ [兼] 濱崎良三 (12月28日) 兵事課長 成岡喜寿 (5月25日)・濱崎良三 (12月28日) 防空課長 松田光治 (5月9日)・大田修吉 (8月8日) 保安課長 南八男 (8月2日)	総務長官 成田一郎 (1月6日) 警務局長 沼越正己 (1月12日) 警備課長 大田修吉 (9月10日) 経済警察課長 [兼] 山本浅太郎 (7月 27日) 兵事課長 山本浅太郎 (7月27日)
防空施設課長 早川透 (3月15日)	財務局長 根井洸 (5月23日)
会計課長 田中保 (12月16日)	
金融課長 林吉一 (5月9日) 用品課長 [兼] 塩見俊二 (5月5日)	
農務課長 松田光治 (12月16日)	
山林課長 星野力 (2月14日)・加藤重喜 (4月 13日)・白仁賢一 (12月16日) 水産課長 [兼] 星野力 (2月14日)・星野力 (4月13日)・[兼] 加藤重喜 (5月9日)・[兼] 白仁賢一 (12月16日) 食糧部長 [事] 須田一二三 (8月26日)・松野 孝一 (12月16日) 庶務課長 [事] 中平昌 (2月14日)・白仁 宝一 (5月9日)・安川万 (12月28日) 米穀課長 [事] 松野孝一 (12月16日)	食糧部長 [事] 須田一二三 (8月8日) 庶務課長 [兼] 鈴樹忠信 (7月27日) 米穀課長 鈴樹忠信 (7月27日) 食品課長 木原四郎 (7月27日) 鉱工局長 [事] 成田一郎 (1月12日) ・森田俊介 (2月28日)
鉱務課長 真室亜夫 (6月28日) 土木課長 辻畑泰輔 (2月14日)	鉱務課長 立川義男 (3月26日)
文教局長 森田俊介 (3月20日) 学務課長 大田周夫 (2月14日) 編修課長 後藤義光 (4月1日)	文教局長 [事] 成田一郎 (2月28日)

外事部長 蜂谷輝雄 調査課長 山口俊二 管理課長 大田修吉 法務部長 稲田喜代治 民刑課長 [事] 稲田喜代治 行刑課長 [事] 稲田喜代治

専売局長 佐治孝徳 交通局総長 副見喬雄

高等法院長 池内善雄 高等法院検察官長 中村八十一

台北州知事 坂口主税 台中州知事 森田俊介 新竹州知事 江藤昌之 台南州知事 宮尾五郎 高雄州知事 高原逸人 台東庁長 山岸金三郎 花蓮港庁長 稲田穣 澎湖庁長 大田政作

二転任ノ義

八自分ヨリ

表

面希望

丌

、致シ兼候得共若シ総督

度見込ヲ以テ同人ノ意向問合セ候処本人ハ徳義上道

厚ニシテ部下ヲ統御スル

能

アル者ニ付当地

、採用

庁

業務二従事シ其経歴

ア 材 Ĵ٧

八勿論ニ有之且ツ人物モ

来移住民係

ト為リ

殖民地撰定主任ト為リ十余年間

|専ラ柘

技師農学士柳本通

義

Ñ 朗

治

一三年札幌農学校ヲ卒業シ

キハ決シテ十分丿実歴アル者ト

八

.難申候然ルニ北

海

道

【社会課長 柴山峯登】 【錬成課長 柴山峯登】

【外事部長 蜂谷輝雄】 【調査課長 山口俊二】 【管理課長 大田修吉】 【法務部長】 [空席] 【民刑課長】 [空席] 【行刑課長】 [空席]

港務局長 稲田穣 (12月1日)

花蓮港庁長 慶谷隆夫 (12月1日)

柘

地

殖民

Х

本島経営上

丁要務

タ

ĺ٧

Л 申

ス迄モ無之候処

甚夕僅少ニシテ小数

ノ日子 者

間二於テ海 邦二於テ殖民上

外二

歴遊シ殖民地 |経験アル者八

ト景況ヲ調査シタル

メ鞠躬尽力可致旨 量越 候本

府ヨリ公然道庁ニ

御照会相成道庁長官承諾ノ上八御地

殖第 兀 五 号 水野民政局長宛に次のような上申書を提出 治二九年三月 一六日、 橋口文藏総督 府 殖

産部長は、

明 1 技能 台湾領有初 系高等官 僚と総督府 期 の 総督 I府技術? 人事 系官

外事部長 [事] 齋藤樹 (12月30日)

管理課長 松田光治 (8月8日)・桜井憲三 (12月16日)

法務部長 稲田喜代治 (1月12日)・村上達 (6月7日)

民刑課長 村上達 (1月12日)・[事] 村上達 (67日)

行刑課長 海老沢広江 (1月12日) 専売局長 中平昌 (8月26日)

港務局長 丸岡道夫 (6月7日)・市来吉至 (12月16日)

台北州知事 西村高兄 (3月20日) 台中州知事 清水七郎 (3月20日)

台東庁長 鈴樹忠信 (2月14日) 花蓮港庁長 加藤重喜 (12月16日)

· 西村徳一 (3月22日) 学務課長 真室亜夫 (3月26日)

援護課長 浜崎良三 (7月27日) 教学課長 松山儀茂 (7月27日) 外事部長 [事] 成田一郎 (1月6日) ·守屋和郎 (9月15日) 総務課長 慶谷隆夫 (9月22日) 渉外課長 [兼] 満実俊美 (9月22日)

交通局総長 小菅芳次 (1月12日) 港務局長 [兼] 高原逸人(3月3日) 高等法院長 高野正保(8月9日) 高等法院検察官長 下秀雄(9月3日) 台北州知事 高橋衛 (5月23日)

候也

テ当府技

師

二御

採

甪

相 道

成 庁 Ĵν

移民

上し

事

務拡

張

致 年

度此 俸千

段 -円ヲ以

超 目下

由

就

テ

Л

長 Ŧ

官

御 巡

内

議

ノ上

人八

闩

ナ

逝

張

多多

Ŧ

メ実収

治二十九年三月十六日

府

民 政

局

長

永

野

澊

殿

督府に任

U

たき旨

を記

L

た

Ě 苝

一申書である。

この上

审

n

İţ

橋

殖

産

局

長

か

5

海

渞

庁

技

篩

柳

本

通

義

を

殖産 部長橋

北 校 勧 の 館 男とし 中に登場 海 入学し 道 現在三 東京英語学校を転々とし と桑名義 一一に配 て生まれ 海 重 ずる 道庁 明治 塾 票 属され、 媊 三年、 第 た。 桑名寺町 本 岸 诵 . 塾 少 部 同 義 庁 年 は 地 苟 柳 理 の七 時 藩 新 本は、 た後、 安政四 代 主松 塾)、 重 の 平氏の 柳 農 勧 同学校を卒業し 年四 **三業試** ブラウン塾、 明治九年札幌農学校 本 商 『課と植! İţ 験 家 |月二八日 来柳本 場 郷 民課等 土藩 函 学校: 館 逢 通 た後、 支庁 を 坂 徳 ഗ

であり、かつて柳本が務めていた北海道庁第二部の部長との繋がりがあった。 ζ 北海道植民地調査、選定及び土地区画事業を務めていた。 橋口殖産局長は、 柳本が札幌農学校に在学中の校長

成度別紙相添へ此段上申候也」と具申した。これに基づき、同月一三日、 士へ問合候処最モ適任之旨回答有之候依テ総督府民政局技師 (拓殖課長) 高等官六等七級俸二採用方至急御取計相 技師柳本通義当府へ御採用相成度旨橋口殖産部長ヨリ上申有之候ニ付テハ尚本人ノ人物北海道庁財務部長酒匂農学 その後、 総督府の承諾を得た殖産部は、北海道庁に問い合わせをし、四月一一日、水野民政局長に、 総督府は北海道庁長官宛に次のように打

「北海道庁

明治二十九年四月十三日 主任

樺山資記] 花押

電 し₄₇

同庁柳本の渡台を要請した。

民政局長 [水野遵] 花押

北 海道庁長官へ照会案

貴庁技師柳本通義当局技師ニ採用致度御差支ナキ御回答相成度此段及御照会候也

民政局長

[欄外 「四月十三日発済」との書き込み]

翌日、 原保太郎北海道長官は、 書簡で柳本の台湾転任を承諾する。 これに基づき、 同月一七日、 総督府は柳本の

任用辞令書を起案し、拓殖務大臣に禀申することになった。

柳本は、

同年四月、

札幌を出発し、

殖課長に命ぜられた。 柳本は、 滞台の間に、 主に同府民政部拓殖課長と恒春庁長を務め、 明治四〇年七月に退官し

故郷桑名に寄ってから渡台した。

着任した同月、

柳本は、

総督府

府殖

産部拓

故郷桑名に帰還したのである。

に就任し、 渡台し、 萱場三郎、 柳本と同時期に渡台し、 同年五月一四日、 台湾産業政策に多くの助言を与えた技能系官僚である。 加藤重任及び小野三郎等がある。このうち、新渡戸は、 且つ同じ札幌農学校卒の総督府技術系官僚には、 同府拓殖課長に命じられ、さらに同年一一月総督府官制改正により設置された殖産局長 児玉総督と後藤民政長官の招きで、 新渡戸稲造、 横山壮次郎、 明治三四年 藤根吉春

高等文官の中に位置づけた。 民政局長、 おりしも明治二九年三月三一日に公布され、 事務官、 参事官の次に置き、「各部二分属シ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ関スル事ヲ掌ル」ことにし、 翌日に施行された 「台湾総督府民政局官制」 Ιţ 技師を奏任官とし、

となったが、その後、 同府の経済政策決定に参与した。 Ш 謹 この時期に、 介 新元鹿之助、 前述の柳本技師の外、 新渡戸稲造らが総督府民政部課長、 明治三一年六月総督府官制改正時に一五人となり、 しかしながら、 加藤尚志、 技師の定員数は、 阿川光裕、 製薬所長、 高橋昌、 領有初期の一四人から、 殖産局長に命じられ、 有田正盛、 明治三四年一一月総督府官制改正時の一 沖龍雄、 遠藤可 総督府執行部に進出し、 明治三〇年には二〇人 高津慎、 長谷

明治三五年--月総督府官制改正時の-六人と推移し総督府高等文官の定数中においては依然少数の存在で

技能官僚数、及びその割合を比較したものである。

方

土木局、

及び殖産局の土木課、

営繕課、

水産課、

農務課、

糖務課長という技術的な専門知識

を必要とする

:位は、従来の総督府の技師兼任から総督府事務官専任へと転換する傾向が見られ始めた。

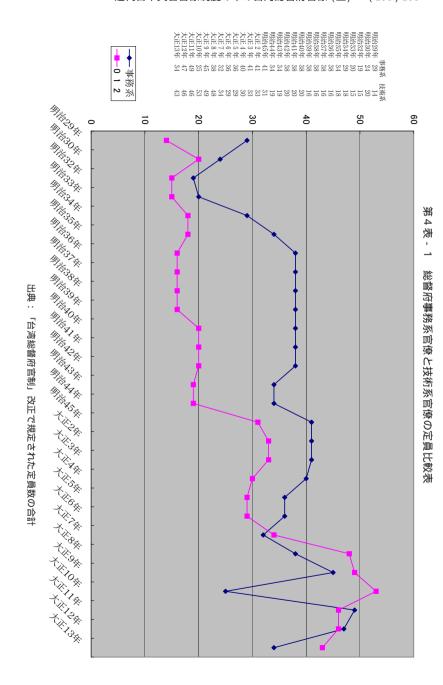
台湾統治初期における最も大規模な官制改正とされる明治三四年一一月後の総督府殖産局及び土木局人

(2) 大正期における総督府技能系官僚

大幅な増員がなされた。

大正期に入ると、この状況は一変する。特に大正七年には総督府の技師の定員数が事務系官僚を凌駕し、 ത

設 け た^⑤ 地にわたり実行した「民力の発達に資し住民福祉の増進」を期せんがための施策の一環であったと考えられる。 り比較的高かった。 ころが、この内外地の技能官僚増員の中でも、 鉱物及び地質調査、 総督府は、 能系官僚の増加が目立ち始めた。中でも、大正九年五月に施行された「台湾総督府部内臨時職員設置制」 治四三年からは、 倒的優位であったのに対し、大正期には、技師の定員が一転して事務系官僚を上回ったことがわかる。 フである。この表が示しているように、明治四五年頃までは、 次の第4 技師の増員は二三人にのぼり、 国勢調査、 1表は、 移民事務、 第 4 林野及び土地改良、 区の制度調査、 領有初期から大正一三年頃までの総督府本府における事務系官僚と技師の割合を示したグラ 2表は、 林野、 大正一一年現在の内地たる北海道、 林野試験、 地租調査、 臨時職員の中で最も多い増員であった。 水利及び港湾事務等の一六分野に、 及び土地整理等のために設置した臨時職員に、 総督府の技師と技手の定員とその割合は、 海洋調査、 蚕業奨励、 総督府本府高等官の定員において、 他の外地である朝鮮、 茶業奨励、 統計官、 これは、 蔗苗検査、 税務官、 内地北海道と他の外地 発足した原敬内閣 技師を始めとする技 技師等の臨時 樺太等の官僚定員と 包蓆、 事務系官僚が圧 緬羊 さらに、 により、 飛員を 鉱 が内外 明



験に合格し

た事

務官で

た

大正期に総督府技師

事

上回

|湾統治の中枢からは遠のく傾向が見られた。

方

多くは試

談験場、

研究所といっ の定員は、

た現場に配属され 務官より大幅 土 田

|木局長!

以相賀、

同

局 庶

ぶ務課長-あっ

J١

西らは、

L١

ず

h

も文官試

表が示す通りである。 事と大正八年六月行 |府殖産局 及び土木局 わ ħ た総 人事を比較をすると、 層府官 制 改正 後に 次 お の第 ij る総

土木 大正八年六月の総督府官制改正以降、 橋を始めとする総督府技師が就任してい 充てられてい 峝 人事では、 このうち、 局土 の局 同 局 木課長山形、 .糖 務課 課長. 土木局経理課長が事務 る以外、 明治三四 長藤野、 入事 営繕課L Ē 総督府局長と課長は、 年 おい 庶 Ó 務 殖 長近 課 て 産 長立 局 藤 殖 頂 を除 產 嘱託の今井周三 土木 総督府は 局 た 商工 5 鉱 启 務 の これに対 殖産 新渡 課 課 局長と課 殖 長 產 長 田 福 高 局 郎 坂 長 留 土 高

木

内外地官僚定員中の総督府技師と技手定員 第4表-2 (大正11年現在)

区分 官僚定員		技師・技手定員	割合(%)	
北海道	1292	414	32.04	
朝鮮総督府	947	567	59.87	
台湾総督府	943	439	46.55	
樺太庁 326		123	37.73	
関東庁	540	49	9.07	
南洋庁	249	49	19.69	

表注:

本表中における北海道庁、朝鮮総督府等の官吏と技師・技手の定員は、そ れぞれ官制中の定員と勅令により設置された臨時職員中の技師と技手を含 む。なお、官僚定員は、本府における定員である。

臨時職員の設置は、朝鮮が大正9年10月、勅令第497号、台湾が大正9年 5月、勅令第132号、樺太庁が大正9年5月、勅令第133号、関東庁が大正 9年10月、勅令第501号,南洋庁が大正11年3月、勅令第108号による。 表中の技師と技手は、いずれも官制中の技師と技手(北海道庁は産業技師 と産業技手、及び衛生技師と衛生技手)を含む。

(3) 技能官僚への待遇

第5表 総督府殖産局・土木局人事比較表 明治34年・大正8年

明治34年11月1日現在	大正8年6月28日現在		
殖産局長 [心] 新渡戸稲造	殖産局長高田元治郎		
農商課長 横山壮太郎	糖務課長 藤野幹		
拓殖課長 柳本通義	庶務課長 阿部嘉七		
権度課長 [兼] 柳本通義	農務課長 立川連		
	商工課長 田坂千助		
	鉱務課長 福留喜之助		
	水産課長 [兼] 田坂千助		
土木局長 [心] 高橋辰次郎	土木局長 相賀照郷		
土木課長 高橋辰次郎	庶務課長 小西恭介		
営繕課長 福田東吾	土木課長 山形要助		
経理課長 [心] 今井周三郎	営繕課長 近藤十郎		

出典:内閣官報局『官報』、及び台湾総督府『府報』

明治三十九年一月十七日立案

専売局長 [中村] 是公 (朱印)

財務局長 祝 [辰巳] (朱印)

秘書課長 大津 [麟平] (朱印

民政長官 [後藤]新平 (朱印)

総

督

[児玉源太郎] (花押)

阿片煙膏製造法改良二関スル特別行賞ノ件

台湾総督府専売局技師 鈴木益定

右阿片煙膏製造上二関シ特殊ノ功績有之候ニ付此際行賞ノ御詮議致成可然哉禀申案ヲ具シ此段仰高裁

禀申案

金五千 [朱筆にて削除]

一万円

台湾総督府専売局技師鈴木益定

右本島阿片煙膏製造法改良二関シ功績不少候ニ付頭書之通賞与金給与致度候ニ付御認可相成度別紙調書相添此

段禀申候也

年

月 日

内務大臣宛

内閣総理大臣宛

内務大臣へ副申案

一 名 台湾総督府専売局技師鈴木益定賞与禀申書

其筋へ御進達相成度候也

年 月

日

これを受信した内務省は、翌月一二日、総督秘書官宛に、次のように打電した。『ヨ

これを訳せば、次のとおりである。

センバイキョクギシスズキエキテイショウヨノケンニンカセラル

専売局技師鈴木益定賞与ノ件認可セラル

このように、 総督府側から具申された鈴木技師の賞与の件は認可された。

斯のシラジへ派遣し、 見シタルヲ以テ爾来右ノ方法ニ依リー等煙膏ハー半ハ印度産一半ハ波斯産ヲ混和代用スル」 帰府した鈴木技師は、 四年五月、 勲労不尠ニ付金一万円ヲ賞与ス」との賞与案を起案し、 別賞与の理由であった。 用シツツアリテ之レカ為メーヶ年約五十三万余円ノ利益ヲ生スルニ至」ることとなった。これが、鈴木技師 功する。このことにより、総督府は、専売用の阿片精製コストを大幅に削減でき、 煙政経営上ノ困難ヲ馴致スル 阿片は、天候の不調で生産高が不安定であったため、 波斯産を二等と三等品に分け、製薬所の工場で精製を加え、 主に印度 (インド) と波斯 (ギリシヤ) からである。 たに設置された専売局勤務を任じられ、同局製薬課長を任命された。 「十五万余円ノ利益ヲ収ムルニ至レリ尚又之ト同時ニ支那産ヲ以テモ代用シ得ルノ方法ヲ成就シ現ニ同樣原料ニ充 1府判任官の俸給額が九級俸、 当時の総督府製薬所嘱託から同所技師に命じられ、高等官七等を叙され、 総督府(総督府は、 の禀申によって特別賞与を付与されることとなった総督府専売局技師鈴木益定は、 阿片精製法の改良調査を命じた。 従来の製薬所、 阿片「製造上改良ノ術ヲ攻究セシムル所アリシニ波斯産ヲ以テ印度産ニ代用スルノ方法ヲ発 総督府は内務省と協議した上、 ノ趨勢アル」とされた。 年俸一八〇円であることと比較すれば、 塩務局、及び樟脳局を併合し、 総督府は、その輸入された阿片の質により、印度産を一等品 そこで台湾総督府は、 阿片の「吸食者一般ノ需用ヲ充タス能ハサルノミナラス牽テ 鈴木技師に特別賞与を付与することを決定した。 同年三月五日、 同年、 阿片吸食者に供給していた。ところが、 印度と波斯の阿片精製の改良について調査を終えて 当時、総督府が専売とする阿片の輸入地は、 新たに専売局を設置した。 鈴木技師への賞与が、 鈴木技師宛に「阿片煙膏製造法改良二関シ 明治三三年九月、 一一級俸を下賜された。 明治三八年度だけでも、 阿片精製法の研究に成 鈴木を英領印度と波 確かに特別な賞与で 同月、 明治三三年六月 印度と波斯の 鈴木は、 当時の総 明治三 への特 新

21 授といった技能系官僚は、総督府事務系官僚)2 この鈴木技師の賞与事例が示したように、

あったことが理解されよう。

俸給等級、官位官等は、 総督府内の他の事務官より際立っている。

総督府事務系官僚より優遇されていた。

総督府本府、

各部署、

中でも、場、

研究所、

学校に務める技師、

医師、

の教

昭和期に入ってからは、

技能系官僚

大正中期から内外地にわたる官僚全体の増給であり、 任技師の年俸額は四三〇〇円から五三五〇円であり、最高年俸額は各局長、 五〇円までとされ、 は総務長官より多い。 このうち、例えば、 総督府内事務官と同じ待遇とされた。 台北帝国大学教授と各学校教授は、官等が六等から二等まで、年俸額が一一三〇円から四〇 勅任官である台北帝国大学総長は、年俸額が五八○○円から六二○○円となり、 総督府技能系官僚のみの待遇が向上したわけではない 総督府内技師は、奏任技師のほか、 州知事よりも多い。 勅任技師もあり、 もちろん、 最高年俸額 これは が、 勅 定

三 総督府文官普通試験と総督府文官官僚

員数が限定される総督府高等官だけに、技能系官僚の地位向上は、

目立った存在であることは間違いなかろう。

(1) 台湾総督府の文官普通試験

受験者が参加した総督府文官普通試験は、総督府製薬所構内で行われた。これは、台湾領有をして以来、 明治三二年二月一三日、 総督府官吏五〇名、 巡査五〇名、 民間人三〇名、地方官庁官吏八三名、 合計二一 三名の 最初の判

た。 その趣旨は、 の試験の依拠する規則として、 次の通りである。 明治三一年一〇月、 総督府は、「台湾総督府文官普通試験細則」

を制定してい

任文官任用のための文官普通試験であった。

211 (211) 中京法学45巻1・2号(2010年)

> 第 一条 文官普通試験ヲ分ケ筆記試験及口述試験トス

口述試験八筆記試験二合格シタル者二就キ之ヲ行フ

筆記試験ハ左ノ科目ヲ用ヰテ之ヲ行フ但口述試験ハ第四号及第五号ノ科目ヲ用ヰテ之ヲ行フ

読書

第二条

作文 仮名交リ文 (書牘記事若八論説

数学 法律大意 珠算又八筆書

四

 \equiv

以上ノ科目ハ試験ノ際選択取捨スルコトヲ得ス 殊二台湾二関スル行政法

五 経済学大意

六

七

歴史 地理 本邦及外国歴史大意 本邦及外国地理大意

薄記

九 土語 会話及和文土訳土文和訳

外国語 会話及和文欧訳欧文和訳

第三条 試験ノ科目期日場所等八一箇月前二官報及台湾ニ於テ発行スル新聞紙一種以上ニ公告スヘシ但口述試 以上ノ科目八受験者ヲシテ其中ニ就キ予メー科目ヲ選択セ

験

ノ期日場所ハ三日前ニ之ヲ本人ニ通知ス**ヘシ**

シメ之ヲ試験ス

(212)212 第九条 第五条 第四条 第七条 第十二条 長二差出スヘシ

第六条 答案八楷書又八行書ニテ明瞭ニ記スヘシ 筆記試験ハ受験人総員ヲ一室又ハ数室ニ入レ文官普通試験委員監視シテ之ヲ行フ

試験手数料八登記印紙ヲ用ヰ試験願書ニ貼付スヘシ但試験ヲ受ケサルコトアルモ之ヲ還付セス

受検志願者ハ別記書式ニ依リ調製シタル願書ニ履歴書ヲ添へ公告シタル期日マテニ文官普通試験委員

第八条 受験者八総テ文官普通試験委員長ノ掲示其他試験委員ノ命令ヲ遵守スヘシ

口述試験八文官普通試験委員三人以上列席シテ受検人一人毎二試問シテ即答セシム

第十条 各科目ノ得点ニ基キ試験合格者ヲ定ムルハ文官普通試験委員ノ多数決ニ依ル可否同数ナルトキハ文官

試験点数八百点ヲ以テ満点トシ其得点各科目平均六十点未満又ハー科目四十点未満ノ者ハ不合格トス

普通試験委員長之ヲ決ス

第十一条 試験合格者ノ氏名八官報及台湾ニ於テ発行スル新聞紙一種以上ニ公告スヘシ

試験二関スル必要ナル手続ハ文官普通試験委員長之ヲ定ム

鲁 中略

このように、文官普通試験の実施手順が定められ、その、 必須科目は最初の読書、 作 文 数学、 法律大意に「土

語 を加えた六科目であった。

た。 出題は、 このうち、受験生の難関でもあり、 読書に漢文、数学に珠算と筆算、法律に民法、刑法、 尚かつ総督府文官普通試験中に問題数が最も多い課目は、「土語」 及び行政法、作文には台湾に関する時局論が多かっ であっ

ここに、 総督府が行った明治四二年の「土語」試験問題を例とすれば、 それは次のようなものであった。 (®)

(和文土訳) [発音八振仮名ヲ以テ表スヘシ]

| 寸御尋ト申シマス総督府へハド| 行キマスノデスカ

先達テハ上リマシテ大変御邪魔シマシタ

御帰リニナッタラ御宅ノ皆様ニ宜敷ク願ヒマス 余リ気ニ入ッタ品ガアリマセンカラ御気ノ毒デスカヨシマセウ

心配シテモ無駄デスカラオアキラメナサイ

(土文和訳)

此個做了較工夫

頭到尾適々、了一千銀

講是如此講、 無得確

我此幾年真歹時運、見創事情見無彩工、真哮痛 我打算、伊敢無甚要去、不知怎樣、

汝罔去探聴看観

此個做了較細軟

従頭到尾合々式々花了一千銀

(土文和訳) [広東語

俺想伊敢没怎個愛去不知樣般儞探下呢看々

講是如此講還没定規

(土文和訳

器識宏達才守兼優之員素所深悉者著各挙所知出具切宴考語乗公薦不得瞻狗情面用副朝廷延攪真才至意 為治之道首在任用得人際茲時事多難需才孔亟允宜博訪周諮以備擢用内大員各有以人事君之義平時見聞所及如有

(和文土訳)

ルヲ免レナイ之ニ反シテ別ニ是レト云フ長所ハナイ様テモ大局ニ明ルク腹ノドツシリシタ人物ハ所謂頭ノ人タ 人一人前ノ事ハ何デモ遣ツテ除ケルト云フ人物デモー定ノ本領ナク大局ニ当ツテ惑フ様ノモノハ畢竟手ノ人タ

ルヲ失ハナイ今ノ世ノ中ハ手ノ人ハ随分多イガ頭ノ人ト来テハ実ニ暁天ノ星ダ

府が、 には、 理解される。これは、 このように、「土語」 本島人と接する機会が最も多い判任官僚となるべき受験生に、文章能力よりも会話能力を求めていたことが 振仮名で「土語」 内地にはない最も台湾らしい台湾文官試験の特色といえよう。 試験とは、 の発音表記を示させる問題、 福建語と広東語による和文土訳と土文和訳の問題であった。 すなわち話し言葉の土文和訳試験問題が多いことから、 この種の試験問題

な同庁属員採用について具申した。 明治三四年一一月、 台湾総督府地方官官制の改正が施行されると、 新たに発足した阿猴庁は、 総督府に次のよう

秘号外

阿猴庁属員採用之義二付内申

新二任セラルヘキ		Eセラルヘキ	現	状	
官名	俸給	官名	分掌事務 資格		氏名
属	四級	台南県弁務署主記	東港弁務署一課長	特別任用	太田原発次郎
同	五級	台南県属	税務	特別任用	中根範
同	同	同	同	試験合格	前川見三
同	六級	台南県弁務署主記	阿猴庁弁務署三課長	師範学校卒業	浮州徹
同	同	同	同一課長	特別任用	兵頭幹夫
同	同	同	東港弁務署会計・税務	同	橋本忠太郎
同	七級	同	阿猴庁弁務署税務	尋常中学校卒業	橋口諭吉
同	同	同	同	特別任用	上村重隆
同	同	同	同署阿里港支署収入官吏	同	渕昭熊吉
同	同	台南県属	税務	試験合格	渡部義光
同	同	台南県通訳	警察部	試験合格	大石興
同	同	台南県属	庶務	試験合格	荒木藤吉
同	同	同	税務	試験合格	小川要七
同	八級	台南県弁務署主記	阿猴弁務署会計	特別任用	岡本武馬
同	同	同	同署内埔支署収入官吏	同	大場俊三
同	同	同	同署会計	同	宮本魁介
同	同	同	同署庶務	同	旭伊之助
同	同	同	同署税務	同	梶内又三郎
同	同	同	同	試験合格	加藤英造
同	同	同	東港弁務署会計	特別任用	大井直一
同	同	同	同署税務	同	藤本円藏
同	同	同	同署会計	同	服部八十藏
同	同	台南県属	税務	試験合格	渡利友吾

た。

(台南活版舎印行用紙 罫線縦13行)

の規模が拡張する傾向が見る総督府文官普通試験会が主導した文官普通試験委員会が主導した文官普通試験委員会が主導した文官普通試験委員ー方、総督府文官普通試験

文官普通資格者よりも多かっ で、新設された阿猴庁官僚に、新設された阿猴庁官籍 資格者が九人、特別任用者 が一四人あった。つまり、 阿猴庁の判任官官僚に、特 阿猴庁の判任官官僚に、特 阿猴庁の判任官官僚に、特 で本業、いわゆる文官普通 が一四人あった。つまり、 「のが上めた割合は、遙かに のでいより、

任官試験を併合し、文官試験制度に大改革を施した。このなかで、寺内内閣は、 大正七年一月、寺内内閣は、「高等試験令」をもって、既存の外交官及領事官試験、

立することが明文化された。「普通試験令」は、次の通りである。 に「普通試験令」と「高等試験委員及普通試験委員官制」を公布、 各府県と機関に独自の文官普通試験委員会を設

文官普通試験制度を改正し、

新た

裁判所判事検事官試験と奏

勅令第八号

普通試験令

第一条 普通試験八各官庁ノ須要二応シ其ノ庁ノ普通試験委員之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ 特別ノ規程アルモノヲ除クノ外判任文官ノ任用資格試験ハ普通試験ト称シ本令ニ依リ之ヲ行フ

公告シ東京以外ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リテハ尚其ノ地方ノ新聞紙ニ公告ス

第三条 普通試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ二円ヲ納ムヘシ

普通試験八中学校ノ学科目中五科目以上二就キ中学校卒業ノ程度二於テ之ヲ行フ

第四条

前項ノ外各官庁所掌ノ事務ヲ斟酌シ別ニ科目ヲ加フルコトヲ得

前二項ノ科目ハ普通試験委員之ヲ定メ高等試験委員ノ承認ヲ経ヘショュニタイニノチョニ・調査・基プニテニオーニカニリニ・ス

第五条 高等試験令第三条及第一八条乃至第二〇条ノ規定八普通試験二之ヲ準用ス

第六条 普通試験二関スル細則八普通試験委員之ヲ定メ高等試験委員二報告スヘシ

目以上二就キ中学校卒業ノ程度二於テ行フ」にして、判任官試験の出題範囲が具体化し、普通試験委員の 官庁所掌の事務を斟酌しながら、試験科目を従来の「尋常中学校ノ科程ヲ標準トシ」から「中学校ノ学科目中五科 を挙げることができる。 それぞれ「高等試験令」と「普通試験令」との二つの法令で規定した。 大正七年一月行った文官試験改革は、従来の「文官試験規則」 新たに設立された普通試験委員が各 中の高等試験と普通試験 「自由裁

明治二六年一〇月に公布された「文官試験規則」と比較すれば、「普通試験令」は、

明らかに次の変化

量権」が狭くなった。

その 験委員会を拡張し、各州文官普通試験委員会を発足させた。 を委員、属関善之助と岡村勝次郎を書記とした普通試験委員を発足させた。 員ノ事務ニ関シ書記ヲ置ク各官庁判任官ノ中ヨリ長官之ヲ命ス』ると、文官試験組織の明確化を図ろうとした。 教員ノ中ヨリ長官之ヲ命」じ、「委員長ハ職員ヲ監督シ普通試験委員ニ属スルー切ノ事務ヲ統理」し、「普通試験委 験を管轄した文官高等試験委員、文官普通試験委員という組織が高等試験委員と普通試験委員に改称され、さらに、 この改正に応じ、総督府は、同年、新たに末松偕一郎財務局長を委員長、 また、同日公布された勅令第九号「高等試験委員及普通試験委員官制」 「委員長及委員ハ中央官庁ニ於テハ其ノ庁ノ高等官ノ中ヨリ地方官庁ニ於テハ其ノ庁ノ官吏及官立公立ノ学校 その委員会の成員は、次の通りである。 Ιţ 楠正秋参事官と木村通総督官房秘書官 その後、 従来の高等官高等試験、 大正一三年、本府文官普通試 文官普通試

番 員: 吉田平吾 (逓信局長)総督府本府 委員長: 賀来佐賀太郎 (総務長官)

相賀照郷

(内務局長

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚 (王) (218)218

委員長:

東忠藏

(州事務官)

記 :

吉富保之 (属)・古沢勝之 (属)

横光吉規

(鉄道部事務官)

下村充郎 小林音八

(参事官

(総督官房秘書官)

高田富藏

台北州

委員長:

(台北州知事)

野口敏治 高橋秀人 (州警視) (州理事官

佐藤勧 石原厳 (州属)・瀧口三平 (新竹州知事)

記 :

太田吾 三浦碌郎 (州事務官 (州事務官

広沢進 岩満重 (州属)・佐々木幸喜 (州理事官)

常吉徳寿 (台中州知事) 本山文平 (州事務官

台中州

委員長:

員

記 :

(州属)

本間善庫 (州事務官

篠崎正

(州理事官)

この総督府文官普通委員会は、 常置された委員と書記のほか、 試験を行うたびに、

猪股松之助 (州事務官)

角田広次 (州理事官)

松田茂

記 : 甲木豊吉 (州属)・徳永卯助 (州警視)

(州警部)

委員長: 松井栄堯 (台南州知事)

台南州

伊藤兼吉 能沢外茂吉(州事務官) (州事務官)

赤堀鉄吉 (州理事官

増田秀吉

(州理事官

林彌輔 富島元治 (州属) (高雄州知事)

記 :

高雄州

委員長:

飯田盛敏 (州事務官)

草野義一

(州事務官)

委

員

渋谷信吾 (州理事官)

名和仁一 (州理事官)

宮間粛 (州属)・半田恭平 (州警部

書

記 :

臨時委員と書記を置くことが

あり、さらに、

総督府高等文官の人事異動により、

文官普通委員会の委員も変わる。

になる。 総務長官の兼任とし、逓信局長、内務局長等の総督府高等文官を委員とした。 この文官普通委員会と改正以前の総督府文官普通試験委員との組織とその成員を比較すれば、 従来の普通試験委員制度は、 参事官長、 財務局長を委員長としていたが、改正後の委員会の委員長は、 改正後、総督府本府、 次の変化が明らか

府地方官制を改正し、 このような台湾統治方針の転換中において、原内閣は、さらに大正一三年一二月に、勅令四三二号を以て台湾総督 能となった。これに応じて、総督府民政部を撤廃し、従来武官総督の下に置かれた民政長官を総務長官と改称した。 総督府官制改正を行い、従来の陸海軍大将、中将に限定されていた台湾総督の任用資格を撤廃し、 て普通試験委員がそれぞれ発足し、独自の普通試験が行われるようになり、文官普通試験の権限が各州に移行した。 方、同年一〇月、 こうした変化の背景は、大正八年八月、原内閣期の内外地に行った施政方針にある。同年八月、 田健治郎は、任期中病死した明石総督に代わって、台湾統治史上最初の文官総督に命じられた。 官治、 自治行政併用の地方分権の実を挙げようとし、 州知事に郡、 市の判任官の任用権限を 原内閣は、 文官の任用も可 各州におい 台湾

(3) 階級社会中の総督府判任文官

付与した。総督府は、

かつてない文官普通試験の制度改正を迎えた。

官吏の補助的な業務に従事する雇員、及び肉体労働に従事する傭人を雇っていた。 た判任官がある。こうした高等官と判任官といった法的な意味での官吏のほか、 及び地方州知事等が勅任官、 周知のように、 総督府文官官僚中に総督が親任官、 総督府部局課長らが奏任官とする高等官の下には、 台北帝国大学総長、 総務長官、 総督府は、 数多くの技手、 及び交通局長、 専門業務を携わる嘱託 属 書記らといっ 部の技師、

ところが、

同じ総督府官制定員外の嘱託員と雇員といっても、

俸給などの待遇が異なっている。

般的に言えば、

るとされ、

月俸制で俸給額は傭人より高い。

が、 らの採用が多い。 点託は、 実際において総督府の嘱託員の多くは、 専門的知識を身につけ、 総督府から委託された業務に務め、 総督府から退官した高等官、 その資格が特別芸術を有するものとしている 内地から招聘した学者、 または専門家か

任官の「常備軍」といわれる雇員については、 判任官に比べ、 〇円であり、 待遇は、 同じ嘱託として採用した同課の栗野伝之亟は、月手当額が六〇円であった。これに対し、 例えば、 九級、 総督府の自由裁量に属し、 判任官の最高級である一級、二級と三級の月俸額がそれぞれ六〇円、五〇円と四五円であった。 明治三一年、 _ 〇 級 、 嘱託は、 |一級及び||二級の年俸額は、それぞれ||〇〇〇円、九〇〇円、八〇〇円、七〇〇円と六〇 勤務期間が一定し、 総督府民政部学務課の嘱託として採用された小川尚義は、 同じ嘱託でも異なっているが、 一旦委託された業務を終えたら、離任しなければならない。 雇用資格の規定がないが、 報酬は、 一応総督府官吏の補助的な業務に従事す 全体的に判任官と雇員より遙かに高 月手当額が一〇〇円であった 総督府高等官である ま た 但し 圳

乗り越えなければならぬ出世の壁である。 「エリート組」とはくらべものにならないくらい低い。言い換えれば、 に上がったとしても、この判任官出身の「特選組」の待遇は、 ある文官高等試験をクリアー することが必須であった。文官高等試験は判任官にとっては高等文官へ昇進するため 通試験委員ノ銓衡」 方、雇員から判任官への昇進は、 が必要であり、また、 普通試験、 もし運良く、総督府の特別任用令によって、 判任官から高等官への昇進は、 または「満五年以上雇員トシテ同一官庁二勤続シタル者八文官普 俸給上、 判任官出身の「特選組」高等官の待遇は、 官等上において、文官高等試験合格をした 特別任用以外、 判任官から高等官の「高所」 高等官への 「登龍

必ずしも履歴と勤務期間とは繋がらない。

例えば、

大正一三年の時点で、

官歴が一年足らずの佐治孝徳は、

東京帝

「特選組」にとっては、郡守が「頭打ち」の昇進であった。 椅子に坐った森直吉は、 年渡台、総督府撫墾署、台南庁、斗六庁、嘉義庁等を歴任し、そして大正一〇年七月、ようやく台南州虎尾郡守の 高等官六等で年俸一八〇〇円を以て勤めている。 これに対し、 に配属された。 かつ文官高等試験合格者として、二四才の若さで高等官七等年俸一六〇〇円を以て総督府内務局事務官 また、 佐治とほぼ同じ年の同局地理課事務官、 年俸額が四級二七〇〇円とされ、林事務官との俸給格差は九〇〇円あるが、 明治二四年七月、明治法律学校を卒業し、 就職してから三年目を迎えようとしていた林繁三は、 森のような 明治三二

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚(干) じられた。しかし、魚返は、明治四三年の辞任まで、総督府海港検疫官と基隆海港検疫所長にあったが、 上等への栄転をすることができなかった。 等官官等七等から六等へ、俸給が一○級から九級へ上がった頃、海港検疫官として、 官へ昇進し、衛生課での業務を兼務しながら、 軍省雇員として渡台し、そして同年五月、総督府民政局総務部衛生課に配属された。 臨時防疫課の防疫事務官を兼任した高等官に昇進した後、 基隆海港検疫所長の兼任を命 明治三七年、 判任官から高等 さらなる 官等が高

魚返煥乎も、その数多くの総督府判任官中で活躍した代表的な一例であろう。

魚返煥乎は、

明治二九年三月、

陸

ならぬ高い「敷居」であった。 僚社会は、 台湾においても次第に形成されていった。 判任官の出世において、 高等官への昇進は乗り越えなければ

以上見てきたように、学歴、官等及び官歴により高等官、

判任官、

嘱託、

雇員、

傭人といったピラミット

型の官

さて、『官公吏通義』

は

官吏概念と人事及事務との二編に分かれ、

官吏に関する憲法の条章、

官吏任用上の

(1) 肥大化しつつあった総督府四 総督府とパーキンソン (Parkinson) の法則

子となり、瀬戸山兼斌を名乗った。 た。 自宅の近所に台湾法制研究会を発足させた。 北市川端町に自宅を構え、 台北州地方理事官から同州内の海山郡守に栄転し、 澎湖庁から基隆郵便電信局通信手、総督府通信属、総督府秘書課属、台北州地方理事官などを経て、 瀬戸山は、明治一八年四月、鹿児島県大島郡加藤里志の三男とし生まれ、生後まもなく、 官公吏通義』という冊子が、昭和八年九月、 台湾に定住した。 明治三八年九月、澎湖庁雇員として渡台し、同庁通信事務員を拝命した。 退官後、悠々自適な生活を送っていた瀬戸山は、自らが会長となり、 台湾島内で発行された。著者は、 旗山郡守、 中壢郡守を転々した後、 元郡守であった瀬戸山兼斌であっ 昭和七年三月、 同県瀬戸山瀬助の養 退官し、台 昭和三年 それ

昭和一〇年一一月、 市議に出馬し、再選を果たした。『官公吏通義』 瀬戸山は、 「衆望ヲ担ヒテ」台北市会議員に立候補し、 Ιţ この間の昭和八年に長年の総督府官吏生活の経験を生か 当選した。 その後、 昭和 四年一一

)て書いたもので、刊行した翌年再版するほど売れた書籍であった。

拠 能に影響を及ぼす要素として、 文官制度と官僚制度の諸問題点を踏まえ、纏められた力作である。瀬戸山は、 官等俸給、 官吏の分限、 「国家観念の導入」、 官吏服務、 「部下信任」、 賞賜、 「人材の検討」、 懲罰、 「部下たるの道」、 待遇職員、雇員及事務嘱託等に分類され、 「上級官庁の強弁は事務の進展を阻害し官庁の機能に影 「上長官は部下及監督下に在る官吏を愛護 同書において、 台湾総督府の行政機 台湾総督府の現存

響する」ということ、

「上級官庁の不始末を下級官庁に移管する」こと、

「下級官庁の権限を拡張し全幅の機

中に派生した総督府版のパーキンソン (Parkinson) の法則の指摘であった。 権限は与えられて居るが、 督に縛られ、 に於て中央集権振が累加せんか、郡は無用の存在」となってしまうこと、 地方官官制を改正し地方分権を強調したりと雖とも依然中央集権に墜しつつある」こと、 !を果たす」ことを列記した。このうち、地方庁の非効率化と「官庁事務の運用障碍の因」 督府の属僚に迄叩頭せざれば地方官庁の仕事は円満に運用し得」ないこと、 郡守が果たして之を行使して居るやを疑はし。いことを指摘した。 「郡守は部下の進退を知事に内申する として、 「郡役所と州との関係 「知事の まさに長年台湾統治 職能が事前監 「大正九年

れは、 年七月)と、官治行政と自治行政併用時代 (大正九年七月~昭和二〇年) と大別できる。これにより、総督府の統 月~翌年一一月)、二〇庁時代 (明治三四年一一月~明治四二年一〇月)、一二庁時代 (明治四二年一〇月~大正九 治三○年五月~翌年六月)、三県三庁時代 (明治三一年六月~明治三三年一○月)、三県四庁時代 (明治三三年一○ 治構造は、次の第1図で示した通り、府・県庁時期 (明治二九年四月 の肥大化があげれよう。 地方庁の非効率化の諸原因の一つとして、領有してまもなく開始された頻繁な総督府官制改正とそれに伴う機構 周知のように、 軍政時代 (明治二八年~明治二九年四月)、三県一庁時代 (明治二九年四月~翌年五月)、六県三庁時代 台湾を領有してからの五〇年の間、 総督府地方官官制だけで、 明治三四年一一月)、 大幅な改正が九回に 府・庁時期 しものぼっ 明 るූ 明

段縦式指揮体系は、五回の改正を繰り返した。このうち、県及び庁は、数が増減したり、行政区画を変更したにす 大きな改正を見せなかったが、 明治二九年四月から明治三四年一一月までの五年間、 単に総督府と弁務署との間に介在する一種の取次機関に過ぎず、 維持された総督府、 県庁、 弁務署さらに街庄との四 却って地方

四年一一月 大正九年七月) と府・州庁時期 (大正九年七月)

昭和二〇年)となっている。

第1図 台湾総督府行政指揮命令図

(a) 府・県庁時期	(b) 府・庁時期
総督府	総督府
県府	府
弁務署 支庁	街庄 (後に区)
弁務署	保甲
街庄街庄	
(c)	府・州庁時期 総督府
州	庁
郡	郡市支庁
街	庄 区
保	甲

市と支庁・街庄といった市と支庁・街庄といったは、総督府・州、庁・郡にに半い、台湾統治構造に、総督府・州、庁・郡は、総督府・州、庁・郡は、総督府・州、庁・郡は、総督府・州、庁・郡と、総督府・州、庁・郡と支庁・街度に改めた。この改け、総督府・州、庁・郡と支庁・街上のの大に配置された地と、総督府・州、庁・郡と支庁・街上、総督府・州、庁・郡と支庁・街上といった

とされた。このことが明事務の敏活と効率を欠く

景となった。

こうした行政区画上の

官制を改正した最大の背治三四年において地方官

併 平均で見ると、 て六七回にわたり総督府官制を改正した。 官管制が改正された回数を集計すると、 指摘されるに至った。 である県庁の問題は、 その結果、 維持費などにおいて依然として、 制 議 回数が多い。 |府官制改正は、 こ @要性が極めて薄くなり、 の改正のため、 用型の行政体系に移行した。 この総督府地方官官制の改廃と同じくして、 会の設置と市の地方費の新設を趣旨とする、 の表が示しているように、 の指揮構図をなされ、 総督府が廃庁するまでのおよそ五〇年間にわたる総督府官制 台湾統治初期に起こった四段縦式指揮体制により生じた それぞれ〇・ これに対し、 明治期に一 州知事、 同じく郡と支庁といっ 市尹、 郡が無用な存在であるとする前述の瀬戸山 所謂州、 八八、 四回、 総督府地方官官制改正は、 ところが、この改正は、 台湾統治の五〇年間におい 総督府からの強力な指揮監督下に入っていた。 街庄長と郡守の人事、 大正期に八回、 〇・五三と〇・五五回となり、 市 次の第6表の通りである。 街庄を地方公共団体とし このうち、 た中間機関に存在し、 総督府官制も頻繁に改廃された。 所謂官治と自治併用的な地方官 昭和 職員の増減を除 州 市 主に州、 明治期に一八回、 期に一一回 ζ 当局 郡 た官治と自 市と街庄 ば、 Ŧ 「取次機関 その存在 明治期が最 庁の事 あり、 けば、 及び の論著に 合わ 大正 ഗ

第6表 台湾総督府官制改正集計表

務

15		明治期 (16ヶ年)		大正期 (15ヶ年)		昭和期 (20ヶ年)	
項		改正	年平均(%)	改正	年平均(%)	改正	年平均(%)
松叔应宁 40	回数	20	1.25	16	1.07	31	1.55
総督府官制	実質	14	0.88	8	0.53	11	0.55
地方官官制	回数	18	1.13	14	0.93	29	1.45
	実質	14	0.88	5	0.33	9	0.45

出典:『官報』

に

兀 回

昭

和期に九回もあり、

年平均の改正回数は、

それぞれ〇・八八、

備考:表中の「実質」とは、職員の増減の改正を除いた数。

総 せ

○・三三と○・四五回となる。総督府官制と地方官官制が頻繁に改正されていたことが伺える。

総督府局と課及び各部署は拡張された。中でも、

殖産局の拡張が目立っ

ている。 総督府が発足して以来の殖産局の沿革は次の通りである。

これらの台湾総督府官制改正によって、

第2図 殖産局沿革一 覧

殖産部 (明治二九年三月~明治三〇年一〇月)

農商課、 拓殖課、 林務課、 鉱務課]

殖産課

(明治三〇年~明治三四年一一月)

殖産局 (明治三四年一一月)

農商課、

拓殖課、 権度課、 殖産局台南出張所、 台北農事試験場、 台中農事試験場、 台南農事試験場、

物産陳列館

殖産局 (明治四五年五月一日)

庶務課、 園芸試験場、 農務課、 南投天蠶試育場、 糖務課、 林務課、 種育場、 鉱務課、 商工課、 権度課、 権度課台南分室、移民課、 林野調査課、

糖業試験場、 検糖所、 博物館、 台北内地移出米検査所、 水産

民指導所 試験船凌海丸、 林業試験場、 林業試験場嘉義支場、 林業試験場恒春支場、 吉野村移民指導所、

殖産局 (大正八年五月一日)

験場、園芸試験場嘉義支場、種畜![庶務課、農務課、糖務課、林務課、

鉱務課、

商

宣工課

商工課台南分室、

水産課、

林野整理課、

園芸試

旭村移

鹹水養殖試験場 茶樹栽培試験場 糖業試験場 林業試験場 種畜場嘉義支場、 大南庄蔗苗養成所、 林業試験場嘉義支場、 獣疫血清製造所、 後里庄蔗苗養成所、 林業試験場恒春支場、 獸疫血清製造所台北支所、 商品陳列館、 熱帯繊維植物苗圃 宵裡水產試業所、 養蠶所、

樹苗養成所]

—

殖産局 (昭和二年七月一日)

特産課、 出張所、 穀検査所(米穀検査所基隆出張所、 南庄蔗苗養成所、 基隆分所、 米穀検査所中壢張所、 農務課、 植物検査所新竹分所、 後里庄蔗苗養成所、 商工課、 山林課、 米穀検査所新竹出張所、 植物検査所高雄分所、 米穀検査所宜蘭出張所、 度量衡所、 東部蔗苗養成所、 度量衡所台南分室、 米穀検査所大甲出張所、 鳳梨種苗養成所、 植物検査所台南分所)、 米穀検査所台北出張所、 養蠶所、 商品陳列館、 植物検査所 獣疫血 米穀検査所台中出張 米穀検査所桃園 清製造所、 茶検査所、 (植物検査所 米 大

所

米穀検査所彰化出張所、

穀検査所高雄出張所、

米穀検査所屏東出張所)、

鹹水養殖試験場、

淡水養殖試験場

水産試験場

米穀検査所員林出張所、

米穀検査所斗南出張所、

米穀検査所嘉義出張所

営林所 出張所 (営林所嘉義出張所、 営林所旗山出張所、 営林所恒春出張所、 営林所羅東出張所、 営林所東部出張所)] 営林所台中出張所、 営林所台北出張所、

営林所新

場 獣 は 疫血清製造所、 初の農商課、 物産陳列館に充実し、 の殖産局の沿革が示したように、 食糧局と併合し、 営林所等の四○箇所余りの出張所を設けた。 拓殖課、 蔗苗養成所、 新たに農商局となった。 権度課、 昭和初期に至ると、特産課、 鳳梨種苗養成所、 及び附属の殖産局台南出張所、 殖産局は、 ちなみに、 最初民政局の部、 商品陳列館、 農務課、 昭和一八年一二月の総督府官制改正にとって、 茶検査所、 商工課、 台北農事試験場、 課から局へ格上げされるに従って、 山林課、 米穀検査所、 度量衡所、 台中農事試験場、 鹹水養殖試験場、 養蠶所、 台南農事試験 植物検査 局内部署 水産試験 殖産局 羆

(2) 硬直化しつつあった総督府官制と総督府官僚

こうした総督府部署の頻繁な改廃の対象は、

主として、

総督府内の経済関連部署であっ

た。

明治三

年、

府は、 は 塩務局、 従来の樟脳 樟脳局を相次いで発足させ、台湾での食塩、 筒 塩務局及び製薬所を併合し、 新たに総督府専売局を設置した。 樟脳、 及び樟脳油専売を実施した。 さらに二年後、

明治四一年七月、 か |木局そのものも後に土木部に変更された。そして、総督府土木部は、 また、 総督府臨時工事部が発足して、 先の明治三三年八月、 総督府は基隆築港局と台湾臨時工事部業務統合を行い、 総督府は、 およそ一年後の明治四二年一〇月、 基隆港の整備をするため、 臨時台湾基隆築港局官制を公布した。 明治四四年、三年も経ずして、再び総督府 新たに民政部土木局に統合され、 新たに総督府臨時工事部が発足した。し 進んで、 さらに

-業所と臨時工事部に分離された。

ത 臨時台湾糖務局、 iのほ 頻繁な総督府官制改正の中で、 か 総督府は、 明治三八年五月、臨時台湾戸口調査部をそれぞれ設置した。 明治三三年 総督府は、 八月、 臨時台湾土地調査局、 経済事業の振興をするため、 同年一〇月、 臨時部署を設けた。 臨時台湾旧慣調査会、 記述の台湾臨 明

任属と技手が七八〇人あまりが配置された。 任監督官に命じられ、 太郎の六人を専任とし、 村是公がそれぞれ同局長と次長に命じられた。 臨時台湾土地調査局は、 「複雑にして多岐に亘る」台湾土地納税制度と土地の整理をするため設けられたものであった。 六人が同局の兼任事務官に命じられた。 このうち、 技師、 監督官らが二八人、専任属、 臨時台湾土地調査局は、最も存続が長かった臨時部署であった。 さらに同局局長官房、 台中県弁務署長家長泰吉郎・山名金明・里見義正、 局長、次長、 事務官、 技手らが五一三人となり、 このほか、 このうち、 庶務課、 技師、監督官、 事務官は、 池田文友・平井勢次郎・高橋龍之助・ 会計課、 同局は、 岡本武輝・薗部倭 監督課、 属及び技手が置かれ、 幾つかの改正を経て、 合わせて五四一人あまりの定員とされ、 調査課、 台中県弁務署長矢野武平・ ・赤堀廉藏・高雄晋・前田前 同局は、 測量課、 後藤民政長官と同府事務官中 明治三八年三月、 明治三三年八月、 図根課及び台北支局に専 青木正元ら一七人が専 設立された当初、 関口隆正ら 専任事務 従来の 佐藤謙 総督府

湾土地調査局は、 治三八年までに、 もともとこの土地調査事業は、 台湾全島六三万三千六五甲あまりの土地調査を完了し、 L١ 、よいよ廃局を迎えなければならないこととなった。 児玉総督と後藤民政長官の任期の中で、 縦貫鉄道、 段落を終えた。このため、 築港との三大事業とされ、 この臨時 明

民政部定員に匹敵するほどの膨大な職員を抱えた。

吏兼任に入れ替えた。 これより先の明治三七年頃から、 さらに廃局を迎えようとしていた明治三八年始め頃、 総督府は、 臨時台湾土地調査局専属職員を減員し、 総督府は、 総督府本府、 同局の事務官 及び地方庁官 属 技手ら

中村宗太郎、

及び技

を 野 手の田中兵太郎、 浸憲、 :浦本継太郎、 総督府財務局 儀三郎、 菊地 小沢寛治 茈 中元 ٳڗٙ 朔 狩

通りである。 このうち、 台湾 繎

次の第7表が示した

第7表 臨時台湾土地調查局専任職員転任一覧表 - 明治38年3月31日現在

渋谷誠、

籠加

(寿恵、

郎

後

地

记調査局 唇は、

属の縫田栄 藤政次郎

臨時

台湾土

氏 名	前職	転 任 先
縫田栄太郎	属	府属・財務局
後藤政次郎	属	府属・財務局
渋谷誠	属	府属・財務局
籠加寿恵	属	府属・財務局
田中兵太郎	技手	府技手・財務局
狩野儀三郎	技手	府技手・財務局
小沢寛治	技手	府技手・財務局
小倉信一	属	府属・総督官房文書課
浦本継太郎	属	台北庁属
中元寺長憲	属	台北庁属
中村宗太郎	属	府属・財務局
森田賢藏	技手	彰化庁技手
矢山百三	技手	斗六庁技手
本山理太郎	属	総督府法院書記
竹村諌	属	府属
白石喜代治	属	苗栗庁属
池田活之祐	技手	府技手
長谷部一郎	雇	府属・総務局
広瀬鉄次郎	属	府属
菊地正朔	属	台北庁属
三木徹二郎	技手	府技手・警察本署

出典:台湾国史館台湾文献館藏 『明治三八年台湾総督府 公文類纂 四』01120、及び『明治三八年台湾総督

府公文類纂 六』01122。

技師、 総督府税務官に、 0 一府は、 [兼技師野呂寧を総督府技師 兼任を免官にしたり、 属、 中村局長を総督府 技手の兼任を解い 同局事務官高雄晋を総督府専売局事務官に転任させた。 総督府 専 た上、 ĺĆ 売局長兼総督府事務官に、 の 他 同局技師徳見常雄を総督府技師に、 同局専任属、 の部署へ 転任させたりして同局 技手を同府他部署へ転任させることを決定した。 同局事 務官兼監督官久芳直介を総督府税務官に、 の 同局監督官兼事務官高橋龍之助・ 人事を異動 また、 同尺 Ū た 総督府は、 明治三八年三月三一 同局兼任事務: 同日付の異動 横山 同 『虎次を 日 局監 繎

徹二郎を府技手として総督府警察本署にそれぞれ配属した。 台北庁属に、 属の小倉信一を府属とし総督官房文書課に、 雇員長谷部一郎を府属として総督府総務局に、

の結果、 き臨時台湾土地調査局職員を大いに府内各部署へ転任させたため、 このように、 技手らの府内転任を行っていた。 総督府職員は減員されておらず、もとより膨張しつつある総督府官僚をさらに肥大化させることとなった。そ 総督府は、 総督府は、 まさにパーキンソンが指摘したように、 臨時台湾土地調査局が廃局される間際に、 しかし、 総督府は、本来臨時台湾土地調査局の廃局に伴い廃官又は免官すべ 官僚機構は、 臨時的に設置した総督府部署が廃庁したとして 同局局長、事務官、 事務の有無に関係なく、 技師を始めとした監督官、 官吏が一 定の割

(3) 台湾社会中の総督府官僚

合で増加するといった行政

法則に陥った。

うな諮問機関への本島人の参与さえも認められなかった。 組織されたものである。 台湾総督府は、もとより旧韓国政治構造を吸収し、成立した朝鮮総督府と異なり、 このため、 本島人の選挙権はおろか、 特に統治前半期において、 旧政権の政治基盤を根から潰 台湾総督府評議会のよ

じられているが、管見の限り、 て新竹州勧業課長、 高等文官試験に受かった後、 湾新営郡に生まれ、領有以後に生まれた世代である。大正一一年三月、東大法学部を卒業した劉は、 命じられた。 方、本島人の官吏への任用に関しては、 昭和一二年七月、 同州種畜場長を経て、昭和六年五月、 総督府専売局翻訳官として総督府専売局勤務を命じられた。 本島人出身者としての初めての総督府高等官であった。 同局山林課長に転任し、 昭和六年五月一六日、 総督府事務官として本府に復帰し、 その後、 熱帯特用樹栽培事務所長、 総督府事務官劉明朝 劉は、 が同府殖産局水産課長に その後、 淡水河、 同府殖産局水産課長 明治二八年七月、 地 方理事官とし 同年一二月 曽文渓等の

総督府官僚への本島人登用の厚い壁は、

文官試験に合格することとそのための言語であった。

この内、

明治三三

ど日本が台湾を領有した後に生まれた。大正一三年二月、 任事務官に任じられ、 昭和一七年頃以降においても、本島人の総督府官僚への任用は、 に 務を命じられ、 高等文官試験を合格したエリートであった。そして、卒業した翌年四月、 融課長として任用された林益謙こと林益夫は、 年九月一日、 格した劉は、 て総督府殖産局山林課長として任用された豊茂雲こと劉茂雲は、明治二八年九月、 基詮)・荘維蕃・林益謙 (林益夫)・林伯可 (小田原伯可)・林徳欽 (林恭平) 等が挙げられる。 された本島人に、 河川森林治水事務所長を経て、 .命じられ、再び総督府殖産局金融課に復帰し、 この本島人の高等官任用の事例が示しているように、 林は、 統治中枢に進出した。 高雄税関監視部長、 昭和五年、 山下仁の後を受け、 同年帰台して通信書記兼府属として総督府に勤めた。 昭和一二年一一月、 劉茂雲 高雄税関長から退官した。 東大法学部に入学し、在学中に高等試験司法科を合格し、 (豊岡茂雲)・林旭屏・林秀旭 劉は、 同税関長事務取扱を経て、 昭和一六年六月、 総督府殖産局山林課長に命じられた。 再び州事務官として新竹州産業部長に任じられ、 地方理事官に昇進し、 明治四四年六月に生まれ、 昭和一七年一〇月、 劉明朝のほか、 総督府税関長として高雄税関長に栄転した。 総督府高等官僚への本島人の登用に端緒を開い 昭和一四年四月、 (松林秀旭)・黄介騫・張水蒼 (長村蒼樹)・楊基詮 曾文郡守となった。そして、その二年後、 東京商科大学卒業をし、 きわめて稀なことであった。 文官高等試験に合格し、 その後、 同局金融課長に栄転した。 また、 総督府農業試験所事務官兼府事務官とし 大正三年、 総督府属として総督府財務 高雄州務部勧業課長、 劉とほぼ同じ時期に総督府財務局金 昭和八年に同学を卒業した同年、 同年一一月、 台南州台南市に生まれ、 地方を経験してから、 父母に連れられ 総督府高等官として任用 翌年七月、 文官高等試験を合 このなかで、 台南州内務部勧 局金融 東京に 総督府事務官 たとされる 昭 1移住し ちょう ば 和 課 (小柳 かつ の 勅

ある。 受験していたため、 本島 南庁の郭蔡淵、 において、 館で行った総督府文官普通試 察官及司獄官練習所内、 総督府が、 ほ か が認められている。 官普通試 わり -から開 「から同月二三日までに台北 |試験の本島人の合格者一覧 ほど多くなかった。 か 、なわち総督府判任官への登用 次の第8表は、 人の受験生は、 この集計が示したように、 内 地· に国語を試験科目とし 談験は、 始され 新竹庁の彭永海、 明治四一年五月二〇 人と同じ試験科目 台中庁の葉清耀 本島人の受験、 た台湾総督府文 総督府文官普 ところが、 合格者: 土語」 台南 ほ た 験 そ を ഗ 公

第8表 総督府文官普通試験中の本島人合格者一覧表 (単位:人)

年 次	合格者	割合(%)	年 次	合格者	割合(%)
明治41年	4 (35)	11.42	大正14年	9 (53)	16.98
明治42年	1 (47)	2.11	大正15年	1 (39)	2.56
明治43年	3 (65)	4.61	昭和2年	6 (55)	10.91
明治44年	1 (34)	2.94	昭和3年	13 (63)	20.63
明治45年	0 (40)	0	昭和4年	12 (70)	17.14
大正2年	2 (33)	6.06	昭和5年	5 (64)	7.81
大正3年	1 (21)	4.76	昭和6年	7 (40)	17.50
大正4年	1 (30)	3.33	昭和7年	13 (64)	20.31
大正5年	3 (42)	7.14	昭和8年	11 (65)	16.92
大正6年	4 (51)	7.84	昭和9年	5 (62)	8.06
大正7年	2 (51)	3.92	昭和10年	7 (64)	10.93
大正8年	4 (60)	6.67	昭和11年	8 (62)	12.90
大正9年	1 (53)	1.89	昭和12年	8 (61)	13.11
大正10年	1 (63)	1.59	昭和13年	17 (58)	29.31
大正11年	3 (46)	6.52	昭和14年	17 (65)	26.15
大正12年	9 (62)	14.51	昭和15年	35 (81)	43.21
大正13年	14 (80)	17.50	昭和16年	29 (60)	48.33

出典:台湾総督府『府報』明治41年から昭和16年までの総督府文官普通試験合格者、又は総督府普通試験合格者名簿より集計したものである。

表注:括弧内の数は、その年の総督府文官普通試験又は総督府普通試験合格者の 総数である。なお、昭和17年以後から、同『府報』の欠号、又は本島人の

改名により、本島人の普通試験合格者の集計不能となった。

ると考えられる

あり、 その総数に占める割合も一〇%から最大四三%余りへ増加した。大正一二年は、ちょうど台湾領有から二五年目に 普通文官試験の合格者数は、 のことが本島人の合格者の急成長を遂げられた背景であると考えられる。 あたり、台湾領有後に生まれた本島人が国語教育を行う国語教習所、又は国語学校等を卒業した頃でもあった。こ 台北庁の邱振成の四人が最初の本島人文官普通試験合格者である。それ以来、大正一一年までは、本島人の総督府 伸び悩んでいた。だが、大正一二年以降は、本島人の文官普通試験の合格者が九人から一〇人台へ、そして、 一回あたりに一人から四人の間となり、 試験の合格者数に占める割合も多くて七%で

以上のように、本島人の総督府高等文官と普通文官への登用は、 全体的に見て、 数的にはそれほど多くなかった。

総督府官僚は、依然として雲の上の遠い存在であった。

本島人にとっては、

四人、 四人は、少なくとも五割ぐらいが総督府本府、 一と、内地人は、依然として島内の「少数種族」であった。ところが、一七歳から六四歳までの内地男子九一八三 調査において、本島人と内地人はそれぞれ四八八三四六五人と二七〇六七四人に増加したが、その割合は、 人口調査によれば、明治三八年現在、台湾における総人口は二九六五二九八人で、その内、本島人は二九〇五九八 一方、台湾の人口比において、内地人は始終少数の存在であった。 内地人は五三三一五人であり、 本島人対内地人の割合は五六対一であった。また、昭和一〇年に行った国勢 各部署等に、 勅任官、奏任官、判任官、嘱託及び雇員として務めて 明治三八年に台湾総督府が行った第一次臨時

かれらは、 島内の「少数種族」である内地人の官僚は、 島内に立法、行政、司法等のすべての公共権力を握る唯一の勢力であった。 総督府本府、 各部署、 並び地方州庁等の要衝を占めていた。

五 総督府の文官懲戒

(1) 領有初期における総督府官僚の懲戒

上八官制上指揮監督ヲ為スヘキ官吏ノ職権ハ法令ノ明文ニ拘泥セス相当台湾総督府職員之ヲ行フモノ」と、『88 官吏タル身分若ク八職務ニ伴フモノナルカ故ニ特別ノ規定ヲ要セス当然台湾ニ行ハルルモノ」とし、「前項決定ノ を総督府各部署、及び地方県庁に通牒した。その趣旨は、「官吏服務懲戒又八賞罰等ニ関スル内地現行ノ諸法令八 明治二九年六月二九日、 総督府は、 「台湾総督府官吏ノ服務懲戒賞罰ハ内地規則ニ依リ取扱ノ件」との府議決定 総督府

「官吏懲戒例」であった。 おりしもこの時期おける内地の官僚懲戒に関する主な適用法令は、明治九年四月に公布された太政官達第三四号 同懲戒例は、 全一〇条からなり、主に官吏懲戒の種類、 官吏懲戒の手続きを規定した。

官吏の懲戒につき内地現行の諸法令を適用することとなった。

その趣旨は次の通りである。

自今私罪ヲ除クノ外ハ官吏職務上ノ過失ハ本属長官ニ於テ懲戒ノ有スヘシ

懲戒ノ法三種トス第一譴責第二罰俸第三免職

第三条

第

第四条 罰俸八半月ヨリ少カラス三月ヨリ多カラサルノ間俸ヲ奪フ

譴責八懲戒ノ軽キモノトシテ本属長官ヨリ譴責書ヲ付ス

第五条 懲戒ヲ以テ免職スル者ハ本属長官ノ意見ニ従ヒ其奏任ハ具状奏請シテ之ヲ免シ位記ヲ返上セシム

第六条 但懲戒ニ由ルニアラスシテ免職スル者ハ長官旨ヲ諭シ本人ヨリ辞職ノ願ヲ差出サシメ然後ニ免許スヘシ 諸省長官八所属判任官ヲ懲戒ス

同じく総督に付与することとなった。

定した。さらに翌年八月二四日、新たに「巡査看守懲罰例」を制定し、その巡査看守に対する懲戒処分の権限は、

第七条 府県奏任官八太政大臣之ヲ懲戒ス府県並警視庁判任官八其長官之ヲ懲戒ス

第八条 四等以下ノ判事ハ司法卿之ヲ懲戒ス府県官判事ヲ兼ル者ノ其所属判任官ニ於ルハ他ノ奏任以上府県官

、叶議ヲ得タル後之ヲ懲戒ス

第九条 府県長官警視長官其所属判任官ヲ懲戒スルニ其譴責ヲ専行スルコトヲ得ルヲ除クノ外其罰俸免職ヲ行

フハ便宜処分シテ速ニ内務卿ニ届出ヘシ

第 一〇条 其有心故造私罪ニ入ル者ハ職務上ノ罪ト雖モ之ヲ司法官ニ移シ本属長官専ニ処分スルコトヲ得ス職

府県官判事ヲ兼ル者所属判任官ノ罰俸免職ヲ行フハ便宜処分シテ速ニ司法卿ニ届出ヘシ

際して、 のほか、 の長官である総督に付与され、その懲戒対象は、 戒権は、 て規定も曖昧であった。 ともあれ、 同例と後に新たに制定された官吏懲戒令とを比較すれば、 当時総督府巡査と看守は、雇員とされ、 上記の懲戒例を適用することができないため、 所属長官に握られたことから、 この懲戒例が台湾に適用されたことから、台湾総督府における同府所属官僚に対する懲戒権限は、 さらに所属部下に対する懲戒の裁量権は長官に属していた。 懲戒の公平性等の幾つかの欠陥があることを指摘しなければならない。 通常、定義される文官官吏に該当しておらず、 「官吏職務上ノ過失」があったとされる同府判任官であった。 明治二八年一〇月一八日、 同例は、 あまりにも簡素であり、 総督府は、 すなわち、 かつ懲戒対象につい 「巡査懲戒例」を制 巡査の懲戒処分に 官僚の指揮権と懲 そ

て い る ⑧

巡査懲戒に関して、例えば、明治二八年一〇月、田中綱常台北県知事は、

樺山資紀総督宛に次のような具申を行っ

台北警第二十一号

巡査懲罰之義二付上申

月俸拾弐円 巡査心得山下正夫

之御処分相成候樣致度書類相副 上申候ニ付取調候処事実相違無之此際厳ニ処罰セサレハ将来一般ノ取締上不都合之義ニ付懲戒ノ為メ相当減俸 右八明治二十八年十月二日泥酔ノ余リ不都ノ始末本人ノ手続書ニ対シ警部心得土屋東外二名ヨリ意見書ヲ副 へ此段具申候也

明治二十八年十月四日

台北県知事 田中綱常 [台北県公印

台湾総督樺山資紀殿

賃銭を交渉し、トラブルを起こした。 さらに たまたま附近を通過した軍属に暴言と暴行を繰り返したあげく、 共々赴キ同席上二於テ又酒杯ヲ進メラレ候共得量ヲ度リ」、泥酔状態となった。帰途についた山下は、人力車夫と 帰路二三ノ知友二行逢ヒ折能ク二師団長南進二就テ送別宴上薩テ琵琶ノ余興アルニ依リ同行セヨト進メラレ候ニ付 らの意見書によれば、同年一〇月二日、大稲埕詰巡査心得山下は、台北城内の知人と邂逅して、「酒杯ヲ進メラレ これは同県巡査心得山下正夫への懲戒に関する具申書である。同具申書に添付した同県庁詰大稲埕部心得土屋東

駆

中京法学45巻1・2号(2010年) 右者明治廿八年十月二日酩酊不都合ノ所為アリタルヲ以テ懲罰之義台北県知事ヨリ上申ニ付取調候処監督警部

|欄外注]|永久二ノ九号七葉 白浦 [朱 印]

明治廿八年十月七日発送済

辞令書によれば、

けつけた憲兵隊員に連行された。この事件を受け、

総督府は翌日辞令を起案し、

山下に対する懲戒を決定した。

同

明治廿八年十月五日 警保課

内務部長 [朱印]

民政局長 [水野遵] 花押

民第四三二号

巡査懲罰ノ件

巡査心得十二円俸 山下正夫

事実相成候致ノミナラス本人手続書ノ如キモ漠然其要領ヲ得ス然リト雖トモ泥酔失体ノ所為アリタルハ争フへ タル旨記載有之候当該監督者取調上ノ結果ヲ見ルニ泥酔中ノ所為ニシテ故意ニ出タルモノニ無之云々トアリ其 具陳書中泥酔ノ余リ車夫軍夫ニ対シ粗暴ノ所為有之憲兵屯所へ引致セラレ憲兵士官ノ訊問ヲ受ケ云々憲兵申立

カラサル事実ニシテ且憲兵ノ申立ト真実ノ事ト認ヒ致候ニ付官吏懲戒例ニ準拠シ罰俸一ヶ 月ヲ科セラレ可然哉

追テ台北県知事上申書中減俸ノ処分申出相成候当官吏懲戒例中減 俸ノ定メ無之ニ付本案ノ通取調候

巡査心得 山下正夫

右明治廿八年十月二日酩酊粗暴ノ所為ヲ為シ憲兵屯所へ引致セラレタルハ職務上不都合ニ付罰俸一ヶ

月分ヲ科ス

年 月 日

民政局長水野遵

易キニ依ルモノ」からであるが、総督府属、 府は、 部署の局長、 なく、これは、 せて九六件あった。このうち、総督府は、総督府郵便電信書記に対する懲戒案件が多いことがわかる。いうまでも ある。ここに、この間では、総督府は、 処罰決定権を持っておらず、その懲戒案件を内閣に上申しなければならない。上記の懲戒令が示したように、 ここに、領有初期において、総督府が所属官吏に対し行った懲戒案件を集計すれば、次の第9表が示した通りで ところが、これは、 山下巡査心得に対し罰俸一ヶ月分を科することを決定した。もとより、総督府事務官、 雇員、巡査、電信書記、 課長、 郵便電信書記がその「事務ハ特別ノ技術二属シ且他ノ事務二比シ幾層煩雑ナル為メ自ラ錯誤ヲ生シ 総督府警部、及び法院判官らという高等文官の免官または懲戒処分について、総督府は、 総督府に所属していた判任文官の多くは、忠実に職務を遂行し、懲戒すべくところがないわ 教諭、属という判任文官に対する免官、罰俸といったいわゆる懲戒権を握っていた。 所属判任文官に対する懲戒案件の中では、たとえば、明治三二年中、 書記官という総督府行政官僚に対する懲戒が少なかったとも言えよう。 参事官、 府内、 及び各 あわ その

あまり糾弾をしなかっ に対する監督不行届 ではなく、 くところがない は 時 示したように、 僚の不正、 等に所属してい 発した民政局財政部 けではない。 信部、 いては所属官吏の 期において、 取財等の不祥事が 所属の官僚の 決して懲戒 総督府法院が摘 腐敗に対して、 地方弁務署 明治三〇年 腐敗、 所属官吏 記述 わけ ずべ た官 部 恐

第9表 領有初期総督府官吏懲戒集計一覧 (明治28年~明治31年)

年 次	免官・免職	 罰 俸	譴責	その他	小計
~	雇員1人	雇員1人		呵責 5 人	
明治29年		警部心得1人		(巡査心得)	
		巡査心得6人			14人
	巡査1人	電信書記2人	雇員5人	(注1)	
	電信書記2人	典獄1人	電信書記31人	誡告7人	
	教諭1人	事務官2人	知事1人	訓誡 2 人	
	事務官3人	雇員1人	属1人	訓諭2人	
明治30年	判官4人		事務官3人	警告1人	
			典獄1人	処分免除3人	
			検察官2人		
			巡査1人		
			弁務署長1人		81人
	警部1人	警部1人	典獄看守長3人	(注2)	
	判官2人	看守長3人		誡告3人	
		電信書記2人	電信書記3人	注意1人	
		教諭1人	事務官1人	訓誡2人	
明治31年			府属1人		
			弁務署長1人		
			雇員1人		26人
合計	15人	21人	59人	26人	121人

出典:台湾国史館台湾文献館蔵『台湾総督府公文類纂』(明治28年から明治31年まで),台湾総督府民政部『台湾総督府民政成蹟提要』(明治29年度~明治30年度)による集計。

表注(1): 諭告7人は電信書記5人, 典獄1人及び知事1人。訓誡2人は電信書記。訓諭2人 は電信書記。警告1人は電信書記。処分免除3人に支庁長1人と事務官2人。

表注(2): 誠告3人は警部,注意1人は典獄,訓誡2人は弁務署長と税関長。

の総督府官僚の腐敗を過激な摘発をした総督府法院に対し、不平不満を漏らし、 領有初期におい ζ 総督府は、 所属官僚の腐敗、 不正行為に対し、 あまりにも懲戒処分をせず、 さらなる行政司法の軋轢を加速さ

却ってこ

たというだけである。

せたのではなかろうかと考えられる。 (2)「文官懲戒令」の発布と総督府文官普通懲戒委員会の発足

県庁知事、 に置かれていた。 認められた総督府文官官僚のほか、 ことを規定した。これにより、総督府の文官中、 及び判任官に分け、 及び「文官懲戒令」を制定した。新たに施行された「文官任用令」は、改めて文官官僚を親任官、 明治三二年、内地と総督府にとっては、文官制度上における画期的な時期を迎えた。 それぞれ施行されていた文官任用、 庁長、 警部長、 さらに親任官を除く勅任官、 警部、 警部補等が高等官とされ、 総督府嘱託、 服務、 規律、 雇員、 総督、総務長官、 奏任官といった高等文官への任用に一定の任官資格が必要である 懲戒法令等を整理し、新たに「文官任用令」、「文官分限令」、 傭人、 技手、通訳生、属等が判任官とされた。 巡査と巡査補は依然として、その文官官僚の定義外 各部局長、 課長、 技師、 同年三月、 学校教授、 勅任官、奏任官、 当局は、 この法律上に 校長、 それま 地方

総督府法院判官が「職務上ノ義務ニ違背シタルトキ又八官職上ノ威信ヲ失フヘキ所為」に対し、 を制定した。 県及び総督府等に、文官普通懲戒委員会を設け、 「文官懲戒令」は、 総督府は、「文官懲戒令」の対象外とされた判官、 法院判官について、総督府は、明治三一年七月、律令第一八号を以て「法院判官懲戒令」を発布し、 上記の法律上に認められた文官を対象とし、 所轄範囲内の判任文官懲戒案件を審議することになった。 巡査と巡査補、 中央に文官高等懲戒委員会、 嘱託及び雇員について、 それぞれ懲戒法令 総督府法院内判官 中央省庁、 このほ 地方府

り返した。 及判任官待遇監獄職員懲戒規程」を公布した。このほか、総督府は、 「官吏待遇者ノ懲戒ニ関スル件」を公布したのに伴い、総督府は、再び巡査懲戒令を改正し、 懲罰内規」を制定し、 総督府が制定した「巡査看守懲罰例」に取って代わった。続いて明治三七年五月、総督府は、 から構成する総督府法院判官懲戒委員会より審議することとなった。 もともと総督府は、 巡査懲罰権限が本属長官に移行することになった。進んで、明治四〇年四月、 明治二八年一〇月一八日、 「巡査懲罰令」を制定した。 雇員と汽船職員に対し、それぞれ懲戒令を制 総督府巡査の懲戒に関する法令は、 しかし、これは、 新たに「巡査巡査補 改めて「巡査巡査補 中央政府が 翌年八月、 改廃を繰

二別段ノ規定アルモノヲ除クノ外官吏ハ本令ニ依ルニ非サレハ懲戒ヲ受クルコトナシ」とし、 証した上、文官官僚は、「職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ」、「職務ノ内外ヲ問ハス官職上ノ威厳又 明治九年の「官吏懲戒例」より遙かに充実した。このなかにおいて、文官官僚は「親任式ヲ以テ叙任スル官及法令 「信用ヲ失フヘキ所為アリタルトキ」、懲戒対象になるとした。 また、 さて、明治三二年三月、 減俸、 同懲戒令は、 譴責と改正した。 三五条からなり、 かかる内外地にわたる深刻な官吏腐敗と不正に鑑み、 文官が懲戒される懲戒類別、 手続き、及び文官懲戒委員会の設置に関しては、 従来の免職、 政府は、「文官懲戒令」 罰俸、 譴責との懲戒処分を免 文官官吏の身分を保 を制定し

を設けた。 この文官懲戒令の大規模な改正に伴い、 この文官懲戒委員会は、次のようなメンバーからなる。 同年、 台湾総督府は、本府、 各地方県庁にそれぞれ文官普通懲戒委員会

台湾総督府文官普通懲戒委員会

委員長:児玉源太郎 (台湾総督)

委員:石塚英蔵 (総督府参事官長)

大島久満次 (総督府参事官)

中山成太郎 (総督府参事官

小野政治 (総督府陸軍幕僚副官)

秘書官:大鳥富士太郎 (総督府参事官) 北川信従 (台北地方法院検察局検察官長)

地方県庁

台北県文官普通懲戒委員会 委員長:村上義雄 (同県知事)

委員:竹島慶四郎 (同県書記官) 西美波 (同県警部長)

山名金明 筒井明倫 (同県典獄) (同県税務官)

台中県文官普通懲戒委員会

委員長:木下周一 (同県知事) 委員:渡辺長謙 (同県書記官

したが、その委員会の委員は、警務局長、逓信局長、

澎湖庁文官普通懲戒委員会: (不明 宜蘭庁文官普通懲戒委員会 台南県文官普通懲戒委員会: (不明) 台東庁文官普通懲戒委員会: 委員長:西郷菊次郎 (同庁長) 書記長:松下敏雄 (同県知事官房秘書掛長) 委員:木村大介 (同庁書記官) 堀俊明 高橋徳三郎 高屋常三郎 (同庁警部長) (同県税務官) (同県典獄

(不明)

因みに、 総督府本府に設けられた文官普通懲戒委員会長は、後に同府民政長官、 それから総務局長へ権限を委任

内務局長、

秘書官、

参事官、

各官署の事務官等の総督府主要 地方官制改正により、庁体制

それから州庁体制に改めたが、その委員長、及び委員は、本府と同様に同部署内の高等文官より構成された。

高等官僚から構成された。一方、総督府地方県庁に置かれた文官普通懲戒委員会は、

らない。明治三四年六月、総督府は、大島久満巳を文官普通懲戒委員会長代理とする文官普通懲戒委員会を開いた。 「査の対象は、 この文官懲戒に関する法令が改正される中、最も大きな変化を遂げたのは、文官に対する懲戒の手続きにほかな 職務の不都合により免職処分とされた元台南県巡査小林彦次郎であった。 小林は、 台南県で免職処

戒委員会が開かれ、 三条二適用」されるとし、 総督府事務官持地六三郎、 政長官が上京中なので、同職務を代理する総督府警察本署長大島が、同委員会に出席した。 大島委員長代理のほか、 同氏に対する懲戒上申書を総督府文官普通懲戒委員会に具申した。これに応じ、 に という規定を知りながら、 分を受けた後、 .勤務する属でありながら、 鳳山庁属小林に対し、「文官懲戒令ニ依リ本官ヲ免ス」との辞令書を起案し、 及び総督府の要求書に基づき、 文官懲戒令により一旦免職処分された官吏が免職辞令日から起算し二年間官職に就い 小林に対する不正を審議することになった。この日、 小林に対し、 大津麟平らも出席した。 その免職処分を故意に隠蔽し鳳山庁に職を求め、属として任じらていた。 職歴詐称が台南県に拘わっているため、 小林の「所為八文官懲戒令第二条第二号該当スルモノタルヲ認ム依テ同令第 免官処分との決議をなした。 この席上において、 翌日、 鳳山庁は、 同委員会は、 同府文官普通懲戒委員会長である後藤民 総督府秘書課は、 同年六月六日、 本人の手続書を添付したうえで、 懲戒処分が行われた。 小林本人の手続書と鳳山庁上 同委員会の決議に基 総督府文官普通懲 てはい 小林が鳳山庁 け

罪書」 督府人事課は、 求書を添付し、 令に照合し、 る総督府人事課または秘書課、あるいは庁人事掛に具申する。 このように、 免職又は減俸に該当する案件について、庁人事掛、 の提出を求める。 審議会を開き、 譴責すべし案件であれば、 その文官普通懲戒委員会宛に具申し、 総督府判任官の懲戒手続きの流れは、 懲戒辞令案を起案し、 これに基づき、 懲戒決議案をまとめ、 本人に辞令交付をし、 懲戒委員会長の閲を経て、 その官僚を直接指揮監督する長官が、 庁人事掛、 官僚の懲戒審議を求める。 または総督府人事課は、 過失を犯した官僚本人より手続書、 または総督府人事課へ回付する。 さらに さらに庁人事掛、 譴責または誡告辞令書を起案し、 『庁報』 又は 上記の書類と自ら起案した懲戒 調書を起案し、 府報 または総督府人事課は、 これを受理した文官普通懲戒委 に掲載することになる。 「始末書」 庁人事掛、 官僚人事を管掌す 発令する。 または または総 待

中京法学45巻1・2号(2010年) 官僚に対する懲戒の厳しさも伺えよう。たとえば、大正一四年一月、総督府は、府令第二号を以て、大正一〇年四 府官僚がどれほど官僚の服務規律違反をしていたかという深刻さが伺える傍ら、

総督府文官懲戒委員は、 いずれにしても、領有初期における総督府文官官僚の懲戒に比べれば、「文官懲戒令」 所属文官官僚に対する懲戒の手続において、 慎重になった。

が施行されることに伴い、

(3) 総督府文官懲戒の公表 総督府からの抵抗

明治三四年から明治四一年までの間に、 三年ごろまでを第二段階、 が取り扱った総督府文官官僚への懲戒件数をあげると、次の第⑴表の通りである。 の間に、それぞれ一三人、二一人、二一人、四六人、一三人であったことが分かる。これは、 一〇〇人以上にものぼり、特にその官僚の威信失墜を招いたとして懲戒された者は明治三六年から明治四〇年まで において、総督府は、 れる。その区分は、明治三二年、「文官懲戒令」が施行されてから明治四五年までを第一段階、 この表に示されているように、 及びその人数に大きな変動をもたらした。 方で、総督府は、所属文官に対する懲戒基準を時期に応じて幾つか変更したため、その懲戒種目、 毎年度四〇人余りの同府官僚を懲戒した。このなかで、総督府の官僚懲戒のピークと言える 昭和三年ごろから総督府解体まで第三段階とすることができよう。このうち、 総督府が行った所属官僚懲戒は、 総督府が官僚の過失・職務怠慢・威信失墜行為に対し懲戒処分とした者は、 明治三二年から、「文官懲戒令」が総督府に施行して以来、 懲戒された官僚数から大まかに三段階に分けら 同時期における総督 大正元年から昭和 官僚懲戒 第一段階 総督府

の かで、総督府は、判任官とする巡査、 月に施行された「台湾総督府巡査判任待遇監獄職員、判任待遇街庄長区長及区書記懲戒規程」を改正した。 減俸額の一箇月以上一○箇月以下、且つその月俸百分の三○以内から、「一箇月以上五箇月以下月俸百分ノ三十 判任官待遇とする監獄職員、及び街庄長区長らに対する懲戒において、 そのな 従来

総督府が服務規律を違反した所属

第10表 総督府文官官僚懲戒一覧統計表 明治32年~昭和17年

/T.Vn	/# #F	種		類	事					由	±111+-	丁阳 4小
年次	件数	免官•免職	減俸	譴責	過失	怠慢	威信失墜	監督怠慢	義務違反	職務放棄	訓戒	不問•免除
明治32年	96	8	3	85								
明治33年	79	1	1	77								
明治34年	124	5	8	111								
明治35年	171	16	13	142							訓戒53	
明治36年	174	9	10	155	132	29	13				訓戒59	
明治37年	200	11	25	164	141	38	21				訓戒100	
明治38年	107	11	12	84	70	16	21				訓戒95	
明治39年	125	6	40	79	48	31	46				訓戒97	
明治40年	160	52	37	71	40	50	13	8	49		訓戒56	
明治41年	110	4	45	62	25	36	3	18			訓戒46	
明治42年	88		30	58	13	35	3	21	16		訓戒37	
明治43年	99	6	28	65	25	31	10		10		訓戒58	
明治44年	107	7	10	90	23	49		20	9		訓戒82	
明治45年大正1年	84	4	14	66	10	46		15	13		訓戒85	22
大正2年	98	5	6	87	9	69		10	12		訓戒99	74
大正3年	143	3	27	113	9	94	6	21	13		訓戒100	10
大正4年	62	3	4	55		46		9	7		訓戒103	62
大正5年	91	3	14	74		31	8	35	17		訓戒96	44
大正6年	96	2	12	82		36	5	40	15		訓戒181	14
大正7年	76	2	8	88		20	2	43	11		訓戒182	10
大正8年	81	2	9	70		17	1	42	21		訓戒146	7
大正9年	84	9	14	61		42	1	28	13		訓戒66	7
大正10年	73	4	14	37		53		12	8		訓戒34	6
大正11年	23		2	21		9		14			訓戒24	6
大正12年	45	2	5	38		27		17	1		訓戒15	9
大正13年	16		3	13		14			2		訓戒12	27
大正14年	23	1	15	7		22				1	訓戒 3	
大正15年昭和1年	9		7	2		9					訓戒 5	3
昭和2年	4		4			4					訓戒 2	12
昭和3年	6		3	3							訓戒 4	7
昭和4年												
昭和5年	14	1	8	5							訓戒 7	
昭和6年	12		9	3							訓戒 3	
昭和7年	11		4	7							訓戒 7	
昭和8年	7		4	3							訓戒 5	
昭和9年	17		4	13							訓戒 3	
昭和10年	6		3	3							訓戒24	
昭和11年	12		2	10							訓戒 6	
昭和12年	8		4	4							訓戒17	
昭和13年	6		3	3							訓戒24	
昭和14年	18	1	9	8							訓戒19	
昭和15年	9	3	1	5							訓戒 3	
昭和16年	3		3								訓戒 2	
昭和17年	7			7							訓戒 5	

表注: 本表は台湾総督府編各年度「台湾総督府事務成蹟提要』(台湾成文出版社 1985年復刻)により作成する。 本表中の官吏懲戒件数はいずれも総督府が取り扱う本府及び所属部署の判任官への懲戒統計であったため、各地方県庁(後州庁)文官普通懲戒委員会が行われた官吏懲戒統計は本表中に集計されなかった。 たと考えられる。

る傾あり内地及朝鮮の例を見るも何れも一箇月分に過ぎず。とされたことによる。 に変更した。この改正の最大の原因は、 「従来の規程は減俸は最大限俸給三箇月分に相当し甚だ高率に失す 明治期における総督府官僚の服

務規律違反に対する懲戒の厳しさを伺わせる。

期における官僚懲戒数の減少背景は、この間、 懲戒件数は、 おける総督府官僚の懲戒数よりやや下落し、さらに懲戒案件中、最も統治問題にかかわる官僚威信失墜問題による !務規律に違反した官僚が懲戒を免除され、または不問とされたからとも考えられる。 明らかに減少する傾向が見える。もちろん、 官僚懲戒の第二段階とされる大正元年から昭和三年までの間は、 明治天皇・大正天皇の御逝去と新天皇の御即位大典によって、 官僚の威信失墜による懲戒件数が減少したものの、 第一四表が示したように、 明治期に 同時

問とした。このため、 年一〇月、大正四年一一月、大正一三年一月、昭和二年二月と翌年一一月と五回にわたり官吏または官吏待遇者の 懲戒件数を合わせると、 なった。これに基づき、 者ニ対シテハ懲戒又ハ懲罰ヲ行ハズ゚』と、服務規律に違反した官僚に対し、その懲戒または懲罰を免除することと 服務規律の違反行為に対し、 おりしも中央政府は、 同時期に総督府文官の懲戒件数は、 第一段階とされる明治三二年から明治四五年にかけての官僚懲戒件数と余り変わらなかっ 総督府は、それぞれ服務規律に違反した総督府官吏の懲戒または懲罰を免除し、 明治天皇・大正天皇の御逝去と大正天皇と昭和天皇の御即位大典を控え、 懲戒または懲罰の処分を「将来ニ向テ其ノ懲戒又ハ懲罰ヲ免除ス未ダ処分ヲ受ケザル 減少したものの、 実際上免除または不問とされた官僚の それぞれ大正元 または不

たが、 以上のように、この時期は、 住民からの信頼、 乃至統治の根幹に係わる威信失墜案件が減少し、 前時期と同じく、 総督府官僚が官吏服務の規律違反を犯すという深刻な状況を示し 官僚自身の勤務意識向上が目立っていた

長官の名で各庁長宛に次のように通牒を発した。

ことが明らかになっている。 方 総督府は、

をした文官懲戒辞令案を総督府及び庁の刊行物に公表すべしとの通牒を発した。つまり、内務省は、 が施行された同年一一月、 官普通懲戒委員会が議決した文官懲戒辞令案の公表を求め、これに基づき、同年一二月四日、 義務化された同府官僚の懲戒辞令案の公表に積極的ではなかった。 内務大臣秘書官は、 総督府宛に、「文官懲戒令」により同府文官普通懲戒委員会が決議 明治三二年、「文官懲戒令」 総督府は、 台湾総督府文 後藤民政

へ掲載スヘキコトニ相成間貴庁判任官ノ懲戒処分ニ就テモ本文ニ準シ (貴庁公報ヲ登載スヘキ機関 高等官ノ懲戒処分ハ自今総テ官報ニ掲載シ其高等懲戒委員会ノ決議ヲ経タルモノハ決議書ノ全文ヲ官庁事項内 へ便宜掲載相成可然ト存候此段及通牒候也 (府県報

議した所属官僚の懲戒辞令案を台湾総督府の 各庁の『庁報』 中央文官高等懲戒委員会により行った台湾総督府高等文官への懲戒辞令案、 に公表することを決定した。 府報 に、各庁文官普通懲戒委員会が議決された文官懲戒辞令案を 総督府文官普通懲戒委員会により審

した官吏懲戒の案件全案をそのまま『府報』に掲載しなかった。 たとえば、明治三八年三月、 めて掲載したのは、 た明治三六年度分の ところが、官吏の懲戒を公表すべき旨を通牒した総督府が府内の官吏懲戒案件について、 明治三五年四月であった。そして、総督府『府報』は、 『台湾総督府民政事務成蹟提要』 によれば、 同年度において、 台湾総督府文官普通懲戒委員会が議決 総督府は、「文官懲戒令」に 総督府の 総督府民政部が作成 府報 に初

が一三人となる。しかし、明治三六年度に発行された台湾総督府『府報』をみてみると、同年の台湾総督府『府報』 俸が六人の合わせて二六人しか掲載されていなかった。 つまり、総督府 に対しての消極的な姿勢を垣間見ることができよう。 懲戒案件の総数の六分の一しか公表していないことになる。 には、「文官懲戒令」に違反した総督府文官官僚に対し懲戒した案件は、免官又は免職が二人、譴責が一八人、減 を懲戒処分とした。このうち、「過失二因ルモノ」が一三二人、「懈怠二因ルモノ」が二九人、「不行跡ニ因ルモノ」 違反した総督府官僚に対し、九人を免官・免職し、一〇人を減俸処分とし、一五五人を譴責し、合わせて一七四人 総督府の所属官僚の懲戒案件を『府報』 府報 Ιţ 同年度における総督府の官僚 掲載すること

当然ノ義ニシテ法律亦其ノ規定アル次第ニ有之候ニ付此ノ義爾今|層御留意ノ上本府ノ名誉ニ苟モ缺クル所ナキ様 仮借ナク威信ノ保持ニカメラルル様致度尚貴部下ニ対シテモ同様御諭旨相成度右依命申進ム」と通牒を発し、 ヘカラサルモノニ候ヘハ若シ無実ノ事ヲ以テ名誉ヲ毀損セラレタリト認ムル時ハ之カ恢復擁護ノ手段ヲ講スヘキハ 、非行ヲ以テ誹毀ノ言説ヲ為スモノ有之候処本ト官吏ノ名誉ハ当人一箇ノモノニ無之政府ノ威信ニ係リ忽諸 このうち、台湾総督府は、大正五年一〇月九日、各官衙長官宛に「近来新聞雑誌等二於テ官吏二対シ賄賂収受等 翌年四月九日、総督府は、各官衙長官宛に

職員ノ懲戒処分中府報ニ掲載セサル事項

一判任官ノ譴責

左記各号ノーニ議論スル場合ニ於ケル高等官ノ譴責並高等官及判任官ノ減俸免官ニ対スル懲戒委員 会ノ決議文

犯罪即決違法処分二関スル懲戒事件

官職上ノ威厳又ハ信用ヲ失フヘキ所為ニ対スル懲戒処分ニシテ外部ニ発露スルトキハ将来職務

前項ノ外必要ト認ムル場合但シ其都度決定ヲ仰ク

Ξ

執行上阻害ヲ来スノ虞アル場合

との通牒を発し、文官官僚の懲戒案件の『府報』

掲載への制限が設定された。このように、本来、官僚自身の服務

に掲載することに対して、

規律遵守と住民らに対し官僚の清廉をアピールする目的を有する懲戒辞令案を『府報』

総督府が始終「拒絶反応」または抵抗的な姿勢をとっていることが浮き彫りにされた。

総督府文官官僚の生活の諸相

総督府文官官僚の特典

(1) 台北市内の官舎街

かつて明治二八年六月、渡台をし台南県等の勤務を経て、 台北市内に老後生活を送った熊本県出身の村崎長昶は、

その「五十年前の色彩」において、

253 (253)

(前略

来ず、見たところ住宅と売淫屋が多く店舗らしき構へは極く少なかった。 繁華な通りで数軒の西洋雑貨店が既に店を開いて居たが、其他は各街共軒並み戸を締めた儘住民はまだ帰って に連接して半強制的に商家を建築させたので、当時はまだなかなか揃はぬ場所が多く北門通り今の京町筋が稍々 [台北] 城内は艋舺 (万華) 大稲埕に比し最も新らしく開けた町で、まづ城内の西の一角に官衙を設け、 それ

どは到底歩けなかった。 此の時分、 石坊街 (今の栄町一町目) から府後街 (今の表町) へ行くには田圃の畦道を通らねば 城門を出ると南門外東門外すべて水田で農家がちらほら見える位である。 ならぬ、 夜な

車場と僅かの家屋で大稲埕と連絡する迄で、北門町から北は皆水田である

府は、 長山口宗義と同じ部屋に割り当てられるほど総督府官吏の宿舎は不足していた。このうち、 の官吏は、ようやく台北城内に借りた民家を集団官舎にして、官等別に部屋を割り当てられた。それにしても総督 の床の上に北投茣蓙を敷いて並んで寝て居られた」。台北周辺の治安がだいぶ回復したことによって、総督府所属 するといふことになった」。高等官が宿泊した屋敷と言っても、せいぜい「土塊作りの建物で、 内地の商売人が押し寄せ、充分な食料品の調達はおろか、 当時の台北城周辺の状況を述懐していた。 民政局長水野が一人用部屋を確保できたが、同じ勅任官であった高野台湾総督府高等法院長が総督府財務部 単身赴任をした「高等官待遇者のみは兎に角屋内に、 穏やかで、 それほど大きくはない町に、 最低限の住まいさえも確保し難い状況が想像されよう。 判任官待遇以下は皆野外に天幕を張って其の中に起臥 急遽、 台北県知事に命じられ 数多くの総督府官吏、 飽もかけぬ福州材

督府は、

明治四〇年六月、

訓令第一一八号を以て官僚の「宿舎料支給額標準規程」を制定し、

宿舎料を支給するこ

総

とになった。 同標準規定によれば、

畳ノ二間アルノミ。其側二瓦ヲ舗キタル応接所、 た橋口文藏は、赴任当初、 台北城内の「支那風官衙の一部」を知事官邸とし、「修理シタルモノニシテ、十畳ニ七 其先キニ下女、下男ノ部屋ト台所トアリ」、橋口一家が

ル二間中二令夫人及多数ノ令子女ト共ニ起臥シ、炎熱ノ候ナドハ随分堪へ難カリシ」状態であった。

舎の建設に取りかかった。 を立て、さらに翌年四月一四日、「警察庁舎及宿舎建築ノ標準」を制定し、総督府高等官、判任官、及び警察官官 このため、明治二九年一月一四日、総督府は、台湾事務局に「総督府官舎新築ノ件」を具申し、官舎の新築計画 進んで、この官舎建設は、文官官僚の急激な増員に対して、遅れている事実に鑑み、

奏任官三等乃至五等

月俸又八月手当二百円以上ノ嘱託員 旧慣調査会委員

月額四十円以内

奏任官六等乃至七等

月俸又八月手当百五十円以上ノ嘱託員

月額三十五円以内

奏任官八等

旧慣調査会補助委員百円以上ノ者

月俸又八月手当百円以上ノ嘱託員及雇員

月額三十円以内

判任官二級俸以上

旧慣調査会補助委員百円未満ノ者

旧慣調查会書記及通訳月額八十円以上

月額二十五円以内

判任官五級俸以上

旧慣調查会書記及通訳月額五十円以上

月額二十円以内

判任官三十円未満

旧慣調査会書記及通訳月額四十円以上

月額十五円以内

判任官七級俸以上

旧慣調査会書記及通訳月額四十円未満

月額十円以内

本令二定ムル以外ノ事項二関シテハ明治三十八年七月訓令第七九号嘱託員雇員及傭員宿舎料支給規程ヲ準用 判任官俸給令ニ依ラサル判任官ニ宿舎料支給ノ要アルトキハ前各項ノ標準ニ準拠シ支給スルコトヲ得

ス

とであった。明治三一年三月、総督府民政局長として赴任した後藤は、赴任してまもなく、台湾鉄道、 象とし、 会に提出した。 し、政府に上申した。政府は、台湾事業公債法案を政府議案として、同年一一月七日、 調査の三大事業、並びに給水事業、監獄署改築、官舎建築の二附帯事業、 九年、二回の改正を重ね、宿舎料補助の対象が勅任官から日給七○銭未満の雇員、及び事務嘱託員にまで拡大した。 席上において議員の質問に応じ、官舎修築理由を明かした。その趣旨は、次のとおりである。 一方、総督府が大規模な官舎と庁舎を建設したのは、明治三二年、児玉総督と後藤民政長官が就任してからのこ 総督府は、 宿舎料補助額標準を設定し、宿舎料を支給することになった。この宿舎料支給規程は、 開会された同日、 官舎の入居が困難であるため、 台湾公債法案の第一読会において、 官等は、 判任官以上、または月手当は百円以上の嘱託員雇員等を対 後藤民政長官は、 総額六千万円の台湾事業公債法案を起案 開会された第一三回帝国議 政府委員として列席し、 明治四三年と大正 築港、 土地

(前 略

テ総テノ快楽ヲ殺イデアル地方アリマスカラ、良イ家デモ貸シテ、安心シテ居ラレルヤウニシテ遣ラネバナラヌ シテ皆与ヘテアル (中略) 兎ニ角彼処ニ於テハ、官宅ハ健康ヲ保ツニ適当ナダケノコトヲシテ遣ッテ、 此一葦帯水ヲ隔テテアル所ノ彼ノ植民地ヲ見テモ、政府ハ役人ヤ何カニハ、随分「コンゴテイブル」ノ装置ヲ ラヌト云フコトガアルカラ、家ハ十分ニシテ遣ラネバナラヌ、元ト其処ニハ大イナル違ヒガアルノミナラズ、 ラ、明日去ラウトモ、 民間ノ人ハ不十分ナ家ニ這入ッテ居ル、 明後日去サウトモ、随意ナモノデアリマスガ、政府ノ役人八、成ルベク永住サセネバナ 是八義務ヲ負ッテ往クノデナク、自分ノ志望ヲ持ッテ行クノデアルカ サウシ

総督府庁舎は、「大正七年度に完成と同時に移転する筈で、当初五箇年継続事業、工費二百五十万円の予定であっ

竣成ヲ見ル能ハスシテ」として、明治三四年九月二六日にようやく竣工した。 において、 五年六月一日、 塔を六○メートルまで高め、伝統的な辰野式(フリー・クラシック)の赤煉瓦造の建築設計図を調製した。 総督府新庁舎の工事主任に任じられた森山技師は、長野の設計図面をベースにし、総督府庁舎の象徴とする中央の 房一らの七名の作品を入選させたが、 審査委員会は、二八名の応募作品から鈴木吉兵・長野宇平治・片岡安・森山松之助・松井清足・桜井小太郎 ことにした。明治四二年四月三〇日、 庁・苗栗庁・新竹庁・斗六庁等の庁舎を次々に竣工させ移転式を行った。 総督官邸は、 年三月に公布された。これに基づき、総督府は、同年四月に起工式を行い、まずは総督官邸の修築に取り掛かった。 総督府官僚の台湾における安住環境を作ろうとした。ちなみにこの法案は、議会においての議決を経て、 計のため一時渡台する思いを持っていたものが少なくない。ここに、後藤民政長官が明かにしたように、 明治四〇年五月二七日、 いうまでもなく領有初期において、 台北地方法院長官舎・同検察官長官舎・総督府民政部丁官舎と丙官舎・塩務局官舎・総督秘書官官邸 総督府は、 明治三三年に落成する予定であったが、「天候其他種々ノ障害二遭ヒ為二予定ノ通リ本年度内工事ノ 総督府は、この長野と森山の設計図に基づき、地鎮祭を行い、大正二年、 総督府官僚に内地より高い待遇を与えるほか、内地人児童向けの尋常小学校と官舎を建設し、 総督府は、 一等の当選者がなかったため、二等に長野、三等に片岡を当選させた。 辰野金吾・伊東忠太・野村一郎・妻木頼黄などの建築家からなる総督府庁舎 五万円の高額な懸賞金で、総督府庁舎設計図をコンペし、 台湾の風土病と地方病に苦しめられた総督府官僚は、 続いて、 総督府民政長官の官舎をは 総督府新庁舎を着工した。 台湾での定住より、 新庁舎を修築する この時期 明治三二 明治四 宜蘭 生

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚 (王) (258) 258 部屋総数が一五二、 式の建築風と和風を生かしながら、四角形と三角形の破風様式と高さ六〇メートルもある中央の尖塔の構造となる。 九年一月に竣工した。延べ九年もかけ、 な建築であった。 総督府庁舎は、

(2) 総督府文官服制

たが、

両次の繰延と共に総工費二百七十五万八千三百七十円を要し、

総工費が二八〇万円もかかった総督府新庁舎は、

総建坪二千百余坪の五層楼天を摩し」、大正

外観から西洋ルネサンス

総督の執務室のほか、

職員数一五○○名あまりが収納できる大庁舎である。

当時の台湾において、

日本を表す象徴的

殖産局及び警務局の執務室等があり、

総督官房室、内務局、文教局、財務局、

た結果、 用が義務とされた。 その制服が地質、 等文官、 明治三一年、 太郎・木村匡・木下新三郎・平野貞次郎・高橋虎太を文官服制調査会委員とし、 明治二九年七月三〇日、 台湾総督府では、 判任官の制服着用と制服様式を規定した。 総督府は、 生地、 肩章様式、 同調査委員会の報告に基づき、「台湾総督府文官服制」 警察官と行政官、 総督府は、 佩剱、 総督府事務官杉村濬を総督府文官服制調査委員会長とし、 剱帯、 総督府税関職員、 剱緒、 同服制の規定によれば、 及び外套等の地質、 総督府法院判官、 製式までが細かく規定された。 総督府文官官僚は、 総督府文官服制の調査を開始した。 を起案し、 検察官、及び書記官は、 総督を始め、 その官等に応じ、 同府事務官遠藤剛 制服の着 総督府高 こうし

次のようであった。 さて、総督府文官服制の制定理由は、 明治三三年、 総督府が編纂した『台湾総督府民政部成蹟提要』 によれば、

(前略

配者という階級構造に区分されることになった。

去レハ其制服ヲ定メ平素ニ於テ省ルトコロアラシムルモノ亦以テ威厳ヲ保持シ信頼ヲ得ル方法ノータラスンハ 抑官吏タルモノ平生ニ於テ其ノ威厳ヲ保ツニアラスンハ何ヲ以テカ克ク職務ニ忠実ニシテ庶民ノ信頼ヲ得ンヤ テ其威容ヲ保持セシメント欲スルニアリ 兼テ官吏ノ分階ヲ明了ナラシメ住民ヲシテ益官吏ノ尊重スヘキヲ知ラシムルト同時ニ官吏ニ於テモ亦平生ニ於 確ナラス随テ奸結ノ徒八叨リニ官吏ト詐称シテ良民ヲ欺クモノ往々ニシテ少ナシトナサス於是此等ノ弊ヲ防キ 二帰スルヤー般文官二服制ノ設定ナキヲ以テ為ニ住民ハ官吏タルノ標識トシテ認ムヘイモノナク官民ノ区分明 アラス殊ニ本島ノ如キ清国政府ノ時代ニ於テ夙ニ服制ノ設アリテ大ニ庶民ト異ナラシム然ルニー旦帝国ノ領土

視化、 総督府が求めた総督府行政官・警察官・司法官の制服の着用によって、 僚内部の厳しい階級意識を維持させるほか、 つまり、 住民からの尊重を求めようとした。 台湾総督府は、 総督府文官官僚の制服着用を通じ、 総督府文官制服は、 • は、住民との区分を明確化しようとしたものであった。つまり、 威厳の保持、 の官僚間の階級の見分けをするためという、官 総督府官僚と住民、さらには支配者と被支 官民の区分、 官吏間の階級 の

文官礼式」を制定した。その趣旨は、次の通りである。 また、この総督府文官官僚の制服の着用が義務化されることに伴い、 翌年四月三〇日、 総督府は、 「台湾総督府

第 奏任官及判任官二区別シタル階級ノ上ナルモノヲ謂フ 此礼式二於テ台湾総督府文官ト称スルハ台湾総督府高等文官判任文官ヲ謂ヒ上官ト称スルハ勅任官、

第六条

台湾総督府文官ニシテ制服ヲ著用シタル者ハ此礼式ニ依リ上官ニ対シテハ敬礼ヲ行ヒ上官ハ之ニ答礼

シ同班者ハ互二敬礼ヲ交換スヘシ

第三条 敬礼ヲ分テ室内敬礼及室外敬礼ノニトス

第四条 室内ノ敬礼八敬スへキ人ニ対シテ正面シ姿勢ヲ正シ左右ノ手ヲ垂下シ其眼ニ注目シテ体ノ上部ヲ少シ

ク前ニ傾ク若シ帽ヲ持ツトキハ右手ニシ其前庇ヲ摘ミ之ヲ垂直ニ提ケ帽ノ内部ヲ内股ニ対セシム刀ヲ佩フ

第五条 上官ノ居室二入ルトキハ其席ヲ離ルルコト五六歩ノ所ニ於テ敬礼ヲ行フヘシ若上官数名アルトキハ先

ルトキハ柄ヲ後ニシ両環ノ間ヲ握ル

其最高級ノ人二敬礼シ次テ他ノー同二敬礼スルモノトス其居室ヲ去ルトキモ亦同シ

上官ヨリ官位位記辞令書ノ類ヲ受クルトキハ第四条ノ法ニ依リ敬礼ヲ行フノ後適宜前進シ帽ヲ左脇ニ

挟ミ右手ヲ副テ披見シ直ニ之ヲ収メ旧位ニ復シ再度敬礼ヲ行ヒ退去スヘシ

第七条 室外ノ敬礼八敬スへキ人ニ対シテ正面シ姿勢ヲ正シ左手ヲ垂下シ右手ヲ挙ケ諸指ヲ接シテ食指ト中指

ヲ帽ノ前庇ノ右側ニ当テ掌ヲ稍外面ニ向ケ肘ヲ肩ニ斉クシ其眼ニ注目ス刀ヲ佩フルトキハ刀ノ柄ヲ後ニシ

両環ノ間ヲ握ル

第八条 礼ヲ行フヘシ但判任官以下ハ停止シテ敬礼ヲ行フヘシ 途上二於テ上官二行遇ヒ又八其傍ヲ通過スルトキハ頭ヲ少シク受礼者ノ方ニ向ケ第七条ノ法ニ依リ敬

附則

第九条 第十条 此礼式ハ特ニ規定アルモノニハ之ヲ適用セス 台湾総督府文官以外ノ者ヨリ敬礼ヲ受ケクルトキハ之ニ答礼スヘシ

第十一条 本令八明治三十二年五月一日ヨリ施行ス

判任官を、目視で確認できる服装で区分けされた。 当だけでなく敬礼によっても官僚の階級を区切られた。こうして、台湾では、総督府官僚と住民、 級が上司に対し、室内外を問わず敬礼をしなければならないとされた。 このように、 制服を着用する総督府文官官僚の間において、 判任官が高等官に対し、奏任官が勅任官に対し、 総督府文官官僚は、 官等・俸給・ 総督府高等官と 制服・手 下

ように訓達をした。 服制の着用規則通りに着用しなかったようである。 官制服の着用を義務とされたことは決して楽なことではなかった。このため、総督府文官官僚たちは、 方、四季を通じ気温が高く、特に炎天下の夏に冷房施設が発達しなかった台湾では、 明治四三年二月二一日、大島民政長官は、 総督府文官官僚がその文 各部局に対し、 あまり文官

他成規二違フ者枚挙二遑アラス実二官吏タルノ威信ヲ失フヘキ所為ナリト謂フヘシ右八服制々定ノ主旨ヲ没却 着セスシテ前釦ヲ外シ胸部ヲ露出シタル儘地方ヲ出張巡回スル者若クハ室外ニ於テ脱帽屈身ノ敬礼ヲ行フ者其 秘第七二三号及同四一年九月秘己第三五五号等数回ノ通達アルアリテ殆ント間然スル所ナシ然ルニ斯ク周到ナ スル者ニシテ甚タ慨嘆ニ堪へサル次第ナリ、是レ各員自重心ノ足ラサルニ因ルト雖モ畢竟スルニ部下監督ノ任 ヲ翳シ高屐ヲ穿チ、炎暑ノ候ニ冬袴ヲ着用スル者アリ殊ニ甚シキハ上衣ヲ着用セス或ハ之ヲ着用スルモ襯衣ヲ ル訓示アルニ拘ラス尚ホ且ツ服装ヲ紊シ礼式ヲ等閑ニ付シ恬トシテ省ミサル者往々之レアリ現ニ雨天ノ際ニ傘 文官ノ服装ニ関シテハ服装規則アリ礼式ニ付テハ又其ノ規定アリ加之明治三十四年二月、同三十八年十二月官

装ト礼式トニ注意シ若シ尚ホ違背スル者アラハ仮借ナク相当処分セラルヘシ、右依命内達ス

二在ル上官タル者ノ取締緩慢ナルノ致ス所ニ帰セサルヲ得ス仍テ此際部下一同ニ無漏懇諭厳達ノ上毎ニ其ノ服

下等級関係の秩序を文官官僚の日常生活の礼儀中に植えつけることねらっていたことが伺えよう 府は、 このように、 文官官僚の威厳保持のほか、 総督府は、 府内の各部局・地方庁長官に所属官僚の文官制服の着用の徹底を促した。 文官官僚間の階級意識、 いわゆる既存の勅任文官・奏任文官・判任文官との上 つまり、

的な服装を着用してきた本島人にとって、生地が良質で、 府文官官僚らは、 島人との間に「けじめ」を付け、 存在に映っていたことはまちがいなかろう。 ずれにしても、 台湾において、 内地では祝日しか着用しない文官大礼服を珍しく見られる内地民間人と、 特権者集団ないし雲上的な存在であったはずである。 特に「台」字入りの肩章、 結局、 文官制服の着用は、 製式が洋風な総督府文官制服は、 袖章と、それに佩剱をつけた文官制服を着用した総督 総督府文官官僚と内地民間人、 魅力的で、 古来からずっと民族 ひいい かつ特別な ては本

襲撃と熱帯風土病であろう。 台湾領有初期、 総督府文官らにとって、台湾での炎天下はともかく、 身に危険されることは、 やはり

匪

の

総督府官僚らの俸給

遇者陸軍通訳中島長吉の六名が殺害された。 「匪徒」と遭遇し、 の影響は大きかった。 匪徒」による被害は、 総督府学務部部員楫取道明・関口長太郎・井原順之助・平井数馬・桂金太郎・同部員判任官待 明治二九年一月一日、 特に領有初期において多かった。このうち、 また、 総督府学務部員数人は、 明治三四年一一月二四日、 帰府する途中、 明治二九年に起こった学務官僚の被害事件 樸仔脚支署に襲撃した事件のなかで 八芝蘭方面に蜂起した数百の

時

総督府官僚にとっては、

台湾での勤務は、

つねに身に危険をもたらす職場であった。

問菅野政部ら一四〇名余りの内地官民が事件に巻き込まれ、 事件の中に、 同支署長上田稔以下一一名が死亡した。このほか、 総督府官僚の被害も多かった。 この事件では、 昭和五年一〇月、 殺害されたことがあった。 台中州能高郡守小笠原敬太郎を始め、 内外に震駭させた台湾霧社原住民の蜂起 台中州理蕃課

のは、 地方風土病による官僚の死亡数は、 の母寿子が渡台してから僅か一箇月後、マラリアに罹り、六九歳で他界を余儀なくされた。マラリア、ペスト等の きて落付心を起させ度いと思ふ」とし、年配な母親と家族を連れて台湾に赴任した。 〇月一四日、 領有初期に 熱帯地方である台湾のマラリア、ペスト等の風土病による罹病ないし死亡であった。このうち、 「匪徒」 台湾総督に命じられた乃木は、親族、友人らの反対に思い切って、「部下の者も家族を同伴して行 の襲撃に巻き込まれ、総督府官僚が殺害されたほか、常に総督府官僚らの脅威となっていた 管見の限り、 正確に集計できない。 ところが、 老齢であった乃木 明治二九年

督府在勤文官死亡者の遺族に対し、 り殺害されたか、 明治三〇年度おける所属文官遺族に支給する死亡賜金辞令案を見ると、 殖産局農夫一名、 それとも風土病または伝染病による死亡かは、いずれも不明のままである。 電信書記一名、 死亡賜金を支給していた。この死亡者のなかに、「匪徒」 法院書記一名、 雇員一名、 総督府属兼法院書記一名、 同年中、 総督府は、 または いずれにしても、 合わせて一四名の総 総督府属五名、 「蕃族」によ 技手

ことと格別な俸給と手当であろう。 方、内地文官より身の危険に晒される総督府文官官僚らにとって、唯一の魅力的な点は、 内地より物価が安い

れは、 明治二九年三月三一日、 台湾総督府職員に対し、 伊藤内閣は、 「毎月俸給月額十分ノ三二相当スル金額ヲ支給ス」(同規則第二条) ることとし、 勅令第一〇〇号をもって「台湾総督府職員加俸支給規則」 を公布した。こ

まり、 Ιţ 二十分ノーヲ増給シ加俸全額俸給額十分ノ五ニ至リテ止ム」とされた。総督府に二年以上勤務している総督府文官 されため、 官の俸給額は、 官僚は、 勤続シタル者ニハ前項ノ金額ノ外更ニ俸給額ニ十分ノーニ相当スル金額ヲ増給シ満ニ年以上ハー箇年ヲ加フル毎ニ 同年六月六日、 俸八新任、 「非職 総督府官僚は、 上記の加俸額のうえ、さらに月俸額の二〇分の一を加俸すると改められたのである。 総督府文官官僚の俸給は、 廃官、 增俸、 総督府は、 内地文官官等等級表により定められていたが、 退官及死亡ノトキハ当月分加俸ノ全額ヲ支給ス」(同規則第四条) とされた。 減俸トモ総テ発令ノ翌日ヨリ日割ヲ以テ計算ス」(同規則第三条) とした。 毎月の月俸額の一〇分の三に相当する金額が加俸されるうえ、「満二年間台湾総督府文官ヲ 「職員加俸支給細則」を制定し、さらに明治三一年六月一八日、 内地官僚より高かった。 内地から昇等または昇級されたうえ、 同細則を改正した。 もともと、 この規則に基づき、 また、 総督府に任用 総督府官僚 総督府文

任した。同月、 いるように、 試補として大蔵省に入省し、翌年一一月、同省属となった。 東京帝国大学法科大学に入学し、明治二五年七月、東京帝国大学法科大学を卒業した。そして同年七月、二人とも ここに、 祝は明治元年に生まれた。祝は、 祝と若槻は、 東京帝国大学法科大学を同期卒業した祝辰巳と若槻礼次郎二人の官歴と俸給額を比較してみることにし 祝と若槻は、 若槻も、瀬戸内海を渡って、愛媛県に愛媛収税長として赴任した。ここまでには、第11表が示して 明治二九年四月、 学歴から職歴、官等及び年俸が同じであった。 若槻より二歳の年下であった。二人は、第一高等学校を経て、 祝が渡台するまでは、 明治二七年三月、 ほぼ同じ官歴を経験してい 祝は、 沖縄県へ沖縄収税長として赴 た。 若槻は慶応二年に生ま 明治二二年、

うになった。 ところが、 明治二九年四月、祝が台湾へ赴任したのをきっかけとし、二人の官等とその俸給額に差が見られるよ 同年四月、 祝は、 沖縄県から台湾総督府へ転任し、 台湾総督府事務官・財務局調査課長兼税関課長に

祝を追い 〇〇〇円となり、 命じられ、 治三九年一月八日、 明治三九年まで続い 若槻の官等と俸級の差は、 昇等され、 若槻も愛媛県から東京に戻 を下賜された。 官五等に昇等し、 命じられ 年俸額が一二〇〇円) 級俸 [園寺内閣の大蔵省次官に 賜された。 三巨 官等は高等文官六等 大蔵省書記官に命じ (年俸一八〇〇円) い抜くが、 俸給額: 祝は、 こうした祝と 俸級は七級 同月 また、 俸給額: 同年一 は年 総督府民 ようやく 若槻は、 た。 高等文 同月 棒四 明 を 俸

第11表 祝辰巳と若槻礼次郎との官歴・俸給比較表

3	若槻礼次郎		
长科大学政治学科 卒	東大法科大学法律学科卒		
試補・年600円	大蔵省試補・年600円		
貧属・判2級俸・月50円	大蔵省属・判2級俸・月50円		
具収税長・高7等	愛媛県収税長・高7等		
2000	大蔵省書記官		
等・4級俸 (年1800円)	高6等・7級俸 (年1200円)		
)	6級俸 (年1400円)		
等・5級俸 (年2000円)			
(年 2200 円)			
	4級俸 (年1800円)		
)	高4等・3級俸 (年2000円)		
等・3級俸 (年2400円)			
最			
等・2級俸 (年2600円)			
(年 2800 円)	2級俸 (年2200円)		
	高3等・1級俸 (年2500円)		
等・年3500円			
	主税局長 (年3000円)		
)	大蔵省次官・年4000円		
長官・高1等・年4000円			
	は科大学政治学科卒 論試補・年600円 論属・判2級俸・月50円 課収税長・高7等 診督府事務官 等・4級俸(年1800円) 等・5級俸(年2000円) 第・5級俸(年2000円) 第・3級俸(年2400円) 第・3級俸(年2600円) 第・2級俸(年2600円) 第・43500円		

出典: 本表に,若槻礼次郎については,秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会 1981年 670頁)、祝辰巳については,内閣官報局『官報』及び台湾総督府『府報』により作成したものである。

表中、「判」、「高」は、それぞれ判任官、高等官の略である。

人を対象とした家計調査を行った。

た。

明治二九年一二月一四日、

大阪毎日新聞記者は、

台湾を領有して以来、

物価が暴騰した台北において物価と内

同調査によれば、台北で一人暮らしが所要する月額は、次の通りである。

治四一年五月二二日、在官のまま病死した。 若槻は、 蔵大臣・内務大臣、そして総理大臣等を歴任し、 政長官に命じられ、若槻と同じく官等は高等官一等、 昭和二四年一一月、自宅で八三歳で生涯を閉じた。 年俸額は四○○○円となった。ちなみに、 明治四四年九月、大蔵省次官を辞任した後、 祝民政長官は、 貴族院議員・大 明

ていたことがわかる。 この祝と若槻の官等と官歴が示したように、外地官僚は、官等と俸給において、内地官僚より高くて、 方、内地官僚より高い俸給が支給される総督府官僚は勤務する台湾では、 物価と賃金が内地より遙かに安かっ 優遇され

醤油一日五勺 白米一日五合 同 一ヶ月 升五合 斗五升 二円四十銭 四十五銭

同 六百匁 三十銭

味噌一日二十匁

牛鶏及魚肉の内一日四十匁一日平均六銭八厘一ヶ月二円四銭

野菜一日四十匁一銭五厘 ヶ月 三十六銭

但し豆腐其の他一切の汁の実乾物等を包む

漬物一日一銭八厘 同

卵一日 | 個四銭

同

圓三十二銭

但しナラ漬沢庵其他一 切の者を平均す

五十四銭

糖 日五欠 ヶ月五十匁

九銭

鰹節 茶 ヶ年九〇匁 ヶ月(茶漬用)半斤 四十五 十五銭

ヶ月六百匁

以上一人一ヶ月食費合計 八円二十八銭七厘五毛

このように、

台北での一年間の食費はおよそ九九円であった。

また、

この調査によれば、

当時

台北におい

十八銭七厘

京米穀取引所での米の取引価格は、一石一○円八銭八厘三毛で、 米の参考価格は、 台湾の米価格は、 一石一六円 (一斗五升が二円四○銭からの換算額) であった。この調査とほぼ同時期における東 内地より一石当たり二円八銭安い 市販価格は北海道では一石一八円六銭六厘であっ

九円、 和一四年、 府高等法院長も、年俸額が五一〇〇円から五八〇〇円までの間であった。このほか、総督府技師、各局長、 それぞれ六六〇〇円、五八〇〇円、台北帝国大学総長は、年俸額が五八〇〇円から六二〇〇円までの間、 の最高収入者は、台湾総督・総務長官・台北帝国大学総長等であったが、このうち、総督と総務長官の年俸額は、 人労働者の年平均総収入はそれぞれ二〇四九・四八円、一四五八・二四円となる。 の台湾の米価格が示したように、当時、 本島人労働者一世帯の一箇月の平均総収入は一二一・五二円であった。これによれば、内地人労働者と本島 台湾総督府官房企画部が行った家計調査では、 台湾の物価指数は、 内地人労働者一世帯の一箇月の平均総収入は一七〇・七 内地より遙かに安かったと考えられる。 同時期において、 台湾総督府で また、 台湾総督 州知 昭

総督府交通局理事、及び総督府医院医長らの年俸額は、それぞれ四三〇〇円から四九二〇円までの間とされた。

ま

た 低年俸額の総督府判任文官は、 つまり、 総督府判任官の俸給は、 総督府高等官らの年俸額は、 月四〇円から一四五円までとなり、年間に換算すれば、 内地人労働者と本島人労働者の年平均総収入より低いが、 一般労働者の年総収入の二倍ないし三倍となり、 四八〇円から一七四〇円とな 最高年俸額 総督府判任官では、 の総督府判

はおいても、 つまり、 台湾総督府文官官僚は、 一般労働者より遙かに高い収入が支給されていることがわかる。 俸給において内地官僚より高いばかりではなく、 物価が安定していた台湾島内

文官は、内地人労働者と本島人労働者の年平均総収入より高いことになる。

総督府官僚間の交流 総督府高等官僚の社交場

愛国婦人会台湾支部は、 明治三七年一月、 日露戦争の直前、 台北・台中・台南に、 それぞれ支部を置き活動

を開

警察の慰問、 始した。 された。 支部長は、 官は同会の顧問に推挙され、 の夫人からなる。 人会台湾支部が発足した。 !同副支部長に推挙された。 翌年二月、 台湾支部の評議員は、 民政長官夫人 (後の総務長官夫人) より、副支部長は、 災難見舞及び天然痘予防などの社会救済事業であった。 初期の活動は、主に日露戦争における恤兵寄附金の募集と寄附、 愛国婦人会の三支部は、 会員は、名誉会員、 後藤民政長官の夫人和子は同支部長に、 それ以後、 財務局長夫人、 顧問は、 後藤民政長官の提議により、 専売局長夫人、土木局長夫人等の総督府高等文官の夫人中より構成 特別会員と通常会員に分けられ、 民政長官 (後の総務長官)、総督夫人または軍司令官夫人より、 警視総長夫人または覆審法院長夫人等より推挙 総督府警務本署長大島の夫人である大島富子 同支部が設立された当初、 上記の三支部が併合され、 主に官僚の夫人、及び本島名望家 「匪徒」討伐に出動された軍人・ 総督府後藤民政長 新たに 2愛国

年一一月、ゴルフクラブは、会員募集を開始し、

ゴルフ場を建設した。大正七年六月一日、台湾淡水においてリンクスオープンの記念式典が開催され、そして、翌

会員大会が開かれた。その会員大会において、

台湾ゴルフクラブ

された。このほか、総督府は、総督府官僚を出向させ、 台湾支部と同じく、 のほか、 会計課長・地方部長等は、 の活動に参与させた。このうち、総督府の文書課長・台北庁長・財務局税務課長・蕃務本署庶務課長・ 演説会、 総督府高等官僚の夫人を中心とした台湾婦人慈善会、 新年会等を通じ、総督府官僚たちの社交場を提供した。 総督府官僚の官等に応じその夫人が会長・理事・支部長に充てられ、 同支部主事、 蕃地部理事、会計監督に就任したことがあった。この愛国婦人会台湾支部 同支部の主事を兼任することにより、 台湾赤十字会もある。これらの組織は、 慈善音楽会、 愛国婦人会台湾支部 スポーツ大 愛国婦人会 秘書課長・

郎 ゴルフを実演した後、台湾でのゴルフクラブ創立とゴルフ場建設を要望した。同年、 台北公園内に野球とテニスの試合が行われた記録がある。ゴルフの端緒は、フィリピンから帰台した台湾新聞社長 ゴルフについて記述がある。 松岡富雄から始まった。かつて下村民政長官の秘書官であった石井光次郎は、その『回想八十八年』に、 棟方達也の研究によれば、 技とされるテニス・野球・ゴルフは、いつ台湾島内に導入されたのかについては、今まで定説がなさそうである。 〈の間に広がり、ブームとなり、その後、島内に広がった。 その席上において、下村長官と石井にゴルフクラブと球、それに鋲をうちつけた大きな編上靴をプレゼントし、 台湾銀行頭取桜井鉄太郎らの協力を得、 総督府官僚は、 ゴルフを通じ、 遅くとも大正五年ごろ、囲碁・将棋・カルタ・ビリヤード等の室内ゲームは、 石井の回想によれば、フィリピンから帰台した松岡は、下村長官と石井を料亭に招待 官僚の間、 かつて清国時代の台北練兵場跡であり、 台湾財界との間に交流を深めていた。 野球とテニスについて、明らかなことは、 松岡らは、 陸軍が所有している敷地内に 近代スポー ツの三大球競 淡水税関長原鶴次 大正六年、 台湾での 内地民間

Ιţ 名誉会長と会長、 委員を選出した。 棟方達也の調査によれば、 当時 同クラブの役員と一二名の会員は、 次の

とおりである。

役員 (大正八年一一月現在)

名誉会長 下村宏 (民政長官)

会 長 桜井鉄太郎 (台湾銀行頭取)

員 長兼水産課長)・菊池武芳 (財務局主計課長)・三巻俊夫 (台湾倉庫会社専務取締役)・安田龍太郎 石井光次郎 (総督府官房秘書課

長

秘書官)・藤野幹

(<u>殖</u> 產

[局糖務課長)・田坂千助

(殖産局

商工課

黍

員 (大正八年一二月現在)

(台湾銀行淡水所長)・川辺盛秀 (台湾銀行秘書課

会

湾銀行監督課勤務)・三巻俊夫・加福豊次 (殖産局林務課長)・田坂干助・辰野亀男 桜井鉄太郎・藤野幹・姫野安夫 (台湾銀行淡水所長)・佐田家年 (台湾銀行理事)・安西千賀夫 (財務局会計課

長)・松岡富雄 (台湾新聞社長)・永田與 (台湾銀行助役

注:下線は総督府文官官僚であることを示す。

ラブ委員長に推挙された。 この台湾ゴルフクラブが発足してまもなく、役員の変動があった。 会員も下村民政長官、石井光次郎等の内地帰還によって、大いに変動した。 桜井会長の内地帰還に伴い、原鶴次郎が同ク また、 昭和

督府交通局改良課長事務取扱)・松井実

(台湾銀行)・有田勉三郎

(華南銀行副頭取)・久米孝藏

(勧業銀行支

中京法学45巻1・2号(2010年) 太郎 郎 信 銀行)・小山三郎 本山文平

名が挙げられる。 には、 同年五月、 三年一月、 和三年現在、 大正一三年には、七五名に増加している。昭和三年七月に出版された台湾通信社長田中一二の 「天狗揃の台湾ゴルフファー総まくり」として、同クラブのメンバーが収録されている。 社団法人台湾ゴルフクラブが台北において設立され、役員も交代した。 台湾ゴルフクラブは、第四回会員総会において、同クラブを法人化することに決し、総督府に上申する。 「上は総督長官を初めとし下は三井の部長級社員に至るまで、正に百頭を超す」とし、 また、 会員も初期の一二名から 『台湾の新人旧人』 それによれば、 会員は、 次の 昭

締役頭取・台湾鉄道会社長)・坂本素魯哉 (彰化銀行専務取締役)・酒井雪介 (台北州内務部長)・津久井誠一 長)・深川繁治 (総督府交通局逓信部長)・海野斐雄 (総督府交通局技師)・山中義信 物産)・早崎芳雄 (総督府殖産局商工課長)・山崎良邦 (製脳会社)・バツトラ (英国淡水領事館)・ホッグ (テイト商会)・木下 倉庫会社専務取締役)・後藤文夫 (三井物産支部長)・上林熊雄 (三井物産)・三沢亀二 (三井物産)・井上孝三 (三井物産)・林田新藏 (交通局総長)・久宗董 (台湾銀行理事)・松岡富雄 (台湾新聞社長等兼務)・古賀三千人 (台湾商工銀行取 (三井合名会社)・今川淵 (総督府警務局長)・大越大蔵 (台湾電力会社理事)・井村大吉 (台湾日日新報社)・三巻俊夫 (三井物産)・菅沼邦彦 (三井物産)・平井三代治 (三井物産)・戸水昇 (交通局汽車課長)・妻木栗造 (台湾製糖会社社長)・村松一造 (貯蓄銀行専務)・横光吉規 (総督府専売局庶務課長)・白勢黎吉 (総督府交通局鉄道部長)・山瀬肇 (総督府総務長官)・後宮信太郎 (台湾製紙会社・台湾製紙会社長)・高須時 (華南銀行)・ (総督府交通局監理課 照屋宏 (三井 (台湾 (総

菅八郎 店長)・梶原善雄 (製脳会社)・白石要人 (製脳会社)・速水和彦 (勧業銀行)・唐仁原景俊 (高砂麦酒会社重役)・伊藤兼吉 (税関長)・杉浦慎吾 (総督府鉄道部工作課長)・肥後誠一 郎 (日本香料薬品 (製脳会社)・

松本晄吉 (大阪汽船会社基隆支店)・仁田利助 (不明)・竹内虎雄 (鈴木商店)・坂本信道 (商業銀行重役)・曽

株式会社取締役)・水谷勝三郎 (三十四銀行)・柳原賢太郎 (不明)・諏訪礼次郎 (大阪汽船会社基隆支店長)・

我純太郎 (商業銀行重役)・土居才吉 (華南銀行)・菊川丈夫 (華南銀行)・上田熊次郎 (不明)・岡崎文雄 (不

明)・加藤恂四郎 (三井合名会社)・岩崎真一郎 (三井合名会社)・三沢糾 (台北高等学校長)・中屋重治 (不明)・

慎哲 (塩水港製糖社長)・皿谷広次 (塩水港組合重役)・森広藏 (台湾銀行副頭取)・近藤喜恵門 (近藤商会)・

稲葉福四郎 (倉庫会社)・佐倉侃二 (大倉商事)・磯永吉 (南洋倉庫)・矢田順一 (南洋倉庫)・隣小坊 (彰化銀

行)・須田一二三 (総督府鉄道部庶務課長)

注:下線は、 会員が総督府官僚であることを示す。

理事、 金融界らの高級幹部と、 ここに示されたように、 台湾新聞社長松岡富雄をはじめとする台湾の各新聞社長、 総督府警務局長本山文平をはじめとする総督府高等官僚がいる。 会員一〇〇名余りの内、 台湾電力会社理事大藏大越をはじめとする台湾企業界の社長、 華南銀行副頭取有田勉三郎をはじめとする台湾の 台湾ゴルフクラブは、 総

(2) 体育大会と県人会

督府高等文官と台湾実業界の社交場となっていた。

このゴルフクラブが台湾企業界、 総督府高等文官という台湾の政治・経済・金融支配者たちの交流の場と言える

会議、

般人の交流の場であろう。 短艇競漕、陸上競技、 劇場等の体育会と、 内地県別、 出身校により成立された県人会等は、

その後、 樺山総督は、 官民の交流の場として使われていたが、明治三九年八月、 た。(中略) 其の官民共同の公会堂として、あらゆる公私の会合に使用せられしこと幾百回なるを知らない』ほど、 如し) の意をとり、 明治二八年一二月一八日、 台北官民合同新年会等の式場として活用された。 明治四一年一一月一日、竣工した鉄道ホテルは、 同書院が淡水川の畔にあることから、また「論語」の「君子之交淡如水」(君子の交り淡きこと水の 同施設を淡水館となづけた。それ以来、淡水館は、「総督府文武官吏協同の倶楽部に充てられ 総督府は、 台北城内にある東瀛書院の改築工事を行った。 総督府は、老巧化した淡水館を閉鎖することに決定した。 淡水館の代わりに、婦人慈善市、 改修工事が竣工された後、 風俗改良会、地方長官

お 県出身者を中心とする香川県人会、福井県出身者と縁故者を中心とする福井県郷友会 (明治三七年一月結成)、山 設立されたものである。 けられる綜合体育大会を開催するようになった。また、明治四二年から、 れを契機とし、 長とする台湾体育倶楽部が発足した。 いて北部短艇競漕大会を、南部で打狗港において南部短艇競漕大会をそれぞれ定期的に行うようになった。 この一般官民が列席できる全島的な綜合運動会のほか、各種な校友会と県人会は、 方、明治三六年一月一一日、後藤民政長官を会頭、大島警視総長を副会頭とし、 毎年の四・五月ごろ、台湾体育倶楽部は、陸上競技のほか、馬術、 県別に成立された郷友会には、沖縄県出身の台湾在住者を中心とする沖縄県同郷会、 同年三月、台湾体育倶楽部は、 台北武徳会演技場で陸上競技会を行うが、こ 台湾体育倶楽部は、 自転車競走等の競技種目まで設 内地人官僚、民間人との間に 柳生一義台湾銀行頭取を理事 北部で淡水河の畔に 香川

口県出身で台北在住者を中心とする台北山口県人会等の内地出身県別の同郷会等が上げられる。

出身校別に結成さ

部同好会、

台湾将棋連盟本部等があった。

景福会、 た校友会には、 台中師範学校卒業生を中心とする同窓会等がある。 台北高等商業学校卒業生を主要の会員とする緑水会、 台北医学専門学校並び台北帝国大学付属医学専門部卒業者を主要の会員とする南溟会 (大正一一 このほか、 台北帝国大学付属医学専門部卒業生を中心とする 職業別と趣味別に結社された鞍馬会、 鉄道

州文書課に勤めている吉田信義・総督府交通局鉄道部工作課の上坂正一・総督府殖産局農務課の野坂真三と鈴木進 が分かった。 婦人会台湾本部のような組織とは異なるし、 れるその会員のなかには、 総督府理蕃課勤務の石田貞介・総督府交通局鉄道部勤務の林薫・総督府専売局煙草課勤務の高橋衛等の名が挙げら 永田・今川・酒井は、 五郎・三村三平・永田正吉・藤田直太郎・今川淵・酒井雪介等の名前がある。このうち、 簿には、 郎及び台北州勧業課の桑名令三等がいる。)同会役員と評議員名簿には、 こうした民間団体において、在台湾の内地民間人、 名誉会員と歴代会長として、子爵竹屋春光のほか、 例えば、 現役の総督府高等文官として同会会長に推挙されたのである。 昭和一二年一月に編纂された、 総督府内務局地方課に勤めている河野恒雄・台北州警務部に勤務している吉田鶴吉・ 現役の総督府文官官僚として、井手薫総督府官房営繕課長・山口透台湾神社宮司 総督府内に形成された官等における上下関係と府県庁といった縦割型 このように、 福井県出身者と縁故者を中心会員とする福井県郷友会会員名 企業家等はもちろん、 出身別と卒業校別の民間組織は、 台湾総督府官僚豊田勝蔵・小濱浄鉱 総督府文官官僚らも入会してい また、 豊田・小濱・寺島 台湾婦人慈善会、 同会の昭和一二年現在 ・林忠夫・寺島小 三村

他方、こうした出身別と卒業校別に結成された民間団体の勢力は、 これは、 通常、 よくいわれる学閥と郷閥である。 例えば、 総督府本府内において、 総督府官僚体制ないし台湾統治に影響を及ば 東京帝国大学法科大学出

純粋な横割型の文官官僚間並び文官官僚と民間人の間の交流団体である

の

官僚社会とも異なり、

明治二八年五月、

樺山総督とともに、

台湾に上陸した総督府官僚らに橋口文蔵がいた。

橋口は、

嘉永六年六月一

は には鹿児島県と熊本県両県出身者の採用が多かった。このようにして、この校友会、県人会は、総督府官僚同僚間(雷) られていた。このほか、鉄道部長に新潟県出身者が就任した間、 身の高等官僚により、府内各局の高等官の大半を占められていたことに対し、中央研究所と台北帝国大学理学・農 そして官僚と民間人との交流を進み、 地方庁でもその傾向が見られる。もともと鹿児島県出身の西郷菊次郎は、 高等師範学校出身者が多い。そして総督府中学校長の椅子は、ほぼ高等師範学校と高等商業学校出身者より坐 北海道帝国大学の卒業生がその研究員と教授のポストを大いに占めていた。 ひいては総督府官僚組織に浸透していった。 同部内の職員は、新潟県出身者が多く採用された。 宜蘭庁長に在任していた間に、 また、 総督府各高等学校長に 同庁吏員

(3) 姻戚と親戚で結ぶ総督府官僚

長等がい 戚関係を持っていた官僚、いわゆる身内的な関係を持った官僚組が幾つかあった。 樺山資紀総督と橋口文蔵殖産局長、 台湾を統治した五〇年史には、ごく少数なことであろうが、同じ時期において、 中村財務局長と鈴木宗言総督府覆審法院長、 田健治郎総督と新元鹿之助鉄道部 たとえば、 総督府に勤める親戚組または姻 総督府高等官僚には、

に赴任した。明治二八年五月、橋口は、樺山総督一行と台湾島に上陸し、総督府民政局殖産部長心得に任じられた。 道技師・北海道農学校長を歴任して、明治二八年三月、連合艦隊司令官に澎湖島行政庁事務官を任じられ、 北海道開拓使御用掛を任じられた。その後、橋口は、農商務省御用掛・北海道事業管理局・北海道庁理事官・北海 日に薩摩藩士橋口兼三の長男として生まれた。 明治一四年六月、アメリカに留学した橋口は、 帰国してまもなく、 澎湖島

時の台湾総督樺山は、天保八年一一月に薩摩藩士橋口與三次の三男、

すなわち橋口兼三の弟として生まれた。

樺山

は二六才の時、 兼三の長男であり、 同藩樺山四郎右衛門の養嗣子になり樺山姓に改姓した。 樺山総督と橋口殖産部長は、 叔父と甥の関係である。 つまり、 橋口は、 樺山総督の長兄である橋

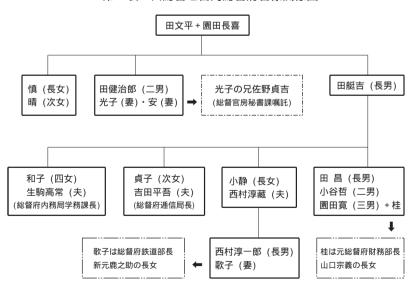
近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚 (王) 胃潰瘍のため、 二年二月二五日に胃潰瘍のため、 それ以後、 山口県玖珂郡愛宕村 (現岩国市) の中村弥惣次の養嗣子になり、中村姓となる。明治二六年七月、東京帝国大学法 た。 総裁として赴任し、台湾を去った。同じ時期に、 ちなみに台湾は、中村兄弟二人にとっては奇数な運命の場であった。 木姓となった。 兄である鈴木宗言は、 事官等を経て、 事務官・民政局財務部租税課長に命じられた。 その後、 科大学卒業生を卒業したのち、大蔵省に入省し、同省試補、秋田県収税長を歴任し、 また、 中村は、 臨時台湾土地調査局長、 判事として、 慶応三年一一月、現広島県佐伯郡五日市村の酒造家柴野宗八の五男として生まれ、 入院中の赤十字病院で他界した。 明治二一年七月、東京帝国大学法科大学を卒業した鈴木は、司法試験に合格し、 明治三三年台湾土地調査局次長に命じられた。 総督府覆審法院長として台湾に赴任した。 横浜地方裁判所・東京控訴院・名古屋地方裁判所を歴任し、 財務局長として活躍していた中村是公と鈴木宗言総督府覆審法院長は兄弟であっ 自宅静養中に六五才の生涯を閉じた。 鈴木は、 財務局長事務取扱・臨時台湾土地調査局事務官・総督府参 大審院判事に命じられ、 中村が、台湾土地調査局次長に任じられた同年、 鈴木は、 明治四〇年、 その五日後であった三月一日、 明治六年、 中村財務局長は、 内地に帰還した。 明治二九年、 明治三三年二月に渡台した。 鈴木正言の養嗣子となり、 判事補に補された。 明治二三年二月 渡台し、 大連へ満鉄副 鈴木は、 中村も同じ 総督府 実

六旦、 愛知県庶務課・学務課 大正期では、 赴任の途に就く。 田総督とその親族がいた。 田は、安政二年二月、兵庫県に生まれた。 地方裁判所・高知県警部・神奈川県警部長・埼玉県警部長を歴任した。 田総督は、 大正八年一〇月に最初の台湾文官総督として任じられ、 明治七年、 熊谷県庶務係官吏に命じられて以来、 日清戦争後、 逓信

東京帝 長 結 0 あ 長 省鉄道局 鹿 み 員 道 Ō 婚して生まれ 実兄 چ و た 児島県 |湾総督 ΙĘ î 通 艇吉は、 部 觧 命 信 長女歌子を嫁入し 長は 田 督府 それ 田 技 国 鉄 田 嵩 道 一般吉で 師 総 から総督府土 大学工科大学を卒業 E も の文官制 5 長 総督と 姻 鉄 以 生 部 就任 歴代 三男四女い を の い来、 戚 歴 道 ま 任 長である た ある。 2総督中 新 任 ħ Ü 期 た長男西村 局 0 田 た総 総督 関係を持つ 花 た。 の支持者 0 元鹿之助 は た な 蓮 てい 末局: 経督で. 次の 総督府 I 府鉄 ಶ್ಶ 港 新 新 Ę か か 畄 آڌ 元 元 う 長女小 た 淳 12 張 道 技 鹿 鹿 ぁ 唯 あ お てい 人の 7 ため、 表が 古参 師 ΰ 之助 之助 局 所 Ll こてま 原 郎 大臣経験者とし 人で 長 Т I 静 接 る。 務 命 ば さ 敬 は の ば 示 あっ 流は、 官僚 総 課 じら ŧ が 台湾 と西村淳 て 唱 この 総督と 長 なく、 新 たように、 督 明 明 えて 治 時 元鉄 府 治 た。 (D) Ü 務 田 四 監 の 新 治治湾 局 藏 総 督 八 か 道 里 ち 渡 逓 た で ılı 課 信 年 な 委

て

第12表 田総督と台湾総督府官僚関係図



表注:本表は、呉文星・広瀬順皓・黄紹恒・鍾淑敏・邱純恵編『台湾総督田健治郎日記』 (上冊 台湾中 央研究院台湾史研究所籌備処 2001年 588頁~589頁)及び国立公文書館所蔵(明治・大正・昭和) 『官員録・職員録集成』(MF版 大正11年・12年現在台湾総督府職員録 日本図書センター1990年) を参照し作成したものである。

光子の兄である。佐野は、 府事務官である生駒高常である。このほか、 田総督が総督に就任した際に連れてこられた。 総督官房秘書課に嘱託として勤務していた佐野貞吉は、 田総督の亡妻

田総督の兄田艇吉の次女貞子、四女和子の婿は、それぞれ総督府逓信局長吉田平吾と総督府内務局学務課長

総督

(1) 総督府官僚の恩給三 退官後の総督府官僚

明治四三年七月一九日、 総督府は、 内閣総理大臣宛に次のような上申案を起案した。

官秘第六二四号 明治 年八月 二日決定 浄書 校合

明治 年 月 日達済

明治 年八月 二日受領

秘丙第二四九号 明治四三年七月一九日立案 文書主任

用再回 [赤文字]

主任 [朱印]

民政長官 委任 [赤文字]

秘書課長 [朱印]

総督 委任 [赤文字]

文書課長 [朱印

恩給上申按

279 (279) 中京法学45巻1・2号(2010年)

た明治四三年五月五日、

慢性胃加答児兼神経衰弱に罹り、

職務に耐え難いとの事由で総督府財務局長を辞任し、

同

応二年六月、群馬県に生まれた。

これは、

元台湾総督府財務局長法学博士 小林丑三郎

二該当候二付同法施行規則二依リ在官年数及恩給年額計算書相添及進達候條相当恩給下賜ノ御詮議相成度此段 右者明治四十三年五月五日疾病不堪職退官候末別紙ノ通リ恩給請求書差出候ニ付遂査覆候処官吏恩給法第二条

上申候也

年 月 日

内閣総理大臣宛 同年五月、 依願免官をした総督府財務局長小林丑三郎の退官に対する恩給の上申書である。 総督

起案されたものである。 月二四日、 総督宛に恩給請求書を提出し、恩給を請求した。 上記の総督府の上申書は、 小林の恩給請求書に基づき

年五月、法制局から台湾総督府財務局長に命じられ、台湾に赴任したのである。しかし、就任してから三年が経っ

一月、高等文官試験に合格した後、大蔵省から法制局へ転任し、法制局参事官に命じられた。

明治二七年七月、東京帝国大学法科大学を卒業し、

同年、

大蔵省に入省し、 小林は、

明治四〇 翌年 小林は、

慶

額計算書を作成した。小林は、在官年数が一五年七箇月で、 た時の年俸額三三○○円に二四○分の六○との恩給の試算基準で計算したのであった。 さて、同年七月二八日、 総督府秘書課は、 小林が提出された恩給請求書などに基づき、 恩給年額が八二五円となる。 その恩給は、 小林の在官年数及恩給年 小林が退官

'の年俸額五五○○円に二四○分の七一との計算基準である。 ^(選) 小林と同時期に退官した大島民政長官の恩給年額は、 一六二八円となる。 その恩給は、 大島民政長官が退官した

其丿在職一箇月二対シ半箇月ヲ加算ス」(同法第一条) とされ、また、上記の文官らが「台湾ニ於テ風土病又ハ流 恩給及遺族扶助料ニ関スル法」による総督府文武官に対する恩給上の特典である。同法によれば、「台湾ニ在勤ス 受ける資格があった。 行病ニ罹リ官吏恩給法第三条第二号ニ準スヘキ者ニハ恩給及増加恩給ヲ給ス」とし、そして「台湾ニ於テ風土病又 ル文官判任以上ノ者ニシテ三箇年以上引続キ在職シタル者ニハ官吏恩給法並官吏遺族扶助法ノ在官年数計算ニ於テ 加工」た。それゆえ、大島の恩給年額請求は、 の年数となっているため、「恩給年額ハ俸給年額ノ二百四十分ノ六十トシ十五年以後満一年毎二二百四十分ノーヲ 小林は、いずれも一五年以上文官官僚として勤めており、且つ上記恩給資格の ノ者ニ給スヘキ恩給ハ十五年ノ額ト」し、在官年数に応じ、 毎二二百四十分ノーヲ加へ満四十年ニ至テ止ム但在官四十年以上ノ者ニ給スヘキ恩給ハ四十年ノ額又ハ十五年未満 在官満十五年以上十六年未満ニシテ退官シタル者ノ恩給年額ハ俸給年額ノニ百四十分ノ六十トシ十五年以後満一年 退官した官僚は、文官恩給を受ける資格がある。恩給年額は、「退官現時ノ俸給ト在官年数トニ依リ之ヲ定ム即チ ○歳を超え、 おりしも明治二三年六月法律第四三号「官吏恩給法」によれば、文官官僚は、 ここでの大島と小林の恩給年額の計算基準の差異は、 ここに、 大島の恩給基準の七一との基準は、 在職中に、 しかしながら、上記の規定によれば、大島の在官年数が一九年九箇月で、『『 傷痍または疾病に罹り、 年俸額五五〇〇円に二四〇分の六四との恩給基準となるはずであっ 明治三三年三月三〇日、 廃官廃庁または官庁事務の都合により休職とされ満期をして 必ずしも官等により異なっているわけではない 恩給年額基準が異なる。 政府が公布した「台湾ニ在勤スル官吏ノ 在官満一五年以上で、且つ、 項条に該当しているため、 上記の規定によれば、 四年九箇月が加算 恩給を 六

ナルトキハ其ノ受クヘキ恩給年額ノ三分ノニ」となる。つまり、大島は、在官年数の一九年九箇月中、 箇年未満ナルトキハ十五箇年在官シタル者ト同視シ其ノ受クヘキ恩給年額ノ三分ノー」「第一条ノ在職三箇年以上 に応じ、大島の恩給計算基準は、 在勤した年数である一四年三箇月が恩給特典計算の対象となり、在勤年数は一九年から二六年と計算された。 で一日の差で三年となるが、 の在官年数は、 給及遺族扶助料ニ関スル法」の適用時期とされ、内地官僚より恩給計算を加算されたのである。 したのは明治二九年四月から明治四三年七月二七日までの一四年三箇月であったため、「台湾ニ在勤スル官吏ノ恩 .流行病ニ罹リ在官中死亡シタルトキ又ハ之カ為退官シタル後其ノ疾病ノ為死去シタルトキハ」 いずれにしても、 一五年七箇月であったが、台湾に在勤した年数は明治四〇年五月四日から明治四三年五月五日まで 総督府に三年以上勤続し、退官した官僚は、文官恩給の請求と計算基準において特典がつけら 台湾在勤文官恩給特典の対象にならない。こうした結果、大島の在勤年数は、 本来の二四〇分の六四から二四〇分の七一となってい た これに対し、 「第一条ノ在職三 台湾で在勤

れていたことが分かった。 退官した総督府官僚は、 (2) 総督府から退官した文官への土地払下特例 恩給特典を付与されるほか、 総督府からもいろいろな便宜を図ってもらった。

が急減した。そのため、特に対外輸出の支柱産業であった紡績と製糸等の工場が相次いで倒産し、経済不況に陥っ 戦争中、 大正一四年頃の総督府による退官した官僚への土地払下は、その特典の一つであろう。 おりしも第一次世界大戦の好景気で支えられた日本経済は、戦争の終結とともに、戦後恐慌が襲いかかっている。 こうした深刻な経済の不況が進んでいる中に、大正一三年六月、憲政会総裁加藤高明が首相に推挙され、 海外輸出に依存することで、急成長を遂げた日本経済は、 戦後、 欧州諸国の経済回復とともに、 対外輸出 護憲

の減縮と財政行政整理を決意した。

三派内閣を組織した。 藤首相は、 の · 繰延等ヲ決行致シ、之ニ由ッテ既定計画ニ対シ、 回復を図ろうとした。そこで、大正一四年一月二三日に開会された第五〇回議会の衆議院本会議上におい 「議会閉会後政府八直二調査二著手致シ、 加藤内閣は、こうした悪化している経済状況に鑑み、 一般特別両会計ヲ通ジニ億五千六百余万円ヲ減ジ」、 慎重ナル審議ヲ経、 政府部内組織ノ改廃、 財政と行政整理緊縮政策を掲げ、 経費ノ節約、 既設師 て 加

員数の削減を行った。 台湾総督府、 台湾総督府、 このうち、 この加藤内閣が提唱した行政と財政整理の方針のなかに、 南洋庁、 樺太庁、 関東庁と樺太庁に府、 関東庁、 及び南洋庁の官制を改正し、 庁部内に設置された臨時職員定員を改正し、 文官官吏の削減をもって経費の節約に努めようとし、 加藤内閣は、 外地機関である朝鮮総督府、 部内に設置された臨時職

別な優遇を与えた。 支給スルコトヲ得」とし、 年五月一三、 規則第二十一条ノ規定ニ対シ特例ヲ設クルコトヲ得「゚」とし、 の 退官者に対し、「今回ノ行政整理二際シ職ヲ離ルル者ノ帰郷旅費ニ付テハ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ内国旅費 このため、 「事業ノ繰延、 加藤内閣は、 加藤内閣は、 縮小又八整理ニ因リ大正一三年五月解傭セラルル職工ニハ従来ノ例ニ依ラス」「解傭特別手当ヲ 大正 | 三年 | 二月 | 日、 通常より「特別ノ賜金」、 勅令第一一五号を以て、 行政整理により退官させられた外地文官官僚に対し、 加藤内閣は、 行政整理により退官した文官官僚、 または 勅令第三〇〇号を以て、 「特別ノ手当」を支給することになった。 帰郷旅費上に優遇を与えることになった。 賜金と帰郷旅費の支給におい 朝鮮、 嘱託員、 台湾、 雇員、 樺太又は千島国等 続い 傭人者に対 Ţ て特 翌

官制」 台湾総督府について、大正一二年一二月二五日、 と「台湾総督府地方官官制」を改正し、 従来設置されていた逓信局、 加藤内閣は、 勅令第四二七号と四三二号を以て、 鉄道部、 土木局、 法務部を撤廃し、 「台湾総督府 新

(3) 総督府官僚の退官後の進路

模な行政整理が進んでいるなか、台湾総督府でも、淘汰された総督府文官官僚は、再就職口がなかなか見つからず、 任文官が七二三人、合わせて七八七人あまりが淘汰されることになった。 制改正をした結果、台湾総督府は、府内各部局の併合と官制が改正され、台湾総督府には、高等文官が六四人、判 府の高等文官と判任文官の定員を大幅に削減し、総督府の財政ないし中央政府の財政を改善しようとした。この官 たに交通局を発足させ、さらに台湾総督府港務所を撤廃し、港湾管理業務を総督府の各州に移転したりして、 しかし、このような内外地にわたる大規

退官した官僚の再就職問題が浮上した。

日迄に出願すべき」と通牒を発し、退官した官僚に、土地を売渡すことを決定した。 但し特別の事情あるものは総督の承認により二倍以内に増加し得べく、出願に就いては便宜を与ふべきに付二月十 金だけではなく、退官後の再就職などにおいても便宜をうけていたことが分かる。 周辺の住民から反対運動により、中止せざるを得なくなった。いずれにしても、台湾総督府の退官官僚は、 の台湾定住を図ろうとした。大正一四年一月、総督府は、退官した総督府文官官僚に対し、「五年以上本島に在住 このうち、総督府は、 尚今後引き続き台湾に永住する相当資力ある者の願出により田畑の適地は十甲歩以内、造林適地は三〇甲以内、 職業紹介所を設け、行政整理中に淘汰された官僚の再就職を斡旋し、 周知のように、この政策は、 退官した総督府官僚

湾総督府の「安撫政策」の一時的な措置であった。 いうまでもなく、大正一三年頃、行政整理により退官させられた官僚に対して、各種の便宜を与えたことは、

当時渡台したるは、万死を期したる。」という所とされるため、 もともと台湾領有初期において、台湾は、「瘴癘の気に満ち、且つ醒風惨たる」とされ、「軍人官吏以外の士にて 台湾に就任した総督府官僚らにとっては、必ずしも

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚 (王)

府 魅力な勤 の 職を離れた総督府文官官僚らは、 務地ではなかった。 そのうえ、 島内での再就職はなかなかできない。このうち、木村匡、 統治初期において、 台湾では、民間企業と会社が少なくて、 服部甲子造らは、 一旦台湾総督

内地に帰還せず現地に事業を展開する極めて稀な総督府退官官僚である。

び台湾に戻った。 旦 行に併合された。 の改正調査を命じられた。ところが、学制改正方針をめぐり、後藤民政長官との意見衝突が激しく、『 課長・学務課長を経て、明治三三年九月四日、 渡台した木村は、総督府官房文書課長心得兼経理課長陸軍監督部御用掛・総督秘書官兼文書課長・文書課長・殖産 (ホテルで開催された台湾商工銀行取締会上において、 (に推挙された後、京都に帰り、三十四銀行京都支店に勤めたが、すぐに台湾貯蓄銀行常務取締役に推挙され、 「へ留学し、 木村匡は、 同委員長を免じられ、 帰国後、 万延元年二月、 この併合に伴い、 明治四五年七月、 高等商業学校教授に命じられ、 ついに、 旧仙台藩士木村景直の二男として生まれた。 翌月二八日、 木村は、 台湾貯蓄銀行が台湾商工銀行と吸収合併を行い、 台湾商工銀行頭取に推挙された。その後、大正一四年一一月二日、 総督府諸学校規則改正取調委員長に任じられ、 休職を命じられた。 明治二八年六月一三日、 引退を表明し、長年にわたる台湾での政界、 休職してまもなく、三十四銀行の台湾総支配 その後、 台湾総督府官吏として、渡台した。 三菱商業学校の学業を終え、 台湾貯蓄銀行は、 総督府所属学校学制 翌年一月二八 財界入りとの 台湾商工銀 再 英

井上篤らも、 Ш 原・ がた服部甲子造 木村と同時期に退官した総督府官僚において、 花田・井上らは、それぞれ弁護士名簿に登録し、 退官後、 総督府覆審法院判官として勤めた瀧野種孝、 台湾に滞在した。 木下は、台湾日日新報社に就職し、 かつて総督府事務官に勤めた木下新九郎、 弁護士開業をした。 総督府高等法院判官川原義太郎、 つまり、 同社の新聞主筆に勤め、 この時期におい 同府事務官刑事課長に 同判官花田元直 服 部 総督府官 瀧野

二段飛び生活を終えた。

役に就任した。

総督府殖産局技師相馬半治は、

退官後、

明治製糖会社長に就任した。

郎

ば

その会社副社長に充てられたことがある。

同会社の理事には総督府秘書官兼文書課長野沢外茂吉、

台北州知

僚が退官した後、 撲滅及び内地会社が台湾への進出することに伴い、 この退官後、 台湾に再就職がなかなか見つからない明治期に比べれば、 台湾で再就職ができたのは総督府判官と医院医員で、 総督府官僚は、 退官後、 弁護士と医院という独立開業が多かった。 大正期からは、 内地に帰還せず島内に再就職すること 台湾治安の 風土病

が多くなった。

Ιţ た小松吉久は、 られる。このうち、高木は、 た高木友枝、 二年四月、 総督府官僚を辞め、 台北庁事務官・台北庁庶務課長を辞めた河村徹は、 同社の職を辞め、 総督府事務官・総督府通信局長等を歴任した井村大吉、 台湾拓殖会社常務理事に就任した。 退官後、 台湾に再就職した元総督府官僚のなか、 台湾炭業株式会社長に推挙された。 台湾日日新報社常務取締役副社長に就任した。 台湾電力会社長、 井村は、 台中州郡守等を経験した三村三平は、 台湾日日新報社長、 関東庁内務局殖産課長・台中州知事等を経た日下辰太 退官後、 総督府技師・総督府医院医長・医学校長等を歴任し 台南州知事等を経て退官した枝徳二等が挙げ 台湾製脳会社の取締役に就き、 枝は台南埤圳管理者にそれぞれ就任し 総督府台北監獄長・ 退官後、 彰化庁長などを経 台湾製脳会社取 そして昭和

周知のように、 府土木部技師・総督府交通局道路港湾課長を歴任した松本虎太、総督府土木局長角源泉、 の資本として成立された会社である。 このうち、台湾総督府の事業会社である台湾電力株式会社と台湾拓殖株式会社への退官した官僚の再就職 人事権を握っている。 大正八年八月に設立された台湾電力株式会社は、総督府が所管した島内の発電、 このため、 成立された当初、総督府は、 台湾電力株式会社の経営陣に、 総督府殖産局官僚を同社の監理とし、 上記の高木社長のほか、 総督府殖産局長田端幸三 基 送電施設等を出資 |隆港局技師 会社の営 は多い。 総督

には、 に伴い、退官した総督府高等官は、その企業の社長、 人に総督府文官官僚渡辺與一が就任したことがある。 産局技師土肥慶太郎、 野口敏治、 総督府基隆税関長川副 総督府税関長川 同社台湾支店長に花蓮港庁長森万吉、 龍雄が同社経理課長に、 副龍雄、 総督府技師大越大藏等の名が挙げられる。 つまり、 支店長、 同社文書課長に基隆市尹桑原政夫、 同社拓殖課長に総督府殖産局技師山田伯採、 理事、 大正期から内地企業と総督府が出資した企業の増 取締役への就任することが多くなった。 また、 台湾拓殖株式会社の経営 同社土地課長に総督府 同社支配

して 判官瀧野、 このうち、 士 た総督府官僚の名が挙げられる。 の した総督府官僚も目立つようになった。このうち、前述の弁護士に登録し、台湾で弁護士活動をした元総督府法院) ほか、 |めていた高等官僚が一三二名、 ・た台北病院医員であった吉田幸夫・台北市内に谷口医院を開業した台北医院内科医長であった谷口厳等の退官し こうした事務系と技師の総督府高等官は退官後、 総督府事務官鼓包美・地方理事官津田毅一等が弁護士となり、 自ら起業し、 を刊行した。この 自ら高山商会を設立し、 井上、 四七名の元総督府高等官僚と四〇名の元総督府判任官官僚は、 川原らのほか、 弁護士事務所や私立病院、 『台湾人士鑑』に収録された退官した台湾総督府官僚には、 総督府属、 昭和一二年九月に、 台湾と内地間の米穀を取り扱う元阿緱庁長の高山仰・台北に吉田歯科医院を開業 大正期においては、 巡查、 商会、 書記官など元総督府判任官が八三名、 総督府の事業会社へ天下りしたのに対し、一旦総督府から退官 台湾新民報社は、 例えば、 商店を経営して、 総督府法院判官安田勝次郎・総督府検察官土屋達太 弁護士事務所を設け、 または街庄長に推挙され、 同社発刊五周年の記念事業のため 台湾島内各地の街庄長に就任しているこ 元総督府局長、 合わせて二一五名がいる。 独立開業をしてい 街庄行政. 課長クラスに

いうまでもなく、 この 『台湾人士鑑』 により、 あくまでも新民報社が 「台湾の政治経済社会教育実業等に従事せ

とが分かった。

る重要なる人士」とされる台湾島内の名人で、 退官した総督府官僚の台湾生活とその実態を垣間見ることができよう。 退官後、 滞台の総督府文官官僚全体を綱羅するわけではないものの、

小 括

内地政治、 省庁官僚・府県知事を台湾総督府各部局長・地方州知事・総督府勅任官・奏任官・事務官・参事官・警視に任命し、 系統の文官総督は、 総督が台湾に施行されて以来、それまで形成された総督府内の独自な昇進体制が崩壊した。 高等官は少なかった。ところが、大正八年、田健治郎の台湾総督体制の就任を契機とし、すなわち政党系統の文官 藩閥内閣が任命された武官総督期では、 三つの段階に分けられ、 就任資格、 府官僚の人事は、 司法などのすべての統治権限を握っていた。このため、 もとより議会、 ことに総督府内の局長、 すなわち明治期における武官総督、大正八年からの文官総督、 すなわち中央政局に深く影響されていたものの、 台湾総督・民政長官または総務長官人事が中央政局に深く関わっていた。このほか、 政党等の勢力が存在しない台湾では、 政党内閣の更迭に伴い変動した。このため、文官総督は、台湾に就任するやいなや、 中央政局に深く影響されている。このうち、武官総督期、 課長という高等官人事は、 総督府官制改正により総督府内の人事変動が示したように、 総督府官僚制度は、 ほぼ府内の高等官から選任され、 総督府官僚は、 台湾総督府は、 台湾での立法・行政・教育・ 昭和初期からの武官総督制の復活により、 独特な官僚体制が派生した。 内地文官制度を踏襲し、 すなわち藩閥内閣時期における 内地から直接派遣された 台湾総督府では、 台湾総督府人 総督府· 衛生・警察・ 台湾総督の 内地中央 台湾総督 人事が 政党

近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚 (王) (288) 288 僚間、 陥り、 め つまり、 官等という総督府高等官・判任官・雇員・嘱託員という社会の上層階級として総督府高等官僚社会が形成され 本島の民間人が列を作っての盛大な歓迎を受け、 官僚より、 り截然と区切られ、 督府に官僚を派遣し、 方針の施行に伴い、 任命するようになった。 総督府高等官人事の大更迭ばかりでなく、 官制改正に伴い肥大化された台湾総督府は、 この産業、 台湾社会の唯一な権力機関として、台湾の行政、 内地官僚と外地官僚の間に転任または交流が盛んになった。 台湾における政治社会は、 俸給・官舎・洋行等に優遇されていた。 台湾総督府官僚は、「天皇の役人」として、 金融を独占することにより、 階級が厳格な社会であった。 台湾総督府を含む内外地官僚の転任が盛んになった。 台湾総督府官僚は陸海軍軍政司政長官、 後期武官総督期において、 内地人対本島人ではなく、 内地中央省庁高等官・府県知事らの高等官を直接に台湾総督府高等官に 所管業務の拡張をともない、 次第に集団「惰性化」という台湾総督府版「パーキンソン法則」 ことに台湾における総督府高等官僚は、 雲上的な存在であった。 かれらは、 とくに昭和一七年ごろ、 内地官僚と同じく官等・俸給・ 教育ばかりでなく、 支配者対被支配者という構造が形成され 島内巡回、 陸軍軍政官に命じられ、 このうち、 総督府の機構と官吏の数も拡大する一方 このため、 内地からの帰任の際、 産業、 東条内閣が制定した 金融等を管轄していた。 内地中央省庁、 台湾社会では、 占領地に派遣され、 官舎・服制ないし礼式によ 本島人はともかく、 部下や内地ないし 「内外地一 府県は 総督

任官

嘱託

雇員及び州・庁・郡等の公吏を含む総督府官僚が二万五千人あまりにのぼった。

僚への格上げ等が目立っている。

その結果、

総督府は、

総督府部局が拡大する一方、

判任官待遇という執務上に必要性が乏しく官

この

総務長

内地

外地官

統治の末期までに高等官・判

総督府は、

官僚の肥

大化と集団

「惰性化」

の怪法則に陥っていた。

となった。とくに、大正期から総督府は、街庄長さえも奏任官待遇、

289 (289) 中京法学45巻1・2号(2010年)

11

- 伊藤博文『秘書類纂台湾資料』、秘書類纂刊行会、一九三五年、二三九頁
- 2 1 原奎一郎『原敬日記』第一巻、福村出版、一九六五年、二三〇頁、明治二九年二月二日の条。
- 3 『官報』第三八二三号、明治二九年三月三二日、四九〇頁。
- 4 『官報』第一二二一号、 明治二〇年七月二五日、二四二頁~二四五頁。
- 6 5 第1表は『旧植民地人事総覧』(台湾編一、明治二九年一一月一日現在)より、第2表は台湾総督府 『官報』第三一〇三号、明治二六年一〇月三一日、三六八頁。

府報

年各号より作成

- 7 (8) 乃木総督蒞位の訓示。台湾総督府編『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂』、台湾成文出版、一九九九年復刻版、二六頁~二 台湾国史館台湾文献館藏『明治二九年台湾総督府公文類纂 永久保存追加。〇〇一一九 _ _
- 9 10 台湾省文献委員会『日拠初期官吏失職档案』、一九七八年、九頁~一五頁。 『日拠初期官吏失職档案』、三二頁~一〇〇頁。
- 12 『官報』第四三九七号、明治三一年三月三日、二六頁。

台湾国史館台湾文献館藏『明治三〇年台湾総督府公文類纂 永久保存甲種』〇〇一二二 七。

- 14 13 鶴見祐輔『後藤新平』、第二巻、勁草書房、一九六五年、七一頁 台湾総督府『府報』及び内閣官報局『官報』明治三一年一一月と一二月各号。
- 15 台湾国史館台湾文献館藏『明治三四年台湾総督府公文類纂 甲種永久』〇〇五八〇 二二。
- <u>16</u> 台湾国史館台湾文献館藏 『府報』第一〇五九号、明治三四年一一月一九日、四六頁~四七頁。 『明治三四年台湾総督府公文類纂 永久追加。〇〇六八〇

19 18 台湾国史館台湾文献館藏 府報 第一〇〇四号、 明治三四年八月一七日、 『明治三四年台湾総督府公文類篡 四五頁。 永久追加 〇〇六八〇

四四

20 台湾国史館台湾文献館藏 『明治三四年台湾総督府公文類纂 甲種永久。 〇〇六八〇 〇〇五八〇 ー 九 <u>=</u>

『明治三四年台湾総督府公文類纂

永久追加。

 $\widehat{22}$ 同上。 $\widehat{21}$

台湾国史館台湾文献館藏

- $\widehat{24}$ 23 台湾国史館台湾文献館藏 台湾国史館台湾文献館藏 『明治三四年台湾総督府公文類纂 『明治三四年台湾総督府公文類纂 永久追加。 永久追加。〇〇六八〇 〇〇六八〇 ー 九
- 25 『官報』第五五〇八号、 明治三四年一一月一一日、二〇九頁~二一一頁
- 27 26 台湾国史館台湾文献館藏 『府報』第一〇六二号、 明治三四年一一月二二日、六四頁~六五頁。 『明治三四年台湾総督府公文類纂 永久追加。〇〇六八〇
- 29 $\widehat{28}$ 台湾国史館台湾文献館藏 台湾国史館台湾文献館藏 『明治三四年台湾総督府公文類纂 『明治三四年台湾総督府公文類纂 永久追加。 永久追加。〇〇六八〇 〇〇六八〇 — 五
- 30 『官報』第三一〇三号、 明治二六年一〇月三一日、三六八頁。
- 32 31 もの。なお、 秦郁彦 "府報』号外、大正九年九月一日、二頁。 『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会 明治二一年から明治二六年までの集計は、 試験合格者と東京帝国大学法科大学卒業生の入省採用実数である。 一九八一年 四四七頁~四五五頁) より集計した
- 33 34 府報 府報 号外、 第二三五八号、大正九年一一月二八日、 昭和三年七月二二日、一頁。 九〇頁
- 35 府報 第一二四一号 昭和六年五月一〇日、二二頁。
- 36 府報 号外、 昭和六年五月一七日、二頁。
- 37 府報 第一四七六号、昭和七年三月一七日、三六頁
- 38 国立公文書館蔵 『公文類纂』二A 二一一、「行政簡素化実施二関スル件」。

 $\widehat{50}$

- <u>39</u> 同上。
- 41 40 同上。 国立公文書館蔵 『公文類纂』二A 二一一「行政簡素化実施二関スル件」。
- $\widehat{43}$ $\widehat{42}$ 台湾総督府『官報』 台湾総督府『官報』号外 (二)、昭和一七年一一月一日、四頁~七頁。 第一九二号、昭和一七年一一月二一日、七六頁。
- 44 台湾国史館台湾文献館藏『明治二九年台湾総督府公文類纂 永久』〇〇一一九 二〇。
- $\widehat{46}$ 台湾国史館台湾文献館藏『明治二九年台湾総督府公文類纂 永久』〇〇一一九 二〇。

 $\widehat{45}$

神埜務

『クラークの直弟子札幌農学校第一期生

柳本通義の生涯』、共同文化社、一九九五年、二七頁~二一七頁。

- $\widehat{48}$ $\widehat{47}$ 呉文星「札幌農学校と台湾近代農学の展開 同上。 台湾総督府農事試験場を中心として」、中京大学社会科学研究所台湾史料
- $\widehat{49}$ 研究部会 石井満『新渡戸稲造伝』、関谷書店、一九三五年、一九〇頁~一九八頁。 『台湾の近代と日本』、二〇〇四年。

『官報』第三八二三号、明治二九年三月三一日、四九二頁。

- 51 員中に技師も三八人に増加された。 なお、大正一三年一二月、同法令は改正され、総督府部内臨時職員が 営繕、 林野、 河川、 灌漑等三八分野に、 臨時職
- <u>52</u> 外務省条約局法規課『外地法制誌』第五巻 (日本統治下の五〇年台湾)、文生書院、一九九〇年、一六三頁。
- <u>54</u> $\widehat{53}$ 台湾国史館台湾文献館蔵『明治三九年台湾総督府公文類纂 進退二』〇一二三三 五四。

同上。

 $\widehat{55}$ 明治三九年-月-七日総督府専売局技師鈴木益定の特別賞与に付き、総督府より総理大臣宛の稟議案附理由調書 台湾国史館台湾文献館蔵『明治三三年台湾総督府公文類纂 進退追加九』〇〇五六九

同前

<u>57</u> 掲台湾国史館台湾文献館蔵 台湾国史館台湾文献館蔵 『明治三三年台湾総督府公文類纂 『明治三九年台湾総督府公文類纂 進退二。〇一二三三 五四。 追加三七』〇〇五六一

58 掲台湾国史館台湾文献館蔵 明治三九年一月一七日総督府専売局技師鈴木益定の特別賞与に付き、 『明治三九年台湾総督府公文類纂 進退二。 総督府より総理大臣宛の稟議案附理由調書 五四

同前

- (59 同上
- (6) 『台湾日日新報』第二三二号、明治三二年二月一三日、二頁。
- 61 新高堂編輯部『台湾文官普通試験問題集』、新高堂、一九一七年、五頁~八頁 台湾総督府『府報』第三八七号、明治三一年一〇月一四日、一六頁~一七頁。
- 63 62 国史館台湾文献館蔵『明治三四年台湾総督府公文類纂 進退追加二二』〇〇七〇四
- (6) 『官報』第一六三六号、大正七年一月一八日、二八八頁~二八九頁。
- (66) 台湾総督府『府報』大正一三年各号。
- (67) 外務省条約局法規課『外地法制誌』第五巻、一八九頁。
- 68 明治四三年一二月、総督府が発した内訓第二〇号「嘱託員採用内規」。台湾総督府警保局編『台湾総督府警察沿革誌』 緑陰書房、一九八六年復刻版、二三九頁~二四〇頁。
- 台湾国史館台湾文献館所蔵『明治二九年台湾総督府公文類纂 二』〇〇一一六
- 70 興南新聞社『台湾人士鑑』(昭和十八年版)、湘南堂書店、一九八六年復刻版、二一一頁。
- $\widehat{72}$ 外務省条約局法規課『外地法制誌』第五巻、一八六頁~一九〇頁。

瀬戸山兼斌『官公吏通義』、台湾法制研究会、一九三四年、七頁~二〇頁

(73) 同上。一八八頁~一八九頁。

 $\widehat{71}$

<u>69</u>

- (74) 鶴見祐輔『後藤新平』第二巻、二四九頁。
- (75) 台湾総督府『府報』第八〇九号、明治三三年八月三一日、三〇頁
- 八日 台湾国史館台湾文献館蔵『明治三八年台湾総督府公文類纂 後藤民政長官のあとを受け、 臨時台湾土地調査局長に命じられ、そして明治三七年一一月一八日、同府専売局長 四 0 1 10 九 七。 なお、 中村は、 明治三五年一一月

兼任を任じられた。

- 76 興南新聞社『台湾人事鑑』(昭和十八年版)、四四五頁
- のである 秦郁彦 『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会 一九八一年、四四七頁~六四三頁) より集計したも
- 78 興南新聞社『台湾人事鑑』(昭和十八年版)、二八七頁。
- 同局農務課事務官楊基詮 (小柳基詮)、新竹州産業部長林徳欽 同上。三二六頁。なお、この時期に総督府高等文官として起用された本島人に、殖産局商政課事務官張水蒼 (長村蒼樹)、 (林恭平)、台北州商工水産課長黄介騫、 台東庁勧業課長林
- 80 台湾総督府『府報』第二四七四号、明治四一年七月一二日、二九頁。

伯可 (小田原伯可) 及び専売局煙草課長(林秀旭 (松林秀旭) らがいる。

- 『台湾協会会報』第八三号 明治三八年八月、二七頁

81

- 83 82 台湾国史館台湾文献館藏『明治二九年台湾総督府公文類纂四ノ乙』〇〇〇五九 一。 台湾総督府官房臨時国勢調査部『昭和十年国勢調査結果表』、一九三七年、三二頁。
- 84 内閣官報局 "法令全書』(第九巻一)、原書房、一九七五年復刻版、二九三頁~二九四頁。
- 86 85 同上。 台湾国史館台湾文献館藏『自開府至軍組織中台湾総督府公文類纂
- 89 88 87 同上。 台湾総督府『府報』第三三三号、明治三一年七月二〇日、七一頁。 台湾総督府『台湾総督府民政事務成蹟提要』(明治三十二年度分)、成文出版社、一九八五年復刻版、二一頁。
- 90 『官報』第四七一八号、明治三二年三月二八日、四九二頁
- 91 『旧植民地人事総覧』(台湾編一)、日本図書センター、一九九七年復刻版、一八二頁~二四三頁。
- 92 台湾総督府 『府報』第一三七五号、明治三六年七月一四日、二三頁。
- 93 台湾総督府警保局編『台湾総督府警察沿革誌』>、緑陰書房、一九八六年復刻版、 四四九頁。

- (9) 大正元年一〇月五日勅令第三〇号「懲戒又八懲罰ノ免除ニ関スル件」。 内閣印刷局 『大正年間法令全書』 第一巻 (二)、
- 95 台湾総督府『台湾総督府事務成蹟提要』(明治三十二年度分)、二〇頁

台湾総督府警保局編『台湾総督府警察沿革誌』 >、四二六頁

原書房、一九八四年復刻版、三八頁

96

- 97 れるため同局が附近土匪襲来と虚偽報告事件に対し、同局長土器屋佐吉に免官処分を決議したとの辞令であった。 載の端緒は、明治三五年四月一七日、『府報』第一〇四一号である。同号によれば、総督府文官普通懲戒委員会は、 分の一減俸処分と懲戒辞令を掲載した。 総督府が所属官僚の懲戒辞令案を『府報』に掲載することを決定して以来、同府所属普通文官の懲戒辞令の また、同日に、総督府が台北庁新庄支庁警察官吏派出所詰警部補大村政次郎の無許可外出事件に対し、 昨年一一月二三日、新営庄郵便電信局より電報送信の為呼出を受けたる応対を約三〇分遅延し、その遅延責任を逃 一箇月間月俸三 『府報』 同月
- 99 98 台湾総督府『台湾総督府事務成蹟提要』(明治三十六年度分)、三六頁。 次の通り。 台湾総督府 府報 明治三六年度分による集計である。詳細は

明治三六年二月一三日『府報』一二九二号、二九頁

台湾公学校訓導呉育仁が職務不都合により譴責 明治三六年三月一四日『府報』第一三〇五号、二四頁 総督秘書官大津麟平、

彰化庁長須田綱鑑及び総督府属川中子安次郎が職務上不都合により譴責

鳳山庁属小林金一郎が過去免官された経歴の詐称により免官 明治三六年七月一四日『府報』第一三七五号、二三頁

台南庁長山形條人が職務怠慢により譴責 明治三六年八月二五日『府報』第一三九三号、三六頁

明治三六年九月一日『府報』

第一三九四号、

一頁。

台北庁長菊池末太郎と府属が職務怠慢により譴責明治三六年九月八日『府報』第一三九六号、八頁。

蕃薯寮庁警部補松沢龍光、澎湖庁属田中鋼次郎、監獄監吏松井安藏明治三六年九月二三日『府報』第一四〇五号、五二頁~五三頁。

監獄監吏松井安藏が職務怠慢により譴責

澎湖庁和田博が無許可帰省により九箇月月俸三分の一減俸

蕃薯寮警部補松本太郎が監督不行届により譴責斗六庁警部池辺正実が平素不注意により譴責

監獄監吏水間良輔が監督不行届により一箇月月俸一〇分の一減調を受ける。

監獄監吏福田台記が職務怠慢により六箇月月俸四分の一減俸

明治三六年一〇月三一日『府報』第一三二三号、六二頁~六三頁監獄吏武川銓之助が監督不行届により譴責

鳳山庁警部補平峰武二が官物保管不注意により四箇月月俸四分の深坑庁警部補荒尾豊太郎が監督不行届により三箇月月俸一〇分の深坑庁警部永田綱明が職務怠慢により譴責

減

台北庁技手片山政次が職務怠慢により二箇月月俸五分の一説桃仔園庁属近藤謙太が職務義務違反により免官

明治三六年一一月一八日『府報』第一四三三号、

九三頁

三等郵便局長大津一郎が職務怠慢により譴責明治三六年一二月九日『府報』第一四四二号、二二百

蕃薯寮庁長石橋亨が職務怠慢により譴責

100 同上。四二八頁~四二九頁 台湾総督府警保局編『台湾総督府警察沿革誌』 V 四七五頁。

101

- 102 村崎長昶「五十年前の色彩」。緒方武歳『始政五十年台湾草創史』 所収 台湾南天書局、 一九九五年復刻、二三〇頁~
- 104 103 中辻喜次郎「南船北馬の回顧」。同前掲緒方武歳『始政五十年台湾草創史』所収、二〇八頁 村崎長昶「五十年前の色彩」。 同前掲緒方武歳『始政五十年台湾草創史』所収、二二八頁。
- 106 105 橋口兼清 台湾国史館台湾文献館藏『自開府至軍組織中台湾総督府公文類纂 二七』〇〇〇三八 二〇。 『橋口文藏遺事録』、非売品、明治三九年六月、一六七頁。
- 107 台湾総督府『府報』第二二二一号、明治四〇年六月二八日、四八頁~四九頁。
- 109 108 第一三回議会 第一三回帝国議会衆議院台湾事業公債法案審査特別委員会速記録 (第四号)。同前掲 鶴見祐輔『後藤新平』第二巻、 明治三一年) に収録、東京大学出版会、一九八〇年、二〇六頁~二〇七頁 勁草書房、一九六五年、一七〇頁。 『帝国議会衆議院委員会会議録
- 111 110 台湾経世新報社『台湾大年表』、緑陰書房、一九九二年復刻、六七頁 台湾総督府『台湾総督府民政部事務成蹟提要』(明治三十三年度分)、八四頁
- 112 設し、日本銀行京都支店舎、福岡日本生命九州支社舎、東京駅、大阪中央公会堂等を設計した。 参与した有名な近代建築設計家である。 総督府土木局営繕課長に就いている。 このうち、辰野は、卒業した後、イギリスに留学し、帰国後、西洋と日本の建築理論を生かし、 辰野・伊東・野村は、それぞれ明治一二年、明治二五年、明治二八年の東京帝国大学工科大学建築学科の卒業生である。 野村は、 その後、建築家荒木栄一、福田東吾と総督府博物館、 自ら辰野式建築様式を創 野村は、 総督官邸の設計等に 明治四二年現在
- 113 長野宇平治は、慶応三年新潟県に生まれ、明治二六年、東京帝国大学工科大学建築学科卒、 同行北海道小樽支店勤務。 著名な建築設計家として日本銀行本店等設計に参与した。 明治四二年現在、 日本銀行
- 114 森山松之助は、 明治三〇年、 東大工科大学建築学科卒、 総督府鉄道部庁舎・専売局庁舎・台北庁舎・台中庁舎・台南庁

- 舎・及び新宿御苑台湾閣等の設計者である。
- (⑪) 林進発『台湾統治史』、民衆公論社、一九三五年、一八六頁(⑪) 台湾経世新報社『台湾大年表』、八七頁。
- (⑴) 内閣官報局『官報』第三九四二号、明治二九年八月一八日、一六七頁。
- 118 服用の絨価格が高騰したため、適宜の地質に、夏服の生地は白い生地から鼠色に改正された。さらに、 この総督府文官服制は、その後、幾つかの改正がなされた。例えば、明治三八年八月、総督府は、 日露戦争中、 明治四三年一二月 文官制
- 119 台湾総督府『台湾総督府民政部事務成蹟提要』(明治三十二年度分)、一八頁~一九頁

文官の佩剱が長剱から短剱となった。

- 120 台湾総督府『府報』第五一〇号、明治三二年四月三〇日、四八頁~四九頁。
- (⑪) 台湾総督府警保局『台湾総督府警察沿革誌』 >、九八二頁。
- (⑿) 台湾教育会『台湾教育沿革誌』、青史社、一九八二年復刻版、二五頁。
- (23) 大浜徹也『乃木希典』、雄山閣、一九六七年、七八頁。
- 124 台湾国史館台湾文献館藏『明治三一台湾総督府公文類纂 追加四。〇〇三二八 _ = -°
- 125 四九八頁。 明治二九年三月三〇日勅令第一〇〇号「台湾総督府職員加俸支給規則」。『官報』 第三八二三号・明治二九年三月三一日:
- 126 月二八日勅令第一三七号「台湾満韓及樺太在勤文官 長官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ五トシ其ノ他ノ高等官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ五以内、判任官ハ十分ノハ以内」[明治四三年ニ 上昇傾向が窺える。例えば、明治四三年三月、外地が台湾総督府から関東都督府、韓国統監府、樺太庁へ拡張したのに伴 『府報』第三一七号、明治三一年六月三〇日、九五頁。なお、かかる台湾総督府の在勤文官官僚を対象とした加俸制度 政府は、 大連旅順租界、樺太及び南洋諸島などの外地拡大に伴い、改正を繰り返したうえ、外地在勤文官の加俸基準の 同加俸令を改正し、 加俸対象が上記の外地機関に拡大しながら、韓国「統監、台湾総督、 加俸令」(内閣官報局『官報』号外、明治四三年三月二八日、 関東都督及樺太庁 四六

頁]となった

127 井出季和太『興味の台湾史話』、南天書局、一九九七年復刻版、二三一頁~二三二頁。

『官報』第四〇六五号、明治三〇年一月二〇日、一七〇頁

128

内閣官報局

- 129 多田吉三『明治家計調査集』(青史社、一九九二年、五〇七頁) によると、四斗五升が八円四銭であった。
- 130 台湾総督府官房企画部『家計調査集成』一九、青史社、二〇〇〇年復刻版、六六頁。
- 131 体育会に置かれ、初代会長は公爵岩倉具定夫人久子であった。 日本愛国婦人会は、もともと奥村五百子の提唱より、明治三四年三月、東京で発足した。成立当初、 昭和八年、愛国婦人会台湾支部は、愛国婦人会台湾本部に改称された。本章は、研究上の便宜で台湾支部と略す。 仮事務所が東京日本
- 132 愛国婦人会台湾本部『愛国婦人会台湾本部沿革誌』、非売品、一九四一年、七三七頁。
- 133 学会誌』第一六号 一九九六年四月 一七頁~二九頁) 及び同氏「日本統治期台湾のゴルフに関する研究二 台湾ゴルフ 倶楽部の組織化」(弘前学院大学・弘前学院短期大学『紀要』第三三号、一九九七年三月、一七頁~二三頁) を参考され 詳細は、棟方達也「日本統治期台湾のゴルフに関する研究――台湾におけるゴルフの草創」(弘前学院大学
- 134 石井光次郎『回想八十八年』、カルチャー出版社、一九七六年、二〇二頁。
- 135 『紀要』第三三号、一九九七年三月、一七頁~一八頁。 棟方達也「日本統治期台湾のゴルフに関する研究二(台湾ゴルフ倶楽部の組織化」。 弘前学院大学・弘前学院短期大学
- 136 田中一二『台湾の新人旧人』、台湾成文出版社、一九九九年復刻版、一九〇頁~二〇三頁
- 137 「淡水館の由来」。井出季和太『興味の台湾史話』、台湾南天書局、一九九七年復刻版、二〇七頁。
- 139 138 中辻喜次郎「渡台難航」。 福井県郷友会編『福井県郷友会員名簿』(昭和一二年一月現在)、非売品、昭和一二年六月 内藤菱崖『台湾四十年回顧』、 非売品 一九三六年、一一九頁。
- (⑪) 橋口兼清『橋口文藏遺事録』、二三頁~三六頁。
- (11) 同上。七頁~一一頁
- 142 青柳達雄 『満鉄総裁中村是公と漱石』、 勉誠社、 一九九六年、七頁——一頁。

299 (299) 中京法学45巻1・2号(2010年)

156

- 144 143 同上。 同上。一八頁 一八頁と三五九頁。
- 145 台湾国史館台湾文献館藏『明治四三年台湾総督府公文類纂 = 〇 六 〇
- 146 台湾国史館台湾文献館藏『明治四三年台湾総督府公文類纂 Ę 〇 六 二 Ę
- 147 二三三頁。 明治二三年六月二〇日法律第四三号「官吏恩給法」。同前掲内閣官報局『官報』第二〇九二号、明治二三年六月二一日、
- 148 の通算が一九年九箇月であった。 大島は、東大を出た後、 明治三三年七月、衆議院書記官に命じられてから、明治四三年七月、 退官するまで、 在官年数

明治三三年三月三〇日法律第七五号「台湾ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料法」。『官報』第五〇二一号、

明治三三年

150 三月三一日、四六五頁 正一三年) 東京大学出版会、一九八二年、一三頁 大正一四年一月二三日第五〇回衆議院本会議上加藤国務大臣の演説。 『帝国議会衆議院議事速記録』 (第五〇回議会 大

149

- 151 『台湾時報』大正一四年三月 (六五号)、三頁。
- 153 152 内閣印刷局『大正年間法令全書』(大正一三年 二)、 内閣印刷局『大正年間法令全書』(大正一四年 原書房、 原書房、 一九九五年、八三頁。 一九九五年、二一九頁。
- 154 緒方武歳『始政五十年台湾草創史』、八五頁。
- 155 猪野三郎『大衆人事録』(昭和三年版)、日本図書センター、一九八九年復刻版、

台湾総督府『府報』第八一五号、明治三三年九月一一日、二〇頁

- 157 戸水汪『台湾みやげ』、非売品、一九〇五年、七二頁
- 158 台湾総督府『府報』第八九六号、明治三四年一月三一日、五五頁。

159

台湾総督府『府報』第九一三号、

160

三十四銀行の前身の一つは、大阪中立銀行であった。明治二八年、 大阪中立銀行は、 総督府の台湾設置とともに、 総督

明治三四年三月二日、四頁。

<u>162</u> <u>161</u>

同上。再版の辞。

台湾新民報社『台湾人士鑑』(昭和一二年版)、湘南堂書店、一九八六年復刻版。

木村は、この台湾各支店の初代支配人に推挙された。

大阪中立銀行が第三十四銀行に併合

されるにつれ、その台湾支店も三十四銀行の支店となり、

府の国金庫取扱機関として、基隆、台北と台南各地に出張所を置いた。明治三二年、